

安田町地域防災計画

一 般 対 策 編

目 次

第1編 総 則.....	1
第1章 総則.....	1
1. 計画の目的.....	1
2. 一般対策編の構成及び内容.....	1
3. 一般対策編の修正.....	1
4. 用語の定義.....	2
5. 安田町防災会議.....	3
6. 高知県地域防災計画との関係.....	3
7. 計画の周知徹底.....	4
第2章 町及び防災関係機関の業務の大綱.....	5
1. 安田町.....	5
2. 高知県.....	5
3. 指定地方行政機関.....	6
4. 自衛隊.....	9
5. 指定公共機関.....	10
6. 指定地方公共機関.....	11
第3章 住民及び事業者の責務.....	14
1. 住民.....	14
2. 事業者.....	14
第4章 安田町の地域特性と災害特性.....	15
1. 安田町の地理的要件.....	15
2. 社会的要件.....	15
3. 地形から想定できる災害.....	16
4. 災害の想定.....	17
第2編 災害予防対策.....	18
第1章 まちの防災性能を高める.....	18
1. 防災拠点施設.....	18
2. 緊急道路・交通.....	19
3. 防災機能を持つ空間の整備・拡充.....	20
4. ライフライン施設の耐震化.....	21
5. 農林業施設の災害予防.....	21
6. 文化財災害予防.....	22
第2章 大規模災害に備える.....	23
1. 避難対策.....	23
2. 災害時の医療確保計画.....	30
3. 要配慮者対策.....	32
4. 緊急輸送整備.....	37
5. 生活関連物資の確保.....	38
6. 応急給水体制整備.....	39
7. 備蓄・調達・輸送体制の整備.....	39
8. 消毒・保健衛生体制の整備.....	40
第3章 様々な災害からまちを守る.....	41

1.	水害予防.....	41
2.	地盤災害予防.....	41
3.	高潮災害予防計画.....	42
4.	気象災害予防.....	43
5.	火災・危険物災害予防.....	66
第4章	防災知識と行動力を高める.....	68
1.	防災教育の充実.....	68
2.	防災に関する知識の普及等.....	69
3.	防災訓練.....	70
4.	法令に定められた住民・事業者の関係.....	71
5.	自主防災組織の整備促進.....	72
6.	災害ボランティア協働.....	75
7.	複合災害対策.....	76
第3編	災害応急対策.....	77
第1章	応急対策活動組織の確立.....	77
1.	防災組織.....	77
2.	動員計画.....	82
3.	県及び町の業務継続性の確保.....	85
第2章	迅速かつ的確な情報体制の確立.....	86
1.	情報収集・伝達.....	86
2.	被害状況調査報告計画.....	91
3.	災害広報対策.....	94
4.	災害広聴対策.....	96
5.	情報収集に基づく警戒活動.....	96
6.	二次災害の防止.....	98
第3章	災害時の消防・危険物対策.....	99
1.	災害時消防活動計画.....	99
2.	危険物対策.....	101
第4章	避難体制の確立.....	102
1.	避難・誘導.....	102
2.	警戒区域の設定.....	107
3.	避難所の開設.....	108
4.	要配慮者への対応.....	111
第5章	救助・救急活動体制の確立.....	112
1.	救助・救出.....	112
2.	医療救護計画(詳細は「安田町医療救護計画 平成30年3月」を参照)	113
3.	災害救助法の適用.....	118
第6章	給水及び食料・生活必需品の供給.....	121
1.	給水計画.....	121
2.	食料供給計画.....	122
3.	生活必需品の供給.....	124
第7章	災害時の防疫及び保健・衛生活動.....	126
1.	防疫活動.....	126

2. 清掃活動（詳細は「安田町災害廃棄物処理計画 平成 30 年 3 月」参照）	127
3. 災害時のし尿処理	128
4. 保健活動	129
5. 犬、猫、特定動物等の保護及び管理	129
第 8 章 災害時の遺体の処理及び埋葬	130
1. 遺体の捜索（詳細は「安田町遺体対応マニュアル 平成 31 年 3 月」参照）	130
2. 遺体の処理	131
3. 遺体の埋葬	131
第 9 章 災害時の障害物除却	133
1. 道路、河川関係障害物の除却	133
2. 住居関係障害物の除却	133
第 10 章 災害時の緊急輸送対策及び交通対策	135
1. 緊急輸送	135
2. 交通対策計画	139
第 11 章 災害時の労務供給体制	141
1. 労務供給	141
2. 従事協力命令	142
3. 応援要請	143
4. 日本赤十字奉仕団への協力要請	145
第 12 章 災害時の応急住宅対策	146
1. 応急仮設住宅の供与	146
2. 被災住宅の応急修理	147
3. その他の応急住宅対策	148
第 13 章 災害時の文教対策	150
1. 文教施設対策計画	150
2. 応急教育	151
3. 文化財施設対策	153
第 14 章 災害時の警備対策	155
1. 警備対策	155
第 15 章 ライフラインの応急・復旧対策	156
1. 水道施設対策	156
2. 電力施設対策	157
3. 通信施設対策	158
第 16 章 災害時の支援受け入れ	159
1. ボランティア受け入れ	159
2. 義援金品の受付・配布	160
第 17 章 災害時の自衛隊派遣要請及び広域応援要請	162
1. 自衛隊の災害派遣	162
2. 派遣要請	163
3. 受け入れ体制	164
4. その他の確認事項	165
第 18 章 突発的な事故対策	166

1. 事故の対象.....	166
2. 措置体制.....	166

第 1 編 総 則

第 1 章 総則

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災害対策基本法」という）第 42 条の規定に基づき、安田町防災会議が作成する各種の災害の対策に関する計画であって、町域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、住民の生命・身体・財産を保護するとともに、各種の災害による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

2. 一般対策編の構成及び内容

この計画は、安田町(以下「町」という。)において想定される各種の災害に対して、町が処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、総則、災害予防対策、災害応急対策から構成される。

2-1 総則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、町が行う各種の災害の対策に関する計画の方針について定める。

2-2 災害予防対策

各種の災害を未然に防止し、又、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

2-3 災害応急対策

各種の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これを防御し、又は応急的対応を行う等、災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

3. 一般対策編の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、安田町防災会議が適宜必要と認める場合においては検討を加え、必要があると認める時はこれを修正する。各機関は、関係ある事項について、安田町防災会議が指定する期日までに計画修正案を町の防災担当課まで提出するものとする。

4. 用語の定義

- 住民・・・・・・・・町に地域に住所を有する者をいう。
- 住民等・・・・・・・・上記に加え、他地域から町の地域に通学、通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等も含める。
- 要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する方をいう。
- 避難行動要支援者・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいう。
- 防災関係機関・・・・町や市・村、県、国、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。
- 町・・・・・・・・町の部課、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）をいう。
- 県・・・・・・・・県の部局及び出先機関、教育委員会等をいう。
- 警察・・・・・・・・警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいう。
- 消防機関・・・・・・・・消防本部、消防局、消防署、消防団をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上及び航空自衛隊をいう。
- ライフライン・・・・電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいう。
- 避難場所・・・・・・・・津波や地震等の災害から一時的に避難する場所をいう。
- 津波避難場所・・・・避難場所のうち、津波から一時的に避難するための高台や津波避難ビル等、町があらかじめ指定した場所や施設をいう。
- 避難所・・・・・・・・災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活する施設をいう。
- 指定避難所・・・・避難所のうち、町が指定した施設をいう。

5. 安田町防災会議

安田町防災会議は、町の防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、設置された付属機関である。

安田町防災会議は、町の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を図ることを任務とする。また、地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、安田町防災会議の委員への任命等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。加えて、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、ICT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用等、災害対応業務のデジタル化を促進する。

なお、住民等から地区防災計画に関する提案があった場合、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認める時は、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

5-1 所掌事務

安田町防災会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 安田町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 地区防災計画の策定に関すること
- (3) 当町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 当町の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県並びに各関係機関との連絡調整を図ること。
- (5) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、法律又は、これに基づく政令によりその権限に属する事務。

5-2 組織及び運営

安田町防災会議の組織及び運営については、災害対策基本法第 16 条及び安田町防災会議条例(昭和 63 年条例第 3 号。)の定めるところによる。

6. 高知県地域防災計画との関係

安田町地域防災計画は高知県地域防災計画(以下「県地域防災計画」という。)を基準とし、共通する計画については県地域防災計画を準用し、県地域防災計画において市町村が作成すべきものとして指定されている事項については、当町の実情に合わせて作成する。

7. 計画の周知徹底

安田町地域防災計画は、町職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要施設の管理者等に周知徹底させるとともに、住民にも広く周知徹底するものとする。

第2章 町及び防災関係機関の業務の大綱

1. 安田町

地域防災に関して、町が処理すべき事務又は業務はおおむね次のとおりである。

- (1) 安田町地域防災計画を作成し、その実施の推進に関すること
- (2) 防災に関する組織の整備に関すること
- (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施に関すること
- (4) 自主防災組織の育成指導、その他住民の災害対策の促進に関すること
- (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること
- (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検に関すること
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること
- (8) 避難指示及び指定避難所の開設に関すること
- (9) 消防、水防その他応急措置に関すること
- (10) 被災者に対する救助及び救護等の措置に関すること
- (11) 緊急輸送の確保に関すること
- (12) 食料、医薬品、その他物資の確保に関すること
- (13) 災害時の保健衛生及び応急教育の確保に関すること
- (14) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること
- (15) 災害復旧・復興の実施に関すること

2. 高知県

地域防災に関して、高知県(以下「県」という。)が処理すべき事務又は業務はおおむね次のとおりである。

- (1) 高知県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施に関すること
- (2) 防災に関する組織の整備に関すること
- (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施に関すること
- (4) 自主防災組織の育成指導、その他住民の自発的な防災活動の促進に関すること
- (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること
- (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検に関すること
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること
- (8) 市町村が実施すべき避難指示及び指定避難所の開設の代行に関すること
- (9) 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行に関すること
- (10) 被災者に対する救助及び救護等の措置に関すること
- (11) 緊急輸送の確保に関すること
- (12) 食料、医薬品、その他物資の確保に関すること
- (13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保に関すること
- (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること

- (15) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置に関する事
- (16) 災害復旧・復興の実施に関する事

3. 指定地方行政機関

地域防災に関して、指定地方行政機関が処理すべき事務又は業務はおおむね次のとおりである。

(1) 四国管区警察局

- ①管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整に関する事
- ②他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事
- ③管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡に関する事
- ④警察通信の確保及び統制に関する事
- ⑤管区内各県警察への気象警報等の伝達に関する事

(2) 四国財務局高知財務事務所

- ①公共土木施設災害復旧事業費査定立会
- ②農林水産業施設災害復旧事業費査定立会
- ③災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内での次の事項の実施要請
 - ア 災害関係の融資
 - イ 預貯金の払戻及び中途解約
 - ウ 手形交換、休日営業等の配慮
 - エ 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予
 - オ その他非常金融措置
- ④地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け
- ⑤地方公共団体に対する短期資金の貸付け
- ⑥災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付けに関する事

(3) 四国厚生支局

- ①独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整に関する事

(4) 中国四国農政局

- ①海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護に関する事
- ②農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関する事
- ③農作物に対する被害防止のため営農技術指導に関する事
- ④農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病害

- 虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関する事
⑤農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援
⑥被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融
公庫資金等の融資に関する事
⑦応急用食料・物資の供給に関する支援

(5) 四国森林管理局

- ①森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業
の実施に関する事
②国有保安林の整備保全に関する事
③災害応急対策用木材（国有林）の需給調整に関する事
④民有林における災害時の応急対策等に関する事

(6) 四国経済産業局

- ①被災した商工業、鉱業等の事業者に対する業務の正常な運営の確保に関す
ること
②災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関
すること
③災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等に関する事
と

(7) 中国四国産業保安監督部四国支部

- ①災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等
②危険物等の保安の確保
③鉱山における災害の防止に関する事
④鉱山における災害の応急対策に関する事

(8) 四国運輸局高知運輸支局

- ①災害時における自動車による輸送の斡旋に関する事
②災害時における旅客及び物資の輸送を確保するため、船舶等の調達斡旋に
関すること

(9) 大阪航空局高知空港事務所

- ①災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保に関する事
②航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化に関する事

(10) 高知海上保安部

- ①海上災害に関する警報等の伝達・警戒に関する事

- ②海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査に関する事
- ③海上における人命救助に関する事
- ④避難者、救援物資等の緊急輸送に関する事
- ⑤係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査に関する事
- ⑥海上における流出油事故に関する防除措置に関する事
- ⑦船舶交通の制限・禁止及び整理・指導に関する事
- ⑧危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止に関する事
- ⑨海上治安の維持に関する事
- ⑩海上における特異事象の調査に関する事

(11) 高知地方気象台

- ①気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達に関する事
- ②気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表
- ③災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説
- ④防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(12) 四国総合通信局

- ①各種非常通信訓練の実施及びその指導に関する事
- ②高知県非常通信協議会の育成指導に関する事
- ③災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理に関する事
- ④災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集に関する事
- ⑤災害時における通信機器の供給の確保に関する事

(13) 高知労働局

- ①事業場施設及び労働者の被災状況の把握に関する事
- ②二次災害発生おそれのある事業場に対する災害防止の指導に関する事
- ③災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導に関する事
- ④被災事業場の、作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導に関する事
- ⑤労働条件の確保に向けた総合相談に関する事
- ⑥事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払に関する事
- ⑦被災労働者に対する労災保険給付に関する事
- ⑧労働保険料の納付に関する特例措置に関する事
- ⑨雇用保険の失業認定に関する事
- ⑩被災事業所離職者に対する求職者給付に関する事

(14) 四国地方整備局

- ①直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧に関する事
- ②水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達に関する事
- ③洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達に関する事
- ④直轄河川の水質事故対策、通報等に関する事
- ⑤直轄ダムの放流等通知に関する事
- ⑥港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止に関する事
- ⑦港湾・海岸・空港の災害応急対策に関する事
- ⑧港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除に関する事
- ⑨災害関連情報の伝達及び提供に関する事
- ⑩防災知識の普及、啓発活動及び防災訓練の実施に関する事
- ⑪公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援に関する事
- ⑫緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣

(15) 中国四国防衛局

- ①災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整に関する事
- ②災害時における米軍部隊との連絡調整に関する事

(16) 中国四国地方環境事務所

- ①環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による染状状況の情報収集及び提供に関する事
- ②廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関する事
- ③家庭動物の保護等に係る支援に関する事

(17) 国土地理院四国地方測量部

- ①災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関する事
- ②災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力に関する事
- ③災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力に関する事
- ④災害復旧・復興に当たって、国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施及び公共基準点の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関する事

4. 自衛隊

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事

- (2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力に関する事
- (3) 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）に関する事
- (4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与に関する事

5. 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社

- ①被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事
- ②被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
- ③被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事
- ④被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分に関する事
- ⑤被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除に関する事
- ⑥為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関する事
- ⑦逡信病院の医療救護活動に関する事
- ⑧簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請に関する事
- ⑨被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関する事

(2) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）

- ①電気通信設備の保全及びその災害復旧に関する事
- ②災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達に関する事

(3) 株式会社 NTT ドコモ四国・KDDI 株式会社・ソフトバンク株式会社

- ①電気通信設備の保全及びその災害復旧に関する事
- ②災害非常通話の確保に関する事

(4) 日本銀行

- ①現金の確保及び決済機能の維持に関する事
- ②金融機関の業務運営の確保に関する事
- ③非常金融措置の実施に関する事

(5) 日本赤十字社

- ①災害時における医療救護活動に関する事
- ②こころのケア

- ③遺体の処理及び助産に関すること
- ④血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること
- ⑤被災地応援救護班の編成、派遣の措置に関すること
- ⑥被災者に対する救援物資の配布に関すること
- ⑦義援金の募集受付に関すること
- ⑧防災ボランティア活動体制の整備に関する

(6) 日本放送協会

- ①住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関すること
- ②災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
- ③生活情報、安否情報の提供に関すること
- ④社会福祉事業団等による義援金品の募集協力に関すること

(7) 西日本高速道路株式会社

- ①管理する道路等の保全及び災害復旧に関すること

(8) 四国旅客鉄道株式会社

- ①鉄道施設等の保全に関すること
- ②救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(9) 四国電力株式会社

- ①電力施設の保全、保安に関すること
- ②電力の供給に関すること

6. 指定地方公共機関

(1) 四国ガス株式会社

(2) 一般社団法人高知県 LP ガス協会

- ①ガス施設の保全、保安に関すること
- ②ガスの供給に関すること
- ③避難所への支援に関すること

(3) 株式会社高知放送

(4) 株式会社テレビ高知

(5) 高知さんさんテレビ株式会社

(6) 株式会社エフエム高知

- ①気象警報等の放送に関すること
- ②災害時における広報活動に関すること

- ③住民に対する防災知識の普及に関する事
- ④住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- ⑤生活情報、安否情報の提供に関する事

(7) 土佐くろしお鉄道株式会社

- ①鉄道施設等の保全に関する事
- ②救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

(8) とさでん交通株式会社

(9) 一般社団法人高知県バス協会

- ①災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力に関する事

(10) 高知東部交通株式会社

- ①災害時における旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力に関する事

(11) 一般社団法人高知県トラック協会

- ①災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事

(12) 一般社団法人高知県医師会

- ①災害時における医療救護活動に関する事
- ②大規模災害時における、「高知県災害時医療救護計画」に基づく各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関する事。

(13) 一般社団法人高知県建設業協会

- ①災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関する事

(14) 公益財団法人高知県消防協会

- ①防災・防火思想の普及に関する事
- ②消防団員等の教養・訓練及び育成に関する事
- ③要配慮者等の避難支援への協力に関する事

(15) 公益社団法人高知県看護協会

- ①災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策に関すること
- ②大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関すること

(16) 社会福祉法人安田町社会福祉協議会

- ①要配慮者等に関する地域の防災対策への協力に関すること
- ②災害時における福祉施設の人材確保の協力に関すること
- ③災害時におけるボランティア活動に関すること
- ④生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関すること

(17) 株式会社高知新聞社

- ①県民に対する防災知識の普及に関すること
- ②災害時における広報活動に関すること
- ③災害時における生活情報、安否情報の提供に関すること

(18) 一般社団法人高知県歯科医師会

- ①災害時における歯科医療救護活動に関すること
- ②大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関すること

(19) 公益社団法人高知県薬剤師会

- ①災害時における薬剤師の派遣に関すること
- ②大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び救急医療情報センターと協力した医療救護活動に関すること

第3章 住民及び事業者の責務

住民及び町内に事業所を有する事業者は、災害対策基本法第7条の規定に基づき、「自助・共助、自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識を持ち、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、それぞれの立場で防災に寄与することを目標に、地域の防災力の向上を図るため、共同して訓練の実施、要配慮者等の避難支援体制の構築等、防災活動の推進に努めるものとする。

1. 住民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに迅速な避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所運営への協力等、防災関係機関が行う防災活動への協力を努めるものとする。

2. 事業者

事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検及び見直し等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努めるものとする。

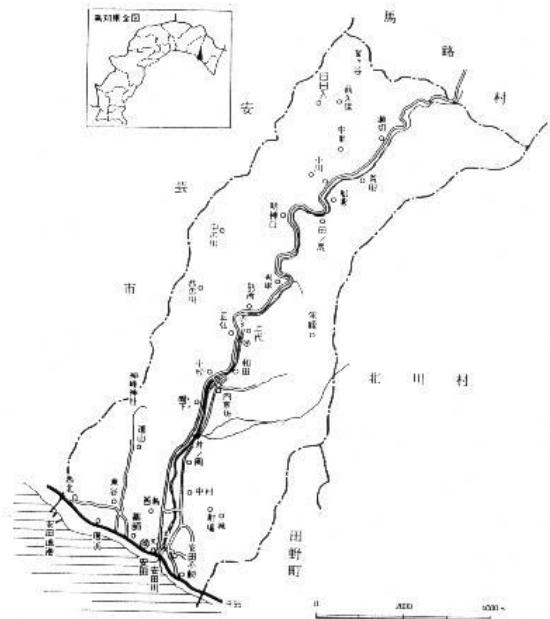
[災害時に果たす役割]

- ①従業員や利用者等の安全確保
- ②二次被害の防止
- ③事業の継続
- ④地域への貢献及び地域との共生

第4章 安田町の地域特性と災害特性

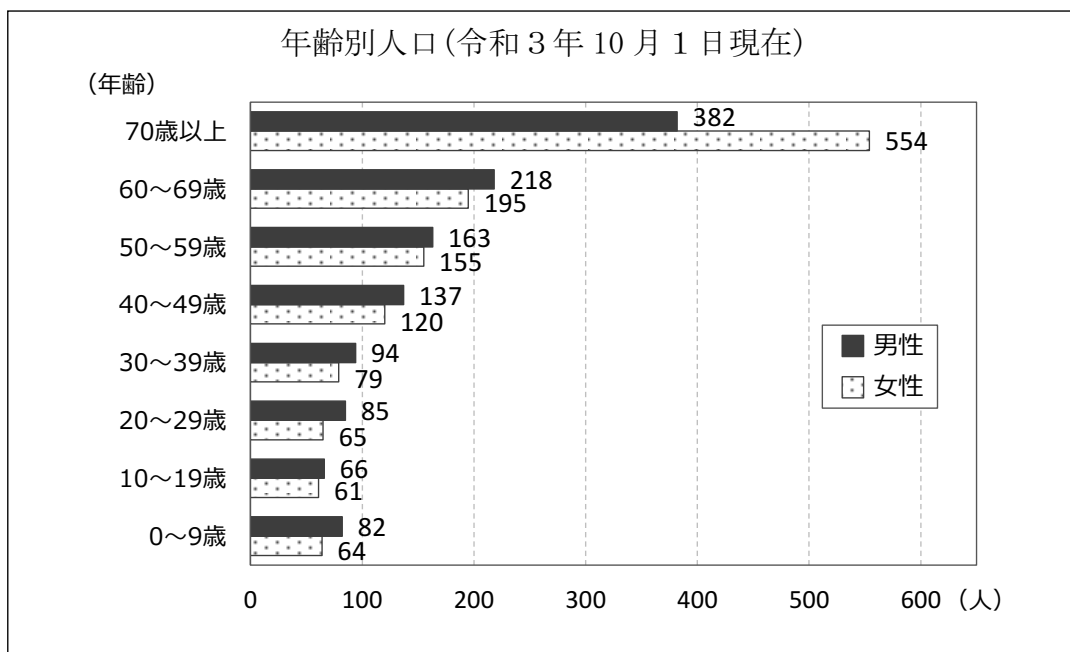
1. 安田町の地理的要件

当町は、県の南東部に位置し高知県庁から約 50 km の距離にある。総面積は 52.36 km²、東西にほぼ 4.2 km、南北に 12.5 km、東は田野町、北川村、北は馬路村、西は安芸市と接している。馬路村からの安田川が中央部に流れ、周辺に氾濫平野を形成し土佐湾に流れ込んでいる。当町への主な道路交通は国道 55 号で、当町の海岸線を東西に走り、高知市と室戸市を結んでいる。役場から山間部に向かう道路は安田川沿いの県道 12 号安田東洋線で、北接する馬路村に至る幹線道路となっている。



2. 社会的要件

当町の人口は 2,520 人で総世帯数は 1,248 世帯である。人口は漸減傾向にあり、65 歳以上の人の割合を示す高齢化率は約 45.2% となっている。人口構造は右のとおりである。



【行政区別人口及び世帯数】（令和3年10月1日現在）

地区名	東島地区	西島地区	安田地区	不動地区	薬師地区	唐浜地区	東谷地区	間下地区
地区世帯	210世帯	72世帯	212世帯	130世帯	187世帯	108世帯	89世帯	22世帯
地区人口	472人	144人	393人	266人	331人	252人	203人	54人

地区名	内京坊地区	正弘地区	中ノ川地区	西ノ川地区	別所地区	与床地区	小川地区	中里地区
地区世帯	21世帯	68世帯	27世帯	13世帯	21世帯	23世帯	14世帯	6世帯
地区人口	33人	145人	44人	30人	44人	35人	21人	10人

地区名	船倉地区	瀬切地区	日々入地区	合計
地区世帯	9世帯	14世帯	2世帯	1,248世帯
地区人口	15人	24人	4人	2,520人

「住民基本台帳」による

3. 地形から想定できる災害

（平成3年度「安田町地区別防災地区説明書」に基づく）

3-1 平野部の内水災害

当町の平野部を流れる安田川は一定量の雨量があった時、水害が起こる可能性が想定される。特に安田川支流の野田川は、本流より勾配がゆるいため、本流が増水した時は排水が不良になったり、逆に本流からの水が流れ込むことで氾濫すると思われる。中山地区では安田川が大きく蛇行しており、堰堤が低く川床の勾配が少ないことから、与床等では溢水がある。唐浜地区では海岸付近に砂丘があり、東谷川が大きく屈折し海に注いでいる。この川は、改修工事はなされているが、一部が天井川となり今日も溢水のおそれがある。

3-2 臨海部の地震災害

南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測の概要[高知県版第2弾(平成24年12月)]では、町沿岸部で最大震度7、内陸部で震度6強の地震が発生することが想定される。

地震に伴い、30cmの津波が約10～20分後に沿岸部に到達し、約20～30分後に陸上での浸水が想定される。既往の津波で浸水が想定されていた唐浜・薬師・町・不動地区に加え、安田川の遡上に伴い西島・東島地区における浸水が予測される。

3-3 山脚地帯の土砂災害

当町の山間部は急斜面が多く直線上の流路を持つ溪流が多く見られ、沖積錐が発達していることから、多雨時の土砂流発生が予測される個所がある。また、安田川流域では崩壊地が数カ所に見られ、今後とも続くおそれがある。当町の土地

利用の特質として、平野部はほとんどが農地利用され、人家は山脚地帯に位置している。斜面崩壊のおそれがある山地斜面や崖等が多い人家周辺の斜面の監視を充分に行うとともに、大雨の際は早めに安全な避難場所に避難する必要がある。

3-4 林野部の大規模火災災害

当町の林野面積は約 4,247ha で、総面積の約 81.1%を占める。一度火災が発生すれば、消火活動は困難を極め、延焼により甚大な被害の発生が予想される。

4. 災害の想定

4-1 災害の種類

当町で発生する災害は、おおむね次の2つに大別される。

- (1) 台風、大雨を要因とする土砂災害・洪水等、地震・津波等を要因とする浸水、山腹崩壊等の災害。
- (2) 人為的要因により生ずる大規模な火災、爆発等の災害。

当町の災害想定は、台風、集中豪雨(以下「風水害」という。)及び地震、津波による災害(以下「地震災害」という。)を想定する。大規模な火災、爆発への対策については、風水害及び地震災害への対策を援用する。

4-2 災害の内容

(1) 風水害

当町の既往風水害と同レベル以上の災害を想定する。

(2) 地震災害

南海トラフ地震を想定する。

([高知県版第2弾]南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測 平成24年12月10日 高知県 参照)

(南海トラフ巨大地震による被害想定 平成25年5月15日 高知県 参照)

第2編 災害予防対策

第1章 まちの防災性能を高める

災害に強いまちづくりを進めるためには、地域の現状を把握分析し、問題点を明らかにするとともに、従前より災害時の状況を想定し、災害に負けない地域の構造を確立することが重要である。(特に前兆もなく襲い甚大な被害をもたらす震災への予防対策は、こうした地域の防災資本を平常時より充実していくことがより重要である。詳細は地震及び津波対策編を参照)

このため今後とも、防災の重要性を確認した上で町の行政施策全般に防災の視点を取り入れ、長期的展望に立ちながら町の防災性能の向上に取り組む。

1. 防災拠点施設

1-1 防災拠点施設の十分な安全対策

(1) 既存施設への安全対策

災害時、応急対策の要となる安田町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)は役場庁舎に置く。庁舎については、防災会議室や備蓄倉庫を完備した防災拠点となっており、十分な安全対策がとられている。

また、当町が大規模に被災した場合、町内の公共施設には災害対策本部の他、医療救護施設、避難施設、収容施設等が置かれる。このため町内の公共、公益施設にはあらかじめ耐震診断を行い、これに基づく補強、改修を順次実施する。

災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(2) 安全対策の優先順位

それぞれの施設が受け持つ防災業務の明示をした上で優先順位を定めるとともに、必要な機能の充実を図る。

(3) 新設施設への安全対策

新設される公共施設については、設計段階から特に耐震性能に留意する。構造、設備、内装について多面的に検討し、単に倒れないだけでなく、混乱なく応急対策活動に活用できるものとする。

1-2 通信設備・機器の充実

災害対策本部が設置される役場庁舎には、高知県庁と結ぶ有線電話・無線電話、及び優先電話が置かれ、各地区に情報を伝達する防災行政無線は、庁舎の他、中山支所と安田町福祉館に置かれている。中山間地域には、災害時の孤立対策として地区集会所に特設公衆電話を設置しているが、通信網が切断された場合の備えが必要であり、衛星携帯電話を配備する等、今後とも通信手段の確保を進め、各防災拠点施設との通信連絡体制の整備に努める。

1-3 消防屯所の立地、構造の点検

安田消防屯所については、施設の安全性と円滑な初動を確保し、防災拠点である役場庁舎とも連携が取れる立地となっている。東島消防屯所及び中山消防屯所については、十分な建物構造を持つことから、災害時の混乱は少ないと思われる。

1-4 防災関連資機材の充実

円滑な応急対策活動を行うには、様々な備蓄資材が必要である。

防災拠点施設には、必要な防災関連資機材を確保するとともに、定期的な点検を行う。また、不足する場合も想定し町内で調達できる体制を確立する。

2. 緊急道路・交通

2-1 緊急時の幹線道路の整備促進

道路は、平常時においては人や物資の運送を担う重要な役割を持ち、災害時には避難、救援、救護、消防活動等の動脈となる。このため町の応急対策活動に特に必要な幹線路は、緊急道路として指定している。この緊急道路については、各道路管理者が有事においても機能が損なわないよう拡幅や法面崩壊、路欠への補強対策、沿道の建築物不燃化を計画的に順次実施する。

2-2 橋梁の整備促進

当町は安田川が南北に流れ、河口の安田川橋には県東部の主要道路である国道55号が走る等、当町の東西はこの川をまたぐ橋梁で結ばれている。橋梁の被災は、応急対策活動に重大な影響を及ぼすことになる。このため、老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補強等の整備促進を図る。

3. 防災機能を持つ空間の整備・拡充

3-1 公園、オープンスペースの確保

大規模災害時、公園やオープンスペースは被災者の避難場所となり、火災の延焼を防止するとともに、対策活動の基地として利用できる。また、平常時は住民のスポーツやレクリエーションの場、憩いの場として機能し、地域の快適性を高める役割を持っている。このため、地域との接点が高く防災機能を持つ公園やオープンスペースの維持及び確保に努める。

3-2 住宅市街地の防火性向上

当町には昔からの住宅地区が多くあり、こうした地区は人家が密集し接続する道路は狭い。突発的な災害が発生した場合、大きく混乱するおそれがある。住宅が密集する地区についてはできることから道路を拡幅するとともに、耐震性や耐火性の高い住宅への建て替えを促進する。また、延焼の遮断帯となる公的な施設を効果的に配する。これにより地区防災性能を高め、あわせて住環境の向上に努める。

3-3 建築物等の安全対策

(1) 公的建築物の耐震不燃化促進

大規模災害の発生時、公的な施設は対策活動に供されることから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に進め、十分な耐震性を持たせ不燃化を促進する。

(2) 一般建築物の耐震不燃化促進

住宅等の建築物の耐震化、不燃化の促進を図り、老朽化した建物等の除却について、住民の理解を深めるよう努める。

(3) ブロック塀、自動販売機等の転倒防止

大規模地震の際には、ブロック塀や自動販売機等の転倒により、避難行動や応急対策活動が大きく阻まれることがある。施工管理や安全な固定法の徹底とともに、危険性のあるものについては、補強措置の指導を行う。

(4) 窓ガラス、看板等の落下防止

窓ガラス、看板等「外部非構造部材」の落下は、人的被害や応急対策活動を阻むおそれがあり、実態を把握し危険なものについては、改善措置を進める。

(5) 家具等の転倒防止

地震時の本棚や食器棚等の家具等転倒防止方法に関する普及啓発及び防止措置を推進する。

4. ライフライン施設の耐震化

4-1 水道施設

当町には水道、電力、通信等のライフライン施設が敷かれている。

これらの施設が大規模災害等で被災した場合、応急対策活動にも支障をきたし、住民生活を維持することが困難になる。特に水道施設は町が管理運営しており、消火活動の根幹をなす。このため、水道施設の耐震化や管路の多重化に取り組むとともに、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制やシステムの整備等応急措置に手間取らないよう送水管網に関する体制やシステム、また資料づくりを行う。

また、災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備を図るとともに、施設、設備等の管理図書の分散、整備に努める。

4-2 電力施設

今日、電力は生活を支える重要なエネルギーであり、大規模災害時においても電力の果たす役割は殊の外大きい。電力事業者が実施する各施設の防災性能の向上に係る業務に協力し、電力施設の整備充実に努める。

電力事業者は、送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講じるとともに、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努め、施設、設備等の管理図書の分散、整備を図るとともに、災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保し、緊急時の輸送体制の整備に努め、避難施設や公共機関、病院等への優先復旧について計画の策定を図る。

4-3 通信施設

大規模災害時、情報の収集・伝達は、円滑な応急対策活動や無用な混乱を防ぐ観点から特に重要である。このため、通信事業者が実施する各施設の防災性能の向上に係る業務に協力し、通信施設の整備充実に努める。

通信事業者は、通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図り、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めるとともに、災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保し、施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

5. 農林業施設の災害予防

5-1 農業用ため池施設

農業用ため池は豪雨の際に、堤が決壊し下流に大きな被害を及ぼすことが予測されるため、耐震化・統廃合といった震災対策の一層の強化を図る。大雨が予測される時は、あらかじめ放水し水位を下げておくとともに、余水吐機能が緊急時にも十分発揮できるよう出水時の貯水制限等の措置を定めるとともに、日常から点検、整備を十分行い危険箇所の早期発見に努め、維持管理を十分に行う。老朽化したため池については、順次改修又は用途廃止を行う。

また、施設の維持管理に必要な事項をあらかじめ施設の管理者に通知するとともに、住民の避難対策の確立について施設の管理者に協力を行う。

5-2 排水施設・機能の充実

冠水による被害を防ぐため、排水構造の改善、排水路の改善等を行う。

5-3 林業施設

林野火災、林道及び治山施設の災害を防止するため、林道施設並びに治山施設の補強、充実等適正な措置を行う。

6. 文化財災害予防

6-1 当町の文化財

当町は、木造薬師如来座像といった国指定の重要文化財をはじめ多くの文化財、史跡を保有している。これらを災害から守り、後世に伝えるために、文化財災害に対する予防対策を計画し、施設の整備を図る。文化財が被災した場合は、所有者又は管理者と連携しながら、被災状況を調査し、その結果を県に報告するとともに、被害の拡大防止と保護に努める。

6-2 予防対策

(1) 文化財の維持管理

文化財の所有者及び管理者が、良好な状況のもとに文化財の維持管理を行うよう、教育委員会が勧告、助言、指導を行う。

(2) 施設の整備

文化財の所有者及び管理者が、消火器、防火水槽、避雷針等の防災対策上必要な施設整備に努めるよう指導する。

(3) 保護思想の普及

文化財保護を推進するため、文化財保護デー、文化財保護月間等を通じて、住民に対する文化財保護思想の普及啓発を行う。

第2章 大規模災害に備える

大規模災害がひとたび起これば、日常は円滑に遂行されている事項も、思わぬ支障を来し大きな混乱を引き起こすことが予想される。

大規模災害が当町を襲った際、できる限り少ない被害にとどまるよう防災性能の高いまちづくりに取り組むとともに、平常時から無用な混乱の起こらないよう対応上の備えを為すことが重要である。このため円滑な応急対策活動が図れるよう、防災に関する地域ソフト面の充実に取り組む。

1. 避難対策

1-1 避難を可能にするサインの整備

当町は、県と協力して日常時と緊急時に避難開始時期等を知らせるサインの整備を進める。

(1) 日常から危険性を知らせるサイン

①サインの種類 (例示)

- 標識
- 避難開始時期を印した水位表示板等の標識
- 過去の災害を伝える津波の碑等のモニュメントや浸水位表示柱
- ハザードマップ等啓発用資料

②サインに含めるべき内容 (例示)

- 危険性があることの警告
- 災害に関する知識
- 避難開始の時期
- 被害の及ぶ範囲

(2) 避難場所を知らせるサイン

日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。なお、従前に使用していた記号は、日本産業規格の記号に統一するよう努める。

①サインの種類 (例示)

- 避難場所を示す標識
- 避難誘導標識
- 夜間に発光する誘導灯や表示

②サインに含めるべき内容 (例示)

- 避難場所の所在地・名称
- 避難経路

(3) 避難の開始を知らせるサイン

①サインの種類 (例示)

- 防災行政無線や可変道路表示板等施設管理者が状況を判断して通知するための施設
- 水位と連動したサイレン等避難開始を自動的に知らせる設備
- 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板等の標識

②サインに含めるべき内容（例示）

- 避難開始時期の到来
- 安全な避難の実施に必要な事項

1-2 自主的な避難

住民は、災害から安全に避難できるよう、避難開始のサインづくりや避難方法の検討に取り組む。

(1) 避難方法についての話し合い

住民は、自主防災組織の取組等を通じ、次のような取組を進めるとともに、実効性のある町の避難誘導計画づくりに参画する。

- 地域の災害についての正しい知識の取得
- 地域の危険箇所の調査
- 緊急避難場所の検討
- 避難経路の検討
- 避難行動要支援者と一緒に避難する計画づくり

(2) 避難開始のサインづくり

住民は、自主防災組織の取組等を通じ、避難開始のサインづくりを進めるとともに、過去に実際に起きた災害の体験等から、以下の事項を参考に住民同士で話し合っ避難開始のサインをつくる。

- 過去の洪水の浸水位、雨量
- 土砂災害が起きた時の雨量
- 津波が来た位置を示す石碑
- 災害の前兆現象（沢の濁りや落石等）
- 防災関係機関の助言
 - ・河川等施設管理者の助言
 - ・防災関係機関の調査（津波浸水予測等）
 - ・気象警報

1 - 3 避難計画

当町は、避難計画をあらかじめ策定する。

(1) 住民との話し合い

①地域の危険性の周知

当町は、防災マップ等を活用し、住民に災害の危険性を説明する。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

②緊急避難場所の選定等

当町は住民の意見を反映して緊急避難場所の選定等を行う。

- ◇緊急避難場所の選定
- ◇避難経路
- ◇住民等への連絡方法
- ◇その他必要な事項

(2) 避難計画の作成

当町は、以下の項目を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。

①市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所等、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ定めておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

②災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

当町は、防災情報協力員を設ける等により、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

③警戒を呼びかける広報活動

当町は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。また、気象警報、土砂災害警戒情報、河川水位情報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

④避難指示等の判断基準

当町は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。なお、避難指示等の発令基準については、「避難情報等に関するガイドライン（内閣府）」を参考にして、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基

準とする。洪水予報河川以外の中小河川についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

⑤施設管理者の助言

防災施設の管理者は、町の避難指示等の判断基準の設定に対し助言する。

⑥消防団による避難誘導の計画

町は、消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導の計画を作成するよう努める。

⑦国土交通大臣が浸水想定区域を指定済及び指定する河川並びに高知県知事が浸水想定区域を指定する河川がある場合の避難計画

町は、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に記載するとともに、避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配付等により周知をする。その中で町は、浸水想定区域内に地下街等及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めるものとする。本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を町長に報告するものとする。要配慮者利用施設については資料編を参照。

⑧土砂災害警戒区域の指定がある場合の避難計画

町は、土砂災害警戒区域ごとに、以下の情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定め、地域防災計画に記載するとともに、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知する。

◇土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

◇避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

◇土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

◇警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上

の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

◇救助に関する事項

◇警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

資料編 2 - ④要配慮者利用施設一覧参照

(3) 消防本部・安芸警察署との連携

消防本部は、町の避難計画作成を支援するとともに、町の避難計画と整合のとれた消防職員の活動を計画する。

安芸警察署は、町の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討する。

(4) 避難訓練の実施

当町は、消防本部と連携し住民と消防団による避難訓練を実施する。その際には町の災害リスクととるべき避難行動等の周知を図る。

(5) 避難についての広報

当町は広報誌等により避難計画を周知する。

1 - 4 避難体制の整備

当町は、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所の整備等を進める。

(1) 一時的な避難

①避難場所

避難の原因に応じた避難場所を選定する。

【避難場所の選定基準】

○原則として避難者一人当たりの面積が、おおむね1㎡以上であること

○昼間人口も考慮し要避難地区のすべての住民を収容できること

○可能な限り危険な地域を避けること

◇土砂災害、浸水等が予測される地域

◇危険物等が備蓄されている施設の近く

◇耐震性が確保されていない建物の近く等

◇その他

②避難路

当町は避難場所へ通じる避難路を選定する。

【避難路の選定基準】

- 可能な限り危険な経路を避けること
 - ◇土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと
 - ◇延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと
 - ◇地下に危険な埋設物がないこと
 - ◇耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと
- 自動車の交通量がなるべく少ないこと
- 避難場所まで複数の道路を確保すること
- 避難路は相互に交差しないこと

③住民の参画

避難場所や避難路の選定は、住民の参画を得て行う。

④広域避難場所

大規模な市街地の火災により生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として整備する。

【広域避難場所と避難路の指定基準】

- 広域避難場所
 - ◇広い面積を有する場所であること以外は避難場所と同様
- 避難路
 - ◇車両が通行可能な幅員を有する道路

⑤避難誘導や避難場所のサインの設置

避難誘導や避難場所のサインの設置を推進する。

- 避難所（場所）を示すサイン、案内板の設置
- 避難場所へ誘導するサインの設置
- 誘導灯等夜間に確認できるサインの設置

(2) 長期的な避難

①避難所

当町は、災害対策基本法第49条7（指定避難所の指定）に基づき、一定期間の避難生活ができる施設を避難所に選定し、指定する。

【長期的な避難所の選定基準】

- 耐震構造を有する等安全な建物であること
- 原則として避難者一人当たりの面積が、おおむね2㎡以上であること
- 水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること

②避難所運営

避難所の運営方法についてあらかじめ定めておく。

- 避難所の管理運営に関すること
- 避難住民への支援に関すること

③避難所の施設・設備の整備

避難所に必要な施設・設備・機器の整備に努める。町で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応する。

○貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用器具、LP ガス、マスク、消毒液、パーテーション等

④感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

⑤多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。

⑥避難所運営への配慮

町は、マニュアルの作成、避難所運営訓練等を通じて、避難所のために必要な知識等の普及に努めるものとする。住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に運営できるように配慮するよう努める。

1-5 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施する。

(1) 学校

地域の特性等を考慮し、避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法を定める。

義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合を想定し、避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法を定める。

(2) 教育行政機関

義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合を想定し、避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法を定める。

(3) 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する対処方法を定める。

(4) 興行場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の、集中や混乱に配慮した避難誘導計画を定める。

1-6 避難所等の一覧

詳細は安田町南海トラフ地震応急期機能配置計画（平成 29 年 3 月）を参照。
施設状況に関しては同計画施設状況カルテを参照。

1-7 避難に係る注意事項の徹底

（1）避難者自身による防災措置

避難に際しては、火気、危険物等を始末した上で避難することを徹底する。

（2）身体を防御する服装

避難に際しては、ヘルメット等で頭部を守り、素足は避け、時間的余裕のある場合、身体を衣類で防御するとともに動きやすい服装とする。また、必要に応じて防寒、防雨具を携帯すること。

（3）最小限の携帯品の必携

避難に際し時間的余裕のある場合、最低限の身の回り品を携帯する。

- ①現金、証書、その他貴重品
- ②飲料水、2食程度の食料
- ③肌着等の最低限の身の回り品
- ④携帯用ラジオ、照明器具、家庭医薬品等

1-8 住民及び観光客等の地理不案内者への周知

防災マップや広報、避難誘導案内板を通じて避難場所、避難路、避難経路の周知徹底を図る。

2. 災害時の医療確保計画

2-1 災害時医療救護体制の整備

（1）高知県災害時医療救護計画の推進

災害時には、県の定める「高知県災害時医療救護計画」を効果的に実効するため、県及び医療関係機関等と連携を図り、医療救護体制の整備を推進する。ここで言う、災害医療救護体制とは、災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生する時医療の途を失った負傷者に、県及び町が医療機関と連携して医療等を提供するものとする。

なお、県災害時医療救護計画を推進するために求められる町の取組は下記のとおり。

- ◇直接住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。
- ◇医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者

に対する処置を行う。

◇救護病院において、医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

(2) 安田町災害時医療救護計画の策定

医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害時医療救護計画を策定する。

◇医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努める。

◇地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。

◇医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知する。

◇応急手当等の家庭看護の普及を図る。

◇町及び県の災害時医療救護計画について関係者に周知する。

(3) 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

町及び県は、医薬品、医療用資機材等の備蓄に努め、また、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備する。

(4) 通信体制及び輸送体制の整備

町及び県は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努める。また、町、県及び関係機関は連携し、保有する機動力を効率的に活用し、かつ連携して、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。

(5) 救急医療・広域災害情報システムの整備及び活用

県、市町村及び医療機関は、通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努める。また、救急医療・広域災害情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。また、医療施設の診療状況等の情報を救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

2-2 福祉保健所、医療機関との連携

応急対策活動について、平常時より福祉保健所、町内の医療機関と基本的な情報交換を行う。特に地元医師会等とは、突発的で人的被害が大規模な災害の際の適切な対応について、定期的に情報を交換するとともに、関係の強化を図る。

2-3 地域医療の状況把握

防災の観点から町内各医療機関の概況の把握を定期的に行う。特に次の事項について、事前に十分に掌握しておく。

- ①医療機関建物の耐震性、耐火性
- ②町内常駐医療関係者数と連絡方法
- ③医療機関周辺の危険箇所

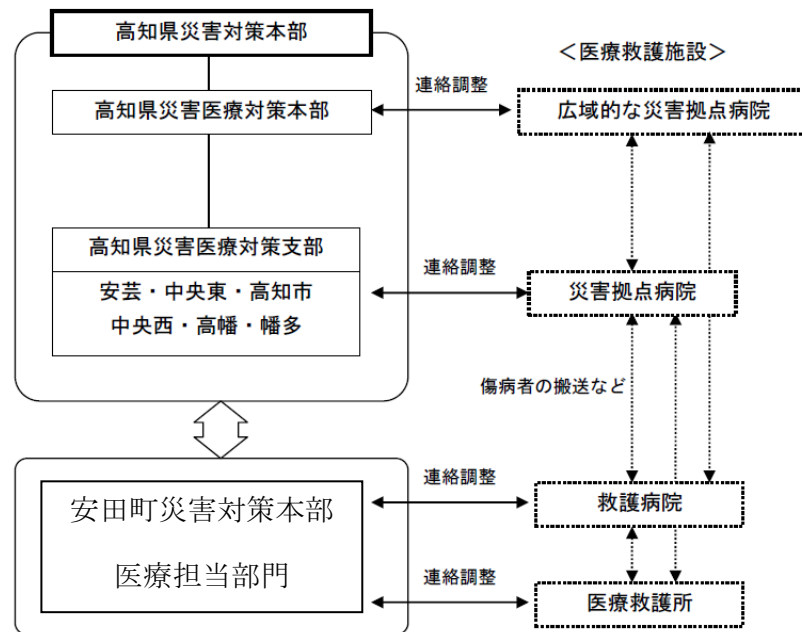
2-4 大規模災害時における高知県災害医療対策本部との関係

当町は、大規模災害時には医療機関が被災するとともに多数の負傷者が発生する時、医療の途を失った負傷者に対処するため、高知県災害医療本部と連携して大規模災害時医療における体制の構築を図るものとする。

2-5 高知県災害医療対策本部の活動体制

(高知県地域防災計画 一般対策編 令和3年3月修正 第2編 第5章 P.80 参照)

[災害医療救護体制図]



2-6 防災医療訓練

救急医療と異なる環境下で医療活動が行われることから、避難、患者受け入れ、トリアージ(患者の治療等の優先度決定)等について研修・訓練を行う。

3. 要配慮者対策

3-1 要配慮者対策

災害発生時には災害対応能力の弱い、高齢者、障がい者、乳幼児等の安全の確保を図るため、要配慮者への対策を進める。

さらに、要配慮者のうち自ら避難することが困難で、避難行動のために支援が必要な方々(以下、「避難行動要支援者」という。)については、高知県の定める『高知県 災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン』に基づき、要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援対策を進め、対策の推進に当たっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者及び避難行動要支援者の特性及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3-2 要配慮者に配慮した環境整備

避難路、避難所等の指定に当たっては、要配慮者の避難時の安全性や、利便性に配慮する。また、観光客や外国人等が避難しやすいように、案内板の設置や、外国語の付記等の環境づくりに努める。

3-3 要配慮者支援

各地区において、福祉関係機関、民生委員、自主防災組織等との協力体制を整え、要配慮者の把握を日常から行い、災害時の避難誘導方法、救出、救護、安否確認等の諸対策を図るものとする。平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、実態を適切に反映したものとなるように定期的に更新する。避難後の避難所においては、各要配慮者に適した援護の方法に配慮した、地域ぐるみの支援体制を推進する。避難者支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、個別計画等を策定して、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際には、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を行う。

3-4 要配慮者の訓練参画

避難訓練等には、要配慮者の参加を呼びかけるとともに、避難誘導訓練の際には、要配慮者救出に係る訓練を実施する。

3-5 要配慮者が利用できる避難施設の整備

各避難施設は、要配慮者の受け入れができるよう必要な設備、機器の整備を行う。特に段差の解消、障がい者用トイレの整備等は平常時においても求められていることから、緊急時の混乱に十分に対応できるよう整備の促進に努める。

3-6 要配慮者への啓発

要配慮者及びその家族等に対して、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行う等、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。また、観光客や地域で生活する外国人に対し、防災標識等の設置及び、外国語の付記等の対策を図る。

3-7 在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援

当町は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。当町は本計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把

握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、実態を適切に反映したものとなるように定期的に更新を行う。

本項の定めを達成するため、以下の事項を定める。

◎避難支援等関係者となる者は、以下のとおりとする。

消防機関 : 中芸広域連合消防本部、安田町消防団

警察 : 安芸警察署、安田駐在所

民生委員、児童委員

安田町社会福祉協議会

自主防災組織

◎避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりとする。

避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲は、以下の3点に留意して定める。

- (1) 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- (2) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- (3) 避難行動を取る上で必要な身体能力

上記を踏まえ、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援要綱に定める。

ア 要介護3から5の認定を受けている者

イ 重度の心身障がい児・者

ウ 上記に準ずる状態にある難病患者及び町長が必要と認めた者

◎名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

当町は、避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報について、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

また、名簿に掲載する個人情報の入手については、当町は、地域ぐるみの協力体制の下、避難行動要支援者に該当する者を把握するよう努めるほか、関係部課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

◎名簿の更新

当町は、地域ぐるみの協力体制の下での情報収集のほか、住民の転入・転出、介護認定、身体障がい者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

◎名簿提供とその場合における情報の管理

当町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、町条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

また、当町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管する等、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 個人情報 の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

◎緊急連絡体制の整備

当町は、地域ぐるみの協力の下、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

◎避難体制の確立

ア 当町は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。

イ 当町は、要配慮者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

ウ 当町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

3-8 社会福祉施設等における防災対策

(1) 実態把握と継続的な防災対策

施設管理者は、町と協力して、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握し、実態を把握した上で、防災上の課題について優先順位を整理の上、防

災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。

また、施設の職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、全職員が参加した防災対策に継続的に取り組む。

(2) 施設・設備の安全確保対策

施設管理者は、町や消防本部と協力して、施設の耐震化に努め、浸水のおそれのある地域に所在する施設は高台への移転等を検討する。また、立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえ、以下の適切な安全確保対策を実施する。

- ◇火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
- ◇非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
- ◇垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケットの設備等
- ◇危険物の管理
- ◇家具及び書棚等の転倒防止対策
- ◇新型コロナウイルス感染症等の発生に備えたマスク等の衛生用品備蓄

(3) 施設入所者の避難対策

施設管理者は、町や福祉事業者団体、自主防災組織との協力の下、以下の施設入所者の避難対策について定める。

①地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。

②施設入所者の避難計画の作成

夜間・休日における災害の発生や状況によっては再度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災対策マニュアル等の中で作成する。さらに、夜間の勤務者数での訓練等や実践的な避難訓練を実施するとともに、施設職員が的確な判断ができるように図上訓練や実地訓練等を実施する。また、これらの訓練を踏まえ、消防機関や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。

③長期的な避難と広域連携

入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。

広域的な避難に備え、県内及び県外の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努める。また大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

④介護職員等の派遣体制、受援体制の整備

避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努めるとともに、各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

4. 緊急輸送整備

4-1 緊急輸送体制の整備

当町は、災害時における被災者の避難輸送や、災害対策資材、災害対策要員、救援物資等の緊急輸送体制を整備推進する。

4-2 緊急車両の確保

当町は、災害対策基本法第76条に基づき、町有車両及び関係機関車両を緊急通行車両として、事前届出を行い「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けておくものとする。

4-3 国道55号途絶時の輸送

被害が甚大で国道55号が途絶した場合、町が指定する緊急用ヘリポートを利用し、ヘリコプターにより負傷者や災害対策用資材、救援物資や災害対策要員等の緊急輸送を行う。

海路を利用する場合、高知海上保安本部の所属船舶、又は、四国運輸局高知運輸支局を通じ、業者所有船舶、高知県漁業協同組合安田町支所を通じ組合員所有漁船を利用する。また、町内の漁港等が被災した場合、奈半利港田野地区、耐震バースのある奈半利港奈半利地区等を活用する。

4-4 孤立地への輸送

大規模な災害に襲われた場合、迂回路が十分でない当町の山間部の地区は道路の寸断により孤立するおそれがある。

孤立した地域への物資の輸送については、早期に県の消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプターの出動を要請し、輸送の確保を行う。

4-5 輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点

県は、災害時の広域輸送拠点として使用可能な複数の施設をあらかじめ把握し、当町は、物資の集配拠点を定める。

(2) 航空輸送の拠点

当町は、県と協力して、災害時の緊急用ヘリポートの候補地を選定し、整備に努める。

4-6 ヘリポート等の整備

当町では、下記の表に示すとおり、緊急用ヘリコプター離発着場等の整備をしているが、必要に応じ、これらの適切な維持管理及び整備強化を推進する。

表一緊急用ヘリコプター離発着場

名 称	電話番号	施設等管理者
安田（北大野台地）	38-6711	総務課
旧中山小中学校グラウンド	38-6711	総務課
安田 瀬切	38-6711	総務課

5. 生活関連物資の確保

5-1 非常持ち出し品の確保指導

大規模災害時において被災者の生活安定を図るため、行政は最大限の努力を必要とするが、すべての生活関連物資を確保し配給することは難しい。災害時の当面の生活関連物資については、各人が確保することが必要である。当町は、災害時の混乱を最小限にとどめるため、こうした基本認識が住民に徹底されるよう指導と啓発に努め、非常用持ち出し品の備えを促進させる。

5-2 生活関連物資の確保計画

町内外での円滑な調達ができるよう、生活関連物資の調達先を把握しておく。特に乳幼児や傷病者等の生活関連物資については、十分に配慮を行う。

(1) 流通備蓄の把握

当町は、調達先等の協力を得て、生活関連物資に関する流通在庫を調査する。

(2) 調達体制の整備

災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶ等調達の体制を整備する。

(3) 備蓄品目・量の決定

当町は備蓄品目・量を決定し備蓄に努める。地域の特性を考慮の上、重要物資を選定して確保に努める。

【重要物資の例】

飲料水、食料、粉ミルク、毛布、衛生用品（おむつ、生理用品）、簡易トイレ

6. 応急給水体制整備

6-1 応急給水拠点の整備

以下の対策による応急給水体制の整備を図る。

- 給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策等）
- 応急給水に利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽等）の確保
- パック水の備蓄

6-2 応急給水用資機材の整備

給水タンク、ポリ容器、仮設給水設備、災害用浄水器等の応急給水資機材の整備を図る。

7. 備蓄・調達・輸送体制の整備

7-1 他市町村との相互応援

当町は、他市町村との給水の相互応援等について検討する。

7-2 県との連携

当町は県と連携して備蓄目標を設定する。町は、供給計画を県に報告し、県は、県全体の状況を把握し、緊急に必要な重要物資について備蓄に努める。

7-3 町の備蓄対策

当町は、避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮し、物資等の備蓄を進めるとともに、孤立する可能性がある地区への備蓄及び配布計画を作成する。

8. 消毒・保健衛生体制の整備

8-1 消毒、保健衛生体制の整備

災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動についての整備を図る。このため、消毒体制、薬剤及び資機材の備蓄の確保について検討するとともに、当町は、消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画する。

8-2 ごみ処理体制の整備

当町は以下の点に留意し、「ごみ」処理計画を作成する。

- 被害状況に応じた「ごみ」の量の推計
- 「ごみ」の迅速な回収と処理の計画
- 災害ボランティアとの連携

8-3 し尿処理体制の整備

当町は、以下の点に留意し、し尿処理計画を作成する。

- 処理量の推計
- 仮設トイレ等の配置計画
- 回収用車両の調達等

第3章 様々な災害からまちを守る

当町が位置する四国、高知県は、気象災害や地震災害等様々な自然災害に襲われる可能性が高い地域である。こうした自然災害は避けることはできないが、平常時からの災害の予防対策を講じることで、被害を最小限にとどめることは可能である。

様々な災害から町を守るため、必要な予防施策を講じる。

1. 水害予防

1-1 緑のダムの保全

森林は台風や集中豪雨による異常出水や土砂災害等を防ぎ、流出量を調整する機能がある。流木被害が発生するおそれのある森林における流木捕捉式治山ダムの設置等の対策強化を図り、保安林の乱伐や、無計画な森林の開発は行わないよう指導する。

1-2 河川の改修

河川、水路は集中豪雨の決壊溢水を想定し、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤等、順次改良工事を行う。過去の大水害に対する再度災害の防止を柱に、主要河川、災害の著しい河川、流域の開発が著しい都市河川の整備を促進する。特に安田川の安田－西島間は、町の重要水防区域に指定されており、必要な工事により水害防止に努める。

1-3 危険区域の設定及び監視警戒体制の確立

集中豪雨等で、河川の溢水決壊のおそれがある場所は定期的に点検し、危険が認められる個所には危険区域を設定する。また、河川の水位が異常に上昇した時は、水位観測人が危険個所の厳重な警戒を行う。

1-4 水防活動体制の確立

水防活動は、安田町水防計画に基づき行う。

2. 地盤災害予防

2-1 地滑り、崖崩れ、土石流災害の予防的措置

当町は、地滑り、崖崩れ、土石流の発生危険箇所にも多くの住家が位置しており、これら各種の地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し被害の軽減を図るための関連する諸施策を推進する。

また砂防関係法規及び高知県砂防関係条例等に基づき国、県等の関係機関により指定された各種の地盤災害に関わる危険箇所、危険地区等について、「町の指

定する災害危険箇所」とし本計画に位置付けるものとする。

町の指定する災害危険箇所については、一般住民に公表し、被害の防止と軽減のために住民周知による啓発活動に努めるものとする。また、土地所有者、管理者又は占有者には、維持管理の徹底を指導する。

2-2 崩壊等による被害を防止する工事及び砂防・治山施設等の整備

当町は、各種の地盤災害に関わる被害の防止と軽減を図るため、町全域における各種の地盤被害発生の危険性について実態を調査し、国、県等の関係機関による各種の区域指定と対策工事を推進し、安全対策を講じるものとする。

また、町の指定する災害危険箇所について、一定の要件を満たす区域については、国庫補助等により崩壊等による対策工事及び砂防・治山施設等の整備が行われることから、実施の促進を図る。

2-3 降雨量の監視と避難体制の確立

◎安田町地盤災害等警戒避難基準

過去において崖崩れが起きた際の降雨量 350 ミリ（S46.7.25～26 中芸集中豪雨、野根 372 ミリ）を目安に、降雨量の監視を行う。降雨量が過去の数値に近付いた時、又は崖や山腹から湧水があった場合、危険区域等の住民は避難を行う。降雨が終わった後も被害発生の危険があるため、3日間程は避難することを徹底する。

3. 高潮災害予防計画

3-1 海岸保全事業の推進

高知県における最大規模を想定した高潮浸水想定区域の指定、想定水深及び浸水継続時間等の公表に備えた対策を図るため、危険な個所を点検し、必要な海岸施設の整備に努める。過去の台風等から想定される高潮と 30～50 年確率波浪を想定して整備する。当町は、唐浜海岸を越波による重要水防区域に指定しており、砂浜保全や防潮堤を整備する。また、不動海岸は浸食により砂浜が急激に後退しており、離岸堤等による海岸保全事業を推進する。

3-2 海岸保安林の整備

越波や塩害を防止するため、海岸保安林の造林と維持に努める。

3-3 監視体制の確立

高潮による災害の発生のおそれがある時は、気象情報等を的確に把握するとともに海面監視を行い、必要に応じて水防体制を敷く。

3－4 船舶の完全係留の徹底

漁船等船舶の完全係留を行い、転覆や漂流等の防止と港湾施設の損傷を防止する。特に、指定以外の係留は排除する。

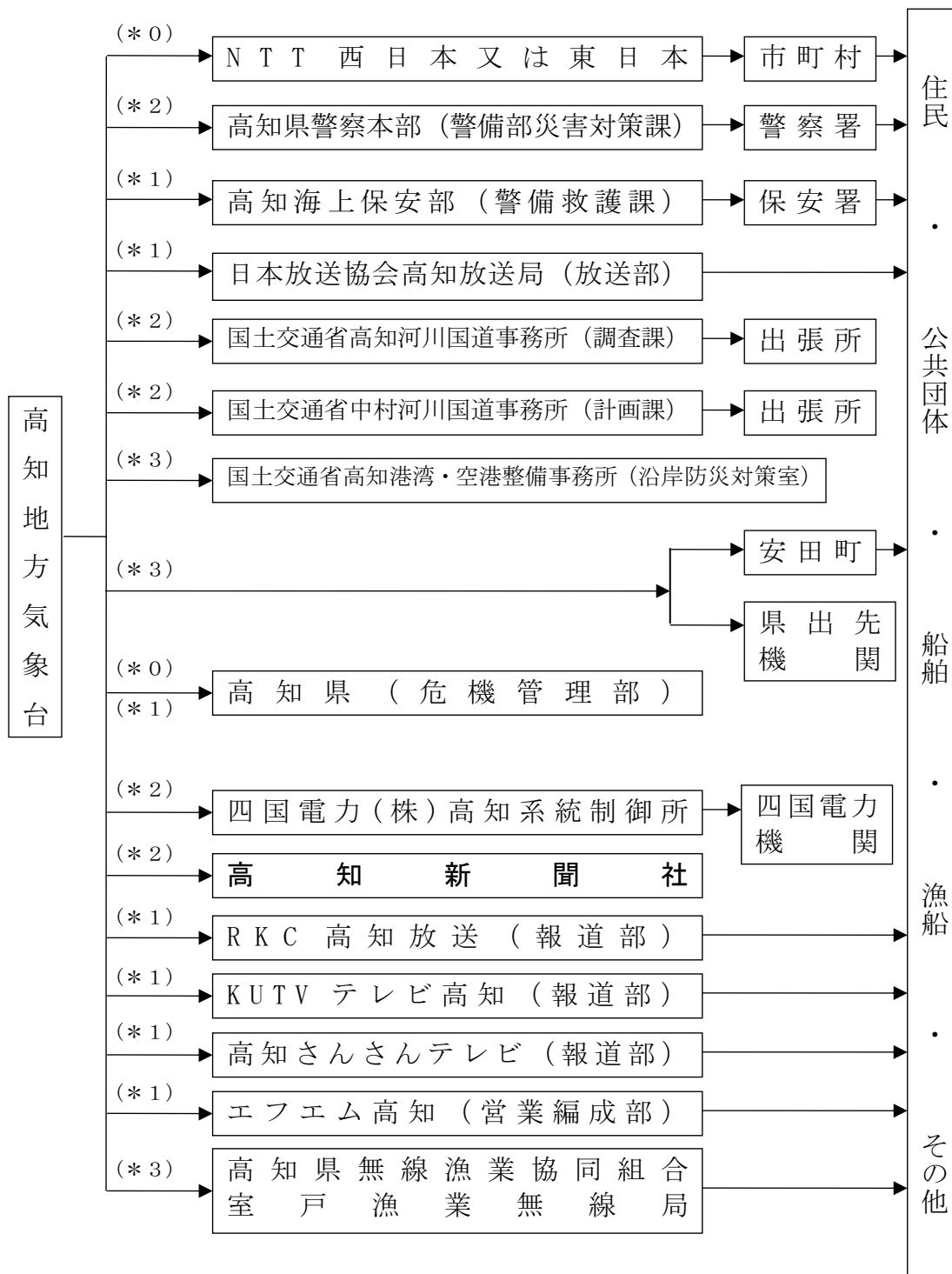
4. 気象災害予防

4－1 気象観測情報の充実

高知地方気象台が発表する気象に関する警報等を把握するとともに、局地的な気象情報が得られるネットワークからの情報収集や独自に各種観測計を備える等して、水防活動や避難指示を科学的に予見し得る情報体制の充実を図る。

4－2 気象に関する注意報及び警報

気象により被害発生が予想される時、高知地方気象台から県を通じて、町に注意報、警報が通報される。この伝達経路は次頁のとおりである。



*0 : 専用線アデス、加入電話FAX

*1 : 専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX、防災行政無線

*2 : 専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX

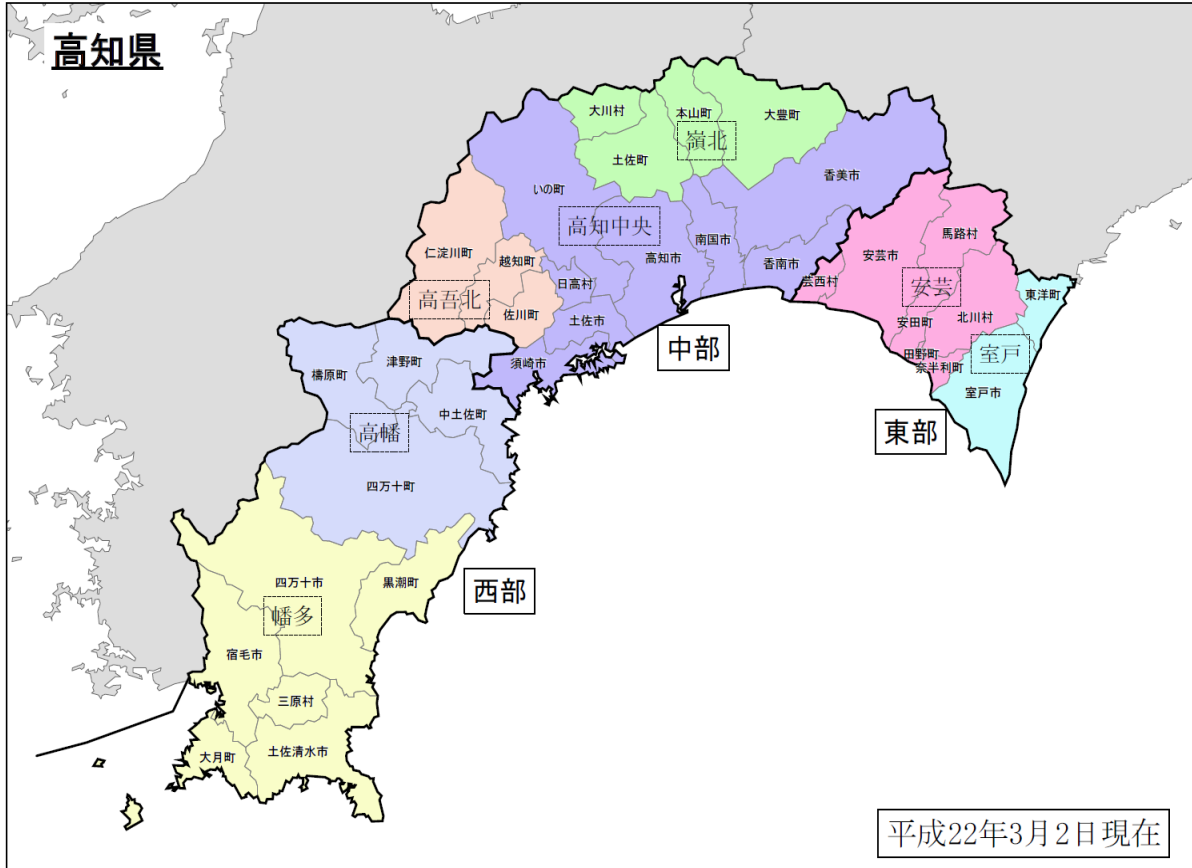
*3 : インターネット防災情報提供システム

(高知県地域防災計画 (一般対策編) 別表3より)

4-3 気象予報区と高知地方気象台の発表する警報等の種類と発表基準
 (高知県地域防災計画 一般対策編 令和3年3月修正 より作成)

(1) 高知県内の発表区域

(気象庁 HP より)



太実線で囲まれた区域：一次細分区域（囲み文字）
 灰色の実線で囲まれた区域：二次細分区域（影付き文字）
 色分けされた区域：市町村等をまとめた地域（点線囲み文字）

(2) 警報・注意報等の種類

気象業務法に基づき、高知地方気象台が発表する警報・注意報等は以下のとおりである。

警報、注意報等の種類		概要
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害（見通しが効かなくなる）等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、「大雪警報」を発表する。

警報、注意報等の種類		概 要
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害等があげられる。雨がやんでも、重大な土砂災害等のおそれが残っている場合は、発表を継続する。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される（この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものである）。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害（見通しが効かなくなること）等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪注意報」を発表する。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる災害として、浸水災害や重大な土砂災害等があげられる。雨がやんでも、土砂災害等のおそれが残っている場合は、発表を継続する。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される（この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のもの）。
注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられる。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害の発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。

警報、注意報等の種類		概 要
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる災害として、交通機関の著しい障害等の災害があげられる。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、低温のため農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
	着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがある時に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがある時に発表される。
気象情報		<p>台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。</p> <p>(1) 予告的な情報</p> <p>①警報や注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合。</p> <p>②少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合。</p> <p>(2) 警報や注意報を補完する気象情報</p> <p>警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合。</p>
土砂災害警戒情報		県と高知地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
記録的短時間大雨情報		<p>県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した時に、府県気象情報の一種として発表される。</p> <p>記録的短時間大雨情報の発表基準は予報圧ごとに定められており、高知県は、1時間雨量が120ミリ以上を観測した場合に発表される。</p>

(注1) 特別警報・警報・注意報は、重大な災害や災害のおそれがある時に県内の市町村ごとに

発表される。

- (注2) 特別警報・警報・注意報は、気象要素（雨量、風速、波の高さ等）が基準に達すると予想した区域に対して発表される。ただし、地震で地盤がゆるむ、火山の噴火で火山灰が積もる等し、災害が発生にかかわる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準（暫定基準）で運用することがある。
- (注3) 地面現象及び浸水注意報・警報等は、その警報事項等を気象注意報及び気象警報等を含めて行う。
- (注4) 水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮及び洪水についての注意報・警報等は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般の利用に適合する注意報・警報等をもって代える。

(3) 細分区域一覧表

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村）
高知県	東部	室戸 むろと	室戸市、安芸郡（東洋町）
		安芸 あき	安芸市、安芸郡（奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村）
	中部	高知中央 こうちちゅう おう	高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、高岡郡（日高村）、吾川郡（いの町）
		嶺北 れいほく	長岡郡（大豊町、本山町）、土佐郡（大川村、土佐町）
		高吾北 こうごほく	吾川郡（仁淀川町）高岡郡（佐川町、越知町）
	西部	高幡 こうばん	高岡郡（中土佐町、禰原町、四万十町、津野町）
		幡多 はた	四万十市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡（黒潮町、三原村、大月町）

(4) 注意報・警報の種類と発表基準

①大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
高知中央	高知市	16	184
	南国市	16	179
	土佐市	16	181
	須崎市	16	189
	香南市	15	172
	香美市	16	172
	いの町	13	179
	日高村	16	181
嶺北	本山町	17	182
	大豊町	18	173
	土佐町	17	192
	大川村	19	194
高吾北	仁淀川町	12	172
	佐川町	12	174

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
	越知町	9	172
室戸	室戸市	20	152
	東洋町	20	204
安芸	安芸市	12	165
	奈半利町	18	200
	田野町	14	164
	安田町	15	164
	北川村	18	198
	馬路村	17	194
	芸西村	15	168
幡多	宿毛市	13	150
	土佐清水市	17	160
	四万十市	13	152
	大月町	12	155
	三原村	16	198
	黒潮町	17	152
高幡	中土佐町	16	179
	禰原町	15	152
	津野町	18	161
	四万十町	17	152

【備考】大雨注意報

※ 表面雨量指数については、大雨警報の備考を参照のこと。

※ 土壌雨量指数及び基準値については大雨警報の備考を参照のこと。

②大雨警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数	土壌雨量指数 基準
高知中央	高知市	34	243
	南国市	33	236
	土佐市	23	239
	須崎市	26	249
	香南市	28	227
	香美市	30	227
	いの町	17	236
	日高村	20	239
嶺北	本山町	22	254
	大豊町	26	241
	土佐町	24	268
嶺北	大川村	24	270
高吾北	仁淀川町	21	239
	佐川町	19	243
	越知町	18	239
室戸	室戸市	27	203
	東洋町	28	273

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数	土壌雨量指数 基準
安芸	安芸市	27	221
	奈半利町	28	267
	田野町	23	219
	安田町	23	219
	北川村	27	264
	馬路村	22	259
	芸西村	28	224
幡多	宿毛市	20	193
	土佐清水市	25	206
	四万十市	17	195
	大月町	16	199
	三原村	20	254
	黒潮町	24	196
高幡	中土佐町	21	230
	禰原町	18	195
	津野町	25	207
	四万十町	22	195

【備考】大雨警報

- ※ 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
平坦地：平均傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域
平坦地以外：平坦地以外の地域
- ※ 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。山地や水はけのよい傾斜地では雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、アスファルトで覆われている都市部では雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配等を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。
- ※ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- ※ 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、土壌雨量指数欄には、各市町村内における基準値の最低値を示している。

③洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
高知中央	高知市	鏡川流域=33.2、神田川流域=11.1、吉原川流域=10.5、十市川流域=10.8、下田川流域=19.1、久万川流域=37.1、新川川流域=16.1、舟入川流域=10.8、江の口川流域=10.2、国分川流域=24.4、芳原川流域=6.8、紅水川流域=5.2、北山川流域=4.8、的瀨川流域=10.8	鏡川流域= (13、26.6)、 神田川流域= (8、9.7)、 吉原川流域= (13、8.4)、 久万川流域= (8、32.9)、 新川川流域= (8、12.7)、 舟入川流域= (8、10.3)、 江の口川流域= (8、8.9)、 国分川流域= (8、24.2)、 紅水川流域= (8、5.2)、 的瀨川流域= (12、8.6)	仁淀川 [伊野 (有堤)]
	南国市	後川流域=8.2、下田川流域=15.6、舟入川流域=9.5、国分川流域=27.8、山崎川流域=6.8、笠ノ川流域=10.2	下田川流域= (8、12.2)、 舟入川流域= (8、9.5)	物部川 [深瀨 (有堤)]
	土佐市	波介川流域=18.7、甲原川流域=8、萩谷川流域=7.4	波介川流域= (8、18.7)、 萩谷川流域= (8、6.6)	仁淀川 [伊野 (有堤)]
	須崎市	押岡川流域=11.2、桜川流域=8.9、御手洗川流域=9.2、新荘川流域=27.1、依包川流域=12.3	桜川流域= (12、8.9)、 御手洗川流域= (8、9.2)、 新荘川流域= (8、27.1)	—
	香南市	夜須川流域=14.2、香宗川流域=18.4、山北川流域=8、烏川流域=7.6	夜須川流域= (8、14.2)、 香宗川流域= (8、17.6)、 山北川流域= (8、8)、 烏川流域= (8、7)	物部川 [深瀨 (無堤)・深瀨 (有堤)]
	香美市	物部川流域=46.4、片地川流域=3.7、国分川流域=17.2、土生川流域=6	—	物部川 [深瀨 (無堤)・深瀨 (有堤)]
	いの町	吉野川流域=37.1、葛原川流域=17.6、仁淀川流域=73.7、宇治川流域=9.1、勝賀瀬川流域=14.4、上八川川流域=32.2、小川川流域=18	仁淀川流域= (10、71.4)、 宇治川流域= (10、6.9)	仁淀川 [伊野 (無堤)・伊野 (有堤)]
	日高村	日下川流域=11.5	日下川流域= (12、10.4)	仁淀川 [伊野 (有堤)]
嶺北	本山町	吉野川流域=58.8、汗見川流域=18.8	—	—
	大豊町	吉野川流域=62.7、南小川流域=20、穴内川流域=27、立川川流域=18.1	—	—
	土佐町	地蔵寺川流域=26.4	—	—
	大川村	吉野川流域=48.4	—	—
高吾北	仁淀川流域=66、土居川流域=29.8、中津川流域=13.5、長者川流域=4.4、小郷川流域	—	—	

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
		=10.9、安居川流域=16.8		
	佐川町	日下川流域=9.3、柳瀬川流域=20、中野川流域=8、春日川流域=4.4、西山川流域=7.7、長竹川流域=5.2、伏尾川流域=8.4	柳瀬川流域= (6、18.8)	—
	越知町	仁淀川流域=44.3、大桐川流域=21.6、南の川流域=7.5	仁淀川流域= (8、35.4)	—
室戸	室戸市	入木川流域=11.7、佐喜浜川流域=18.1、室津川流域=15.7、元川流域=12.9、東ノ川流域=16.4、西ノ川流域=18.3、羽根川流域=21.8、井の谷川流域=7.3	—	—
	東洋町	野根川流域=24.9	—	—
安芸	安芸市	伊尾木川流域=28.4、小谷川流域=8.6、安芸川流域=28.1、穴内川流域=10.5、赤野川流域=13.1、帯谷川流域=9.2、江川川流域=13.4	伊尾木川流域= (12、28.4)、安芸川流域= (10、16.6)、穴内川流域= (10、10.5)、赤野川流域= (18、13.1)、帯谷川流域= (10、9.2)、江川川流域= (10、13.4)	—
	奈半利町	奈半利川流域=46.8、長谷川流域=5.2	—	—
	田野町	奈半利川流域=46.8、池谷川流域=6	奈半利川流域= (17、39.8)、池谷川流域= (14、6)	—
	北川村	奈半利川流域=46.8、野川川流域=12.8、小川川流域=25.4、西谷川流域=7.4	西谷川流域= (20、7.4)	—
	馬路村	東川川流域=8.4、安田川流域=19.6	—	—
	芸西村	和食川流域=10.5、谷内川流域=6.4	和食川流域= (10、10.5)	—
幡多	宿毛市	中筋川流域=18.5、山田川流域=10.2、芳奈川流域=5.2、ヤイト川流域=6、松田川流域=32、篠川流域=19.1、福良川流域=21.9、伊与野川流域=11.8	中筋川流域= (8、18.3)、山田川流域= (8、8.7)、芳奈川流域= (8、4.8)、ヤイト川流域= (8、6)、松田川流域= (13、25.6)、篠川流域= (13、15.3)、伊与野川流域= (12、9.4)	—
	土佐清水市	立石川流域=8.2、布川流域=9.2、下ノ加江川流域=17.6、鍵掛川流域=8.3、久百々川流域=9.3、加久見川流域=9.7、益野川流域=11、三崎川流域=12.3、宗呂川流域=15.6、片粕川流域=7、貝ノ川川流域=11.5、市野々川流域=9.2、西ノ川流域	布川流域= (8、9.2)、下ノ加江川流域= (14、14.1)、鍵掛川流域= (14、6.6)、加久見川流域= (8、9.7)、益野川流域= (13、8.8)、三崎川流域= (13、9.8)、宗呂川流域= (8、15.6)、片粕川流域= (13、5.6)、貝ノ川川流域= (13、9.2)	—

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
		=8.7、木ノ辻川流域=6.4		
	四万十市	四万十川流域=60.3、竹島川流域=7.5、津蔵淵川流域=8.9、深木川流域=8.2、 後川流域=33.3、中筋川流域=28.8、手洗川流域=8.5、黒尊川流域=14.8、 目黒川流域=18.8、藤の川川流域=11.8、広見川流域=34.8、江川川流域=8.4、 岩田川流域=12.3、板の川流域=5.6、内川川流域=17.9、森沢川流域=7.6、磯ノ川川流域=6.7、横瀬川流域=10.3、家地川流域=8	四万十川流域= (11、43.5)、 後川流域= (11、23.6)、 中筋川流域= (13、21.4)、 手洗川流域= (11、6.8)、 黒尊川流域= (9、14.8)、 目黒川流域= (11、15)、 広見川流域= (11、27.8)、 岩田川流域= (11、9.8)	四万十川 [具同(無堤)・具同(有堤)]
	大月町	貝ノ川川流域=4、小才角川流域=8.3、才角川流域=8.1、周防形川流域=7.4、頭集川流域=8、弘見川流域=11.2	貝ノ川川流域= (6、4)、 小才角川流域= (6、8.3)、 才角川流域= (6、8.1)、 周防形川流域= (10、6)、 頭集川流域= (10、6.4)	—
	三原村	長谷川流域=8.5、宮の川川流域=8.3	—	—
	黒潮町	伊与木川流域=22、伊田川流域=7.6、有井川流域=8.7、蜷川流域=11.2、 湊川流域=10.1、加持川流域=10.4、蛸瀬川流域=11.2、伊与喜川流域=6、市野々川流域=6.4、衣川流域=6.5、 小黒川流域=8、矢の川流域=5.2、しだの川流域=6.3	蜷川流域= (8、11.2)	—
高幡	中土佐町	四万十川流域=31.9、竹原川流域=6.7、桑の又川流域=5.8、大坂谷川流域=10、久礼川流域=18.7、上ノ加江川流域=13.3	四万十川流域= (8、30.9)、 大坂谷川流域= (8、10)、 上ノ加江川流域= (8、13.3)	—
	檜原町	梶原川流域=41、久保谷川流域=13.2、北川流域=27.6、高野川流域=8.4、仲洞川流域=6.8、四万川流域=17.6、松谷川流域=6.7、本モ谷川流域=7.3、田野々川流域=6.8、永野川流域=6	梶原川流域= (7、41)、 四万川流域= (7、17.4)、 本モ谷川流域= (11、7.3)	—
	津野町	北川流域=22.4、高野川流域=5.7、西の谷川流域=11.8、力石川流域=7.3、 四万十川流域=11.1、新荘川流域=19.8	—	—
	四万十町	四万十川流域=44.6、長沢川流	四万十川流域= (13、44.6)、	—

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
		域=14.4, 久保川流域=13, 野々川流域=9.9, 北の川流域=7.6, 梶原川流域=47, 葛籠川流域=11.2, 打井川流域=11.2, 相去川流域=9.3, 井細川流域=14.8, 若井川流域=9.6, 神ノ川流域=9.9, 見付川流域=9.2, 払川流域=7.7, 仁井田川流域=23.2, 勝賀野川流域=7.8, 戸川ノ川流域=6.8, 芳川流域=12.5, 中津川流域=13.2, 東又川流域=16.8, 与津地川流域=9.5, 大井川流域=9.2, 奥呉地川流域=7.2, 日野地川流域=8.4, 志和川流域=7, 後川流域=7.6	仁井田川流域= (8, 20.8), 戸川ノ川流域= (13, 6.8), 芳川流域= (16, 12.5), 志和川流域= (12, 5.7), 後川流域= (8, 7.6)	

【備考】洪水注意報

- ※ 流域雨量指数については洪水警報の備考を参照のこと。
- ※ 四国地方整備局中村河川国道事務所又は同局高知河川国道事務所と高知地方気象台が共同で洪水予報を実施している指定河川（四万十川、仁淀川、物部川）については、流域雨量指数の基準を設定していない。
- ※ 「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水注意報において、「△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

④洪水警報基準

市町村等 をまとめた 地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪 水予報によ る基準
高知 中央	高知市	鏡川流域=41.5、神田川流域=13.9、吉原川流域=13.2、十市川流域=13.6、下田川流域=23.9、久万川流域=46.4、新川川流域=20.2、舟入川流域=13.6、江の口川流域=12.8、国分川流域=30.5、芳原川流域=8.6、紅水川流域=6.6、北山川流域=6、的瀧川流域=13.5	久万川流域=(12、36.5)、新川川流域=(12、15.2)、舟入川流域=(12、11.4)、江の口川流域=(12、9.9)、国分川流域=(12、27.4)、紅水川流域=(12、6.6)、的瀧川流域=(12、11)	仁淀川 [伊野(有堤)]、 物部川 [深 淵(有堤)]
	南国市	後川流域=10.3、下田川流域=19.5、舟入川流域=12.9、国分川流域=34.8、山崎川流域=8.6、笠ノ川川流域=12.8	—	物部川 [深 淵(有堤)]
	土佐市	波介川流域=23.4、甲原川流域=10.1、萩谷川流域=9.3	波介川流域=(12、23.4)	仁淀川 [伊 野]
	須崎市	押岡川流域=14、桜川流域=11.2、御手洗川流域=11.6、新莊川流域=33.9、依包川流域=15.4	桜川流域=(12、11.2)	—
	香南市	夜須川流域=17.8、香宗川流域=23.1、山北川流域=10、烏川流域=9.5	夜須川流域=(12、16.5)、香宗川流域=(12、19.5)、山北川流域=(12、9)	物部川 [深 淵(無堤)]・ 深 淵 (有 堤)]
	香美市	物部川流域=58.1、片地川流域=4.7、国分川流域=21.6、土生川流域=7.6	—	物部川 [深 淵(無堤)]・ 深 淵 (有 堤)]
	いの町	吉野川流域=46.4、葛原川流域=22.1、仁淀川流域=92.2、宇治川流域=11.4、勝賀瀬川流域=18、上八川川流域=40.3、小川川流域=22.5	仁淀川流域=(10、79.3)、宇治川流域=(10、9.5)	仁淀川 [伊 野(無堤)]・ 伊 野 (有 堤)]
	日高村	日下川流域=19.1	日下川流域=(12、11.6)	仁淀川 [伊 野(無堤)]・ 伊 野 (有 堤)]
	嶺北	本山町	吉野川流域=73.5、汗見川流域	—

市町村等 をまとめた 地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪 水予報によ る基準
		=23.5		
	大豊町	吉野川流域=78.4、南小川流域 =25、穴内川流域=33.8、立川川 流域=22.7	—	—
	土佐町	地蔵寺川流域=33.1	—	—
	大川村	吉野川流域=60.6	—	—
高吾北	仁淀川町	仁淀川流域=82.6、土居川流域 =37.3、中津川流域=16.9、長者 川流域=5.5、小郷川流域 =13.7、安居川流域=21	—	—
	佐川町	日下川流域=11.7、柳瀬川流域 =25.1、中野川流域=10.1、春日 川流域=5.5、西山川流域=9.7、 長竹川流域=6.6、伏尾川流域 =10.6	—	仁淀川〔伊 野（有堤）〕
	越知町	仁淀川流域=74.3、大桐川流域 =27、南の川流域=9.4	仁淀川流域=（14、74.3）	—
室戸	室戸市	入木川流域=14.7、佐喜浜川流 域=22.7、室津川流域=19.7、元 川流域=16.2、東ノ川流域 =20.6、西ノ川流域=22.9、羽根 川流域=27.3、井の谷川流域 =9.2	—	—
	東洋町	野根川流域=31.2	—	—
安芸	安芸市	伊尾木川流域=35.5、小谷川流 域=10.8、 安芸川流域=35.1、穴内川流域 =13.2、 赤野川流域=16.4、帯谷川流域 =11.6、 江川川流域=16.8	伊尾木川流域=（16、35.5）、安 芸川流域=（16、31.5）、穴内川 流域=（16、11.8）、 帯谷川流域=（16、10.4）、江川 川流域=（16、15.1）	—
	奈半利町	奈半利川流域=58.6、長谷川流 域=6.5	—	—
	田野町	奈半利川流域=58.6、池谷川流 域=7.5	—	—
	安田町	安田川流域=33.8、横谷川流域 =10.1	—	—
	北川村	奈半利川流域=58.5、野川川流 域=16、小川川流域=31.8、西谷 川流域=9.3	—	—
	馬路村	東川川流域=10.5、安田川流域 =24.6	—	—
	芸西村	和食川流域=13.2、谷内川流域 =8	和食川流域=（16、11.8）	—
幡多	宿毛市	中筋川流域=23.2、山田川流域 =12.8、芳奈川流域=6.6、ヤイ	中筋川流域=（12、20.3）、山田 川流域=（18、9.7）、ヤイト川	—

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
		ト川流域=7.6、 松田川流域=40.1、篠川流域=23.9、福良川流域=27.4、伊与野川流域=14.8	流域= (12、7.1)、 篠川流域= (16、19.2)、伊与野川流域= (12、14.7)	
	土佐清水市	立石川流域=10.3、布川流域=11.5、下ノ加江川流域=22.1、 鍵掛川流域=10.4、久百々川流域=11.7、加久見川流域=12.2、 益野川流域=13.8、三崎川流域=15.4、宗呂川流域=19.6、片粕川流域=8.8、 貝ノ川流域=14.4、市野々川流域=11.6、西ノ川流域=10.9、木ノ辻川流域=8.1	布川流域= (13、10.4)、加久見川流域= (13、12.1)、 益野川流域= (13、12.4)、三崎川流域= (13、13.8)、 宗呂川流域= (12、17.6)、片粕川流域= (13、7.9)、 貝ノ川流域= (13、12.9)	—
	四万十市	四万十川流域=75.4、竹島川流域=9.4、 津蔵淵川流域=11.2、深木川流域=10.3、 後川流域=41.7、中筋川流域=36、手洗川流域=10.7、 黒尊川流域=18.6、目黒川流域=23.6、 藤の川流域=14.8、広見川流域=43.6、 江川流域=10.5、岩田川流域=15.4、 板の川流域=7.1、内川流域=22.4、 森沢川流域=9.5、磯ノ川流域=8.4、 横瀬川流域=12.9、家地川流域=10.1	四万十川流域= (15、48.3)、 後川流域= (15、26.2)、中筋川流域= (13、36)、 手洗川流域= (11、9)、 黒尊川流域= (9、18.6)、 目黒川流域= (11、22.2)、 広見川流域= (15、39.2)、 岩田川流域= (11、13.8)	四万十川 [具同 (無堤)・具同 (有堤)]
	大月町	貝ノ川流域=5、小才角川流域=10.4、 才角川流域=10.2、周防形川流域=9.3、 頭集川流域=10.1、弘見川流域=14.1	小才角川流域= (10、9.3)、 才角川流域= (10、9.1)、 周防形川流域= (10、8.4)、 頭集川流域= (16、9)	—
	三原村	長谷川流域=10.7、宮の川流域=10.4	—	—
	黒潮町	伊与木川流域=27.5、伊田川流域=9.6、 有井川流域=10.9、蜷川流域=14.1、 湊川流域=12.7、加持川流域=13、 蛸瀬川流域=14.1、伊与喜川流域=7.6、 市野々川流域=8.1、衣川流域=8.2、 小黒川流域=10.1、矢の川流域=6.5、 しだの川流域=7.9	—	—
	高幡	中土佐町	四万十川流域=39.9、竹原川流域=8.4、 桑の又川流域=7.3、大坂谷川流域=12.6、 久礼川流域=23.4、上ノ加江川流域=16.7	大坂谷川流域= (12、11.3)
梶原町		梶原川流域=51.3、久保谷川流	梶原川流域= (11、48.8)、四万	—

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
		域=16.5、北川流域=34.5、高野川流域=10.5、仲洞川流域=8.6、四万川流域=22.1、松谷川流域=8.4、本モ谷川流域=9.2、田野々川流域=8.6、永野川流域=7.5	川流域=(11、19.3)、本モ谷川流域=(11、9.2)	
	津野町	北川流域=28.1、高野川流域=7.2、西の谷川流域=14.8、力石川流域=9.2、四万十川流域=13.9、新荘川流域=24.8	—	—
	四万十町	四万十川流域=58.6、長沢川流域=18.1、久保川流域=16.3、野々川流域=12.4、北の川流域=9.6、栲原川流域=58.8、葛籠川流域=14.1、打井川流域=14、相去川流域=11.7、井細川流域=18.6、若井川流域=12、神ノ川流域=12.4、見付川流域=11.6、払川流域=9.7、仁井田川流域=29.1、勝賀野川流域=9.8、戸川ノ川流域=8.5、芳川川流域=15.6、中津川流域=16.6、東又川流域=21、与津地川流域=11.9、大井川流域=11.6、奥呉地川流域=9.1、日野地川流域=10.5、志和川流域=8.8、後川流域=9.5	四万十川流域=(13、56)、戸川ノ川流域=(13、7.6)、芳川川流域=(17、15.6)、志和川流域=(13、6.8)	—

【備考】洪水警報

- ※ 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる流域に当該時刻に存在する雨水の量を示す指数。
- ※ 流域雨量指数の基準を設定した川は、おおむね15Km以上の流路の河川を選定。
- ※ 四国地方整備局中村河川国道事務所又は同局高知河川国道事務所と高知地方気象台が共同で洪水予報を実施している指定河川（四万十川、仁淀川、物部川）については、流域雨量指数の基準を設定していない。
- ※ 「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、又は、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

⑤警報・注意報基準一覧

令和3年6月8日現在

発表官署		高知地方気象台					
府県予報区		高知県					
一次細分区域		中部		東部		西部	
市町村等をまとめた地域		高知中央	嶺北	高吾北	室戸	安芸	幡多 高幡
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合					
	暴風 (平均風速)	陸上 20m/s 海上 25m/s	20m/s		陸上 20m/s※1、海上 25m/s		
	暴風雪 (平均風速)	陸上 20m/s、 海上 25m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う		陸上 20m/s※1、海上 25m/s 雪を伴う		
	大雪	24時間降雪の深さ 30cm					
	波浪 (有義波高)	6.0m	/		6.0m		
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合					
注意	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合					
	強風 (平均風速)	陸上 12m/s 海上 15m/s	12m/s		陸上 12m/s※2、海上 15m/s		
	風雪 (平均風速)	陸上 12m/s、 海上 15m/s 雪を伴う	12m/s 雪を伴う		陸上 12m/s※2、海上 15m/s 雪を伴う		
	大雪	24時間降雪の深さ 10cm					
	波浪 (有義波高)	3.0m	/		3.0m		
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合					
注意	雷	落雷等により被害が予想される場合					
	融雪						
	濃霧 (視程)	陸上 100m、 海上 500m	100m		陸上 100m、海上 500m		
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%					
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ 20cm 以上 2 最高気温が 2℃以上 3 かなりの降雨					
	低温	最低気温 -4℃以下※3					
	霜	3月20日以降の晩霜					
	着氷						
	着雪	24時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：-2℃～2℃					
	記録的短時間大雨 情報（1時間雨量）	120mm					

- ※1 室戸岬特別地域気象観測所の観測値は 27m/s を目安とする。
- ※2 室戸岬特別地域気象観測所の観測値は 18m/s を目安とする。
- ※3 気温は高知地方気象台の値。

(5) 特別警報(大雨・暴風・高潮・高波・暴風雪・大雪)

大雨・暴風・高潮・高波・暴風雪・大雪といった気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※気象台は、発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標(下記の〈参考1〉)を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

〈参考1〉 特別警報の指標

要因区分	該当特別警報	特別警報の指標
雨が要因の場合	・大雨特別警報	<p>■ 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に発表。</p> <p>① 48 時間雨量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値※以上となった 5 km 格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現。</p> <p>② 3 時間雨量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値※以上となった 5 km 格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現 (ただし、3 時間雨量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする)。</p>
台風又は温帯低気圧が要因の場合	<p>・大雨特別警報</p> <p>・暴風特別警報 (温帯低気圧で雪を伴う場合は暴風雪特別警報)</p> <p>・高潮特別警報</p> <p>・波浪特別警報</p>	<p>■ 「伊勢湾台風」級 (中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上) の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に発表。</p> <p>■ 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域 (予報円がかかる地域) における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表。</p> <p>■ 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風 (雪を伴う場合は暴風雪) ・</p>

要因区分	該当特別警報	特別警報の指標
		高潮・波浪の警報を、特別警報として発表。
雪が要因の場合	・大雪特別警報	<p>■府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表。</p> <p>■50年に一度の積雪深の値が小さな地域については、既往最深積雪の値等も用いて指標を設定する。</p>

4-4 雨と風の強さの解説

(気象庁：平成12年8月作成、平成29年9月一部改正)

(1) 雨の強さと降り方

大雨によって災害が起こるおそれのある時は大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのある時は大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きい時は大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかける。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なる。

次頁の表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示す。ただし、以下の点に注意するものとする。

表に示した雨量が同じであっても降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質の違いによって被害の様子は異なる。この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述しているので、これより大きな被害や小さな被害になる場合もある。

①この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものである。

1時間雨量(ミリ)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元が濡れる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてもぬれる	寝ている人の半数ぐらいが雨がつかう		ワイパーを速くしても見づらい	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まる
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			道路が川のようになる	高速通行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	山崩れがけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 都市では下水管から雨水が溢れる
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる	水しぶきで当たり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある マンホールから水が噴出する 土石流が起こりやすい 多くの災害が発生する	
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる				雨による大規模な災害の発生するおそれ強く厳重な警戒が必要	

(2) 風の強さと吹き方

風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5～3倍以上になることがある。風圧は風速の2乗に比例する。

「強い風」や「非常に強い風」以上の風が吹くと予想される時は、強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのある時は暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きい時は暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかける。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なる。

- ①風速は廻りの地形や建物等に大きく影響される。風速は風速計が置かれている地点での観測値であるが、同じ市町村であっても周辺の地形や地物の影響で風速は異なる。
- ②風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合がある。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述しているので、これより大きな被害や小さな被害になる場合がある。

この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものである。

(気象庁：平成12年8月作成、平成29年9月一部改正)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の用水	走行中の車	建造物	およその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路の自動車	風に向かって歩いて歩かなくなる。傘がささない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路の自動車	何かにつかまっていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常ので運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	～110km					固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。	
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	50
	35以上 40未満	～140km					住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。	
	40以上	140km～						

4-5 台風の大きさと強さの解説

気象庁は、台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように、台風の「大きさ」と「強さ」を表現する。「大きさ」は「強風域（平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いている範囲）」の半径で、台風の「強さ」は「最大風速」で区分する。さらに、強風域の内側で平均風速 25m/s 以上の風が吹いている範囲を暴風域と呼ぶ。

【台風の大きさの階級分け】

階級	風速 15m/s 以上の半径
大型（大きい）	500 km以上～800 km未満
超大型（非常に大きい）	800 km以上

【強さの階級分け】

階級	最大風速
強い	33m/s（64 ノット）以上～44m/s（85 ノット）未満
非常に強い	44m/s（85 ノット）以上～54m/s（105 ノット）未満
猛烈な	54m/s（105 ノット）以上

台風に関する情報の中では台風の大きさと強さを組み合わせて「大型で強い台風」のように呼ぶ。例えば「強い台風」と発表している場合、その台風は、強風域の半径が 500 km 未満で中心付近最大風速は、33～43m/s あって暴風域を伴っていることを表す。なお天気図上では、暴風域を円形で表す。この円内は暴風がいつ吹いてもおかしくない範囲である。

（気象庁 HP より）

4-6 火災気象通報

（1）火災気象通報の通報と伝達

高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報する。

（高知において）

◇実効湿度が 60%以下でかつ最小湿度が 40%以下、最大風速 7m/s 以上の風が吹くと予想される場合

◇平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹くと予想される場合

※ただし、降雨・降雪中は通報しないこともあります

県は、火災気象通報を町（消防機関）に伝達する。

（2）火災警報の発令

町（消防機関）は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

◇県から火災気象通報を受けた場合

◇火災の予防上危険であると認めた場合

5. 火災・危険物災害予防

5-1 消防施設・設備の充実

(1) 消防屯所の機能強化

町の消防事務は、中芸広域連合消防本部が所管しており、消防団は3分団により組織され、分団毎に消防屯所が置かれている。(町の消防団については、本書第3編 災害応急対策計画 第3章の1「災害時消防活動計画」を参照) これら消防屯所は消火活動の基地であり通信設備の充実とあわせ、建物の耐震性、不燃化を図る。また大規模災害の際も、車両の出動が阻害されない立地を確保する。

(2) 消防水利の充実

町内の消火栓、防火水槽等の消防水利の設備の充実を図る。

特に自然水利が難しい場所については、耐震性防火水槽の整備を促進する。また、町内の消防水利の状況を一覧化できる資料にまとめておく。緊急時には応援消防機関の概況掌握の資料とする。

5-2 消防団の活性化

消防団は火災発生時の消火活動を行うとともに、平常時は住民に対し出火防止や初期消火等の指導を行う等、重要な役割を担うものである。このため平常時より消防団員の活発な訓練や教育等を通じ、消防団の活性化に努める。また、青年層及び女性層の消防団への参加を促進する等により消防団員の確保を図る。

5-3 火災予防査察の実施

火災発生及び被害の拡大防止を図るため、消防法に規定する予防査察を実施する。これにより町内の消防対象物を把握し、あらかじめ火災発生の危険がある個所の発見に努める。

5-4 火災予防運動の実施

火災予防は消防施設、体制の充実とあわせ、防火思想の普及が不可欠である。

空気が乾燥し火災の発生が起りやすい季節には、火災予防運動を行い、広報や講習会により防火思想を普及する。特に要配慮者がいる世帯については、出火防止や避難方法に関する指導を行う。

5-5 地域や職場における消火・避難訓練

当町は、消防本部等と協力し、家庭や職場における火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により徹底を図る。

5-6 民間防火組織の育成

当町は、消防本部等と協力し、自主防災組織の育成を図る。また、自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年消防クラブの育成を図る。

5-7 危険物施設の現況掌握と安全指導

(1) 講習会、研修会等の実施

県、消防本部等が関係団体と協力して実施する講習会、研修会への参加を促進する。その際には、災害リスクととるべき行動の理解促進、危機管理・防災責任者を対象とした研修の実施の強化を図る。

(2) 防災訓練の実施

施設管理者、県、町、消防本部等が連携して防災訓練を実施する。

(3) 施設の整備

県、消防本部等が実施する調査、検査により、洪水・地震動・津波に対する安全性の確保を図る。

第4章 防災知識と行動力を高める

真に地域の防災能力を高めるには、災害予防のための施策と並行し、町職員と住民の正しい知識と行動力が不可欠である。特に定められた計画を実効性のあるものにするには、町職員が何よりも内容に精通している必要がある。

また、住民は正しい防災知識に基づき警報等や初期の段階から備えることが必要で、「自分たちのまちは、自分たちで守る」との基本的な防災に関する意識を醸成する必要がある。その為に自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図る等、住民主体の取組を支援・強化する。特に、要配慮者の特性や被災時の男女のニーズの違い、地域の多様な視点等を反映した地域づくりを検討する。このため平常時より町全体の防災に関する知識や意識と行動力を高め、被害の未然防止や軽減を図る。

1. 防災教育の充実

1-1 職員への防災教育

(1) 防災実務の研修

職員として、適切な判断力の養成と必要な知識、技能を取得させる等、防災教育に努める。また、町長や幹部職員を対象とする研修による災害対応力向上を行い、場合によっては、地域や災害の特性を考慮した派遣職員を選定する等職員の防災実務能力向上を図る。

(2) 担当部ごとの検討会開催

担当部ごとの作業検討会を開催し、業務分担について理解を深める。

(3) 現地踏査

危険区域等の現地踏査を行い、状況を把握する。

1-2 学校における防災教育

これからの社会を担う若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。こうした学校現場での取組を家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、地域全体の防災力の向上を図る。

また、町は県と協力して発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進するとともに、学校、家庭、地域が一体となった防災への取組を推進する。

1-3 社会教育における防災教育

社会教育の一環として防災に関連する講座、体験学習、見学等を行う。

2. 防災に関する知識の普及等

当町は、住民を対象に、災害に関する知識、平常時・非常時の心得、救出・応急救護の方法、初期消火について、広報や印刷物の配布、防災に関する映像貸与、防災学習会の実施等により、知識の普及を図るとともに「自分たちのまちは、自分たちで守る」「揺れたら逃げる」意識の醸成・啓発に努める。地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

2-1 災害教訓の伝承

当町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

さらに、町及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとし、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

2-2 防災に関する広報の実施

防災関係機関は、自ら実施する取組や住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施する。

○広報内容の例

(知識)

○各機関の実施する防災対策

○災害の基礎知識

○地域の災害特性・危険場所

(災害への備え)

○避難場所や避難経路の確認

○家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策

○防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加

○3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の物資の備蓄

○非常持ち出し品（マスク、体温計、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

○自動車へのこまめな満タン給油

○警報等発表時や避難指示、避難準備情報の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認

○災害時の家族内の連絡体制の確認

(災害時の行動)

○身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法

○要配慮者への支援

○情報の収集方法

2-3 危険物を有する施設等における防災研修

町及び消防本部は、危険物を有する施設、病院等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

2-4 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗等の犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得等に関する防災研修を推進する。

3. 防災訓練

3-1 防災訓練の目的

防災訓練は、災害が発生し又は発生するおそれがある時、迅速かつ確な応急対策が実施できるよう、技術を向上させるものである。同時に、自主防災組織の体制の充実、関係機関との連絡調整の円滑化、さらに住民に対する防災知識の向上を図ることを目的に実施する。

3-2 防災技術訓練

(1) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、必要な消防訓練を実施する。

(2) 水防訓練

消防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、必要な水防訓練を実施する。

(3) 情報収集・伝達訓練

防災関係機関は、災害時の情報収集、伝達を迅速かつ確実にを行うため、防災行政無線通信訓練、非常無線通信訓練を実施し、通信及び通信機器操作の技術向上に努める。

3-3 総合防災訓練

大規模災害に備え自衛隊等防災関係機関、学校、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携して、総合的な防災訓練を適宜実施する。総合防災訓練はおおむね、次のとおりである。

(1) 情報収集・伝達訓練

(2) 救護・救出訓練

(3) 避難誘導訓練

- (4) 自然水利による消防訓練
- (5) 水防工法技術訓練
- (6) その他、連携を要する訓練

3-4 実践的な防災訓練の実施

町の災害特性を考慮し、以下に示すような実状に即した実践的な防災訓練を実施する。訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行う。

(1) 初動体制の確立訓練の実施

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。

(2) 現地訓練の実施

災害発生時に実際に行うことの検証をすることを目的として、現地訓練を実施する。

この際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施する。

(3) 情報収集・伝達等に関する訓練の実施

情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施する。

(4) 図上訓練の実施

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施する。

(5) 広域訓練

他市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を行う。大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

(6) 要配慮者等へ配慮した訓練

住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違い等、様々な視点に十分配慮するよう努める。

4. 法令に定められた住民・事業者の関係

災害対策基本法をはじめとする防災関係法令においては、住民や事業者に対する責務を定めている。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第7条第1項	地方公共団体の区域内の公共団体、防災上重要な施設の管理者等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。
--------	--

第7条第2項	災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
第7条第3項	前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。
第42条第3項及び同条の二	市町村地域防災計画は、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができる。地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)

第7条	<p>推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設 2. 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 3. 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 4. 前3号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
-----	--

5. 自主防災組織の整備促進

5-1 自主防災組織について

大規模な災害が発生した場合、町は被害の軽減に努めなければならない。しかしながら、二次的な災害の発生も予想され、対策に混乱をきたす場合もある。発生直後の初期対応が何よりも重要で、町、防災関係機関、住民、事業者等がそれぞれの責務を分担し、応急対策活動を連携することが必要である。このため平常時の活動の在り方や非常時の活動の重要性を示し、災害に対し組織的に行動する自主防災組織の整備を促す。

5-2 自主防災組織の編成

自主防災組織は、原則として地域単位の住民組織をもって編成する。

具体的な組織編成については、地域ごとに協議して役割分担を取り決める。町は、自主防災組織の運営について適切な指導を行う。

5-3 自主的な防災活動への支援

当町は、以下の項目に関して地域での自主的な防災活動への支援を行う。

(1) 自主防災組織の育成

自主防災組織が行う研修、訓練に対して支援を行う。この際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努める。

(2) 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施する。

(3) 自主防災組織の育成手法

- 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- 自主防災組織の必要性についての広報
- 防災訓練、研修会等の実施への支援
- 啓発資料の作成
- 地域防災施設の整備支援

(4) 自主防災組織の役割と活動内容

①自主防災組織の役割

- 自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないもの
 - ◇地域で起きる災害について正しい知識を広める取組
 - ◇災害発生時に安全に避難する取組
 - ◇要配慮者への支援

②自主防災組織の活動

- 平常時の活動
 - ◇災害に関する知識の普及
 - ◇地域における危険箇所の把握と周知
 - ◇地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
 - ◇防災訓練の実施
 - ◇要配慮者の把握
 - ◇家庭における防災点検の実施
 - ◇情報収集・伝達体制の確認
 - ◇物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検
- 災害時の活動
 - ◇集団避難、要配慮者の避難誘導
 - ◇住民の安否確認
 - ◇救出・救護の実施
 - ◇初期消火活動
 - ◇情報の収集・伝達
 - ◇給食・給水の実施及び協力

◇避難所の運営に対する協力

(5) 自主防災組織と消防団・防犯活動団体との連携

自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

また、防災訓練や研修等を通じ、自主防災組織と防犯活動団体や福祉関係者との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

5-4 事業所等による自衛防災体制の整備

事業所等は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努める。町は、事業者が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進める。

(1) 災害時に事業所が果たす役割

- 従業員や利用者等の安全確保
- 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- 事業の継続
- 二次災害の防止

(2) 事業所の自衛防災組織の防災活動

①平常時の自衛防災組織の活動

- 防災訓練の実施
- 施設及び設備等の整備
- 従業員等の防災に関する教育の実施
- 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力

②災害時の自衛防災組織の活動

- 情報の収集伝達
- 避難誘導
- 救出救護
- 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

5-5 各防災組織相互の調整・協議について

自主防災組織、自衛防災組織等は、平常時より町内の消防団や防災関係機関と連絡を密にする。これにより、地域防災対策の推進と防災知識の普及活動、防災訓練を円滑に行い、非常時には関係各機関・組織との活動の調整を行える体制を確立する。町は、必要な場合、災害対策本部の下に防災連絡協議会を置く。

5-6 地区防災計画の推進

町は、住民及び事業者等による防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画(地区防災計画)の作成の取組を支援するとともに、当該地区防災計画の素案を住民から提案を受けた場合は、必要に応じ、安田町地域防災計画に地区防災計画を定めることにより、地区の実情に応じた防災力の向上を図る。

6. 災害ボランティア協働

6-1 災害ボランティア活動支援

復旧復興時における、災害ボランティアの効果的で機能的に活動できる支援の体制整備を推進する。

6-2 災害ボランティアコーディネーターの育成

迅速で、効果的な活動を支援するため、町及び関係機関、避難者等との調整を担う、コーディネーター養成の推進を図る。

6-3 ボランティア調整機関との連携

災害時に迅速なボランティア活動が効果的に機能するよう、活動拠点、資材及び活動時の支援並びに環境づくり等の整備をボランティア調整機関と協働推進する。

6-4 自発的な支援を受け入れるための環境整備

町は、以下の事項に留意し、被災していない住民やボランティア等の自発的な支援の環境整備を進める。

(1) 関係者相互の連携の強化

NPO、ボランティア団体、安田町社会福祉協議会、日本赤十字社、行政等災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担等応急対策事項に関して協議を行い、連携・協働の促進を図る。

(2) ボランティアの活動拠点

町は、災害時に備え次の計画をつくる。

◇ボランティア活動のための拠点のあっせん又は提供

◇必要な資機材の貸し出し

(3) 日本赤十字社高知県支部

日本赤十字社高知県支部は、次の活動を推進する。

◇防災ボランティア(奉仕団)組織の育成強化

- ◇訓練の実施
- ◇ボランティアの事前登録
- ◇他団体と連携した各種防災活動への協力

(4) (社福)安田町社会福祉協議会

(社福)安田町社会福祉協議会は、次の活動を推進する。

- ◇町の災害ボランティアセンター設置・運営に向けた体制強化の支援
- ◇町域における災害ボランティア関係団体の連携体制の構築
- ◇高知県災害ボランティア活動支援本部との連携

7. 複合災害対策

水害と土砂災害、複数河川の氾濫等同時又は連続して2つ以上の災害が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象が発生した場合を想定した避難誘導等警戒避難体制の計画の検討、必要に応じた近隣市町村における指定緊急避難場所の指定等の実効性のある避難計画に関する対策の検討体制の確保と対応の促進に努める。

第3編 災害応急対策

第1章 応急対策活動組織の確立

町内に災害が発生した場合、町は県や国、近隣の市町村や各防災関係機関の協力を得て、被害の拡大防止と被災者の救援救護に取り組む。

このような時、町は第一次防災機関であり、迅速かつ的確な応急対策活動を遂行することが求められる。

このため、大規模災害時に設置される災害対策本部の組織編成と、業務掌握について必要な事項を定める。

1. 防災組織

1-1 安田町防災会議

災害対策基本法第16条に基づき、町長を会長とし、防災関係各機関より町長が任命する職員を委員として、安田町防災会議を組織する。

安田町防災会議は高知県地域防災計画に沿い、安田町地域防災計画を作成し、適宜必要と認める場合においては検討を加え、必要がある場合はこれを修正する。

これにより地域防災に係る基本方針の決定と計画の推進を図る。

1-2 安田町災害対策本部の設置

(1) 安田町災害対策本部の設置要件

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めた時、安田町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。

災害対策本部には、災害対策本部長として町長をあてる。

本部の事務局運営は、防災担当課が行う。

災害対策本部は、国や県、近隣の市町村や各防災関係機関と連携し、必要な応急対策活動を行う。本部の設置が必要でない場合については、庁内に災害対策本部に準じた体制を整え必要な対策を講じる。その場合の体制は次節2 動員計画の「動員体制」のとおりとする。

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、安田町庁舎に設置する。庁舎が著しく被災し使用不能になった場合、遅滞なく安田町文化センターに移設する。

また、必要な場合、中山公民館に災害対策本部中山支部を設置する。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

防災担当課は、災害対策本部が設置された時、直ちにその旨を庁内各課及び高知県に通知し、本部体制を整備する。

本部設置については、次に掲げる者に通知を行う。

《通知先》	《通知方法》	《電話番号》	《通知責任者》
-------	--------	--------	---------

庁内各課	庁内放送		情報通信班
一般住民	防災行政無線		〃
県本部	一般加入電話 又は高知県防災行政無線	088-823-9320 80-620	〃
南海トラフ地震対策 推進 安芸地域本部	一般加入電話 又は高知県防災行政無線	0887-34-8520 83-604	〃
中芸広域連合 消防本部	一般加入電話 又は高知県防災行政無線	0887-38-2643 464-619	〃
安芸警察署安田 駐在所	一般加入電話	0887-38-6120	〃
中山支所	一般加入電話 防災行政無線	0887-39-2008	〃

災害対策本部は災害の発生がなく、又は応急対策措置が完了したと認められる時は、本部長の指令により解散する。

1-3 災害対策本部の組織及び所轄事項

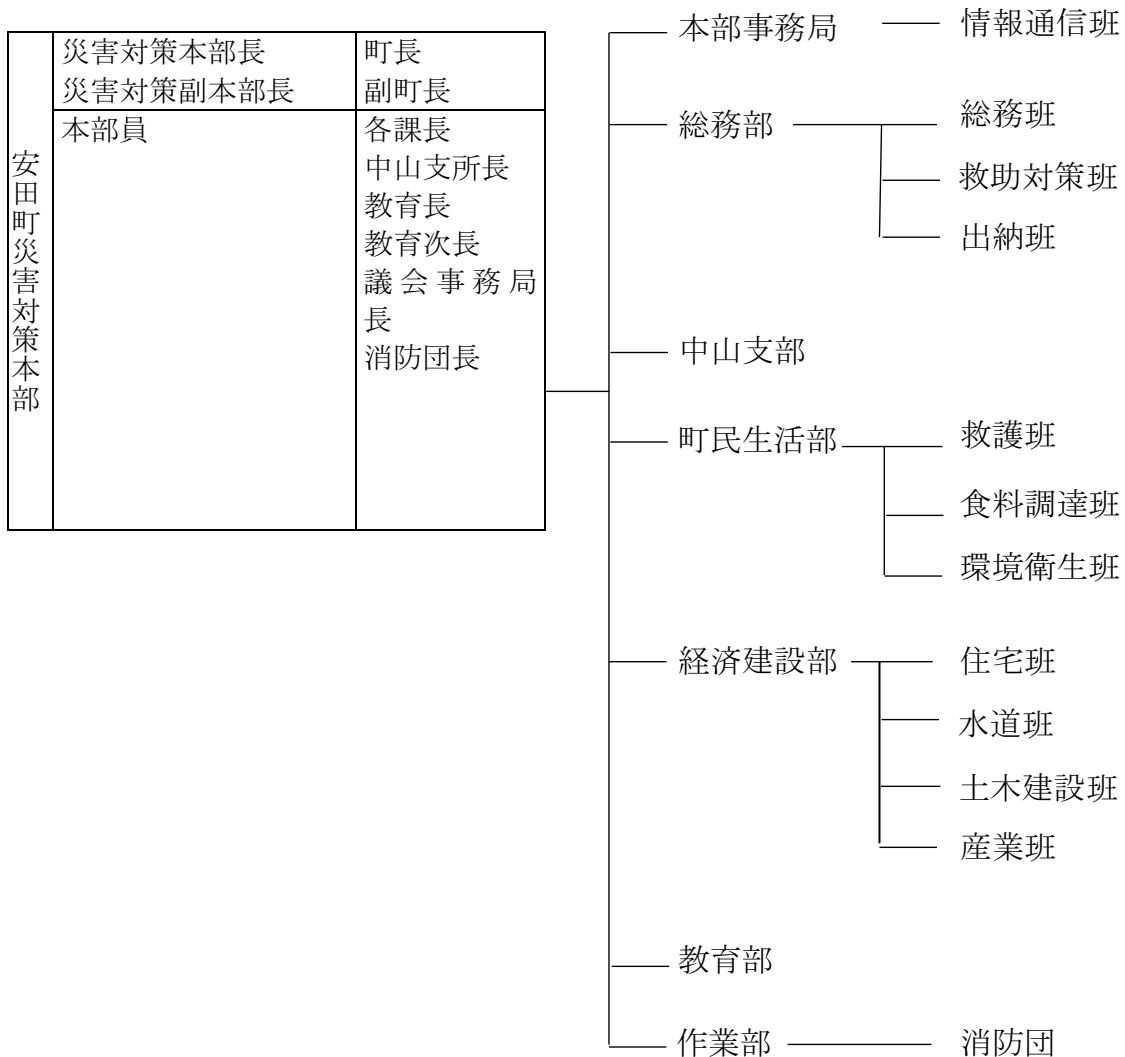
(1) 本部の組織

町長を災害対策本部長とし、副町長、教育長、各課長、中山支所長、教育次長、議会事務局長・消防団長からなる災害対策本部のもと、次頁のような組織体制を確立する。

災害対策本部には事務局を設け、総務課がこれを担当する。

災害対策本部事務局は、本部長の指令その他の連絡事項を各部長に伝達するとともに、各部でまとめた被害状況、応急対策状況、その他必要な情報をまとめて本部長に報告を行う。

安田町災害対策本部 組織図



(2) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の所掌事項は、おおむね次のとおりである。

本部会議構成員	所掌事務
災害対策本部長 (町長)	1、応急対策に係る職員の動員及び派遣について協議・決定 2、避難指示について協議・決定 3、県、公共機関及び国への応援要請について協議・決定 4、自衛隊への応援要請について協議・決定 5、避難場所、避難所の開設・運営方針について協議・決定 6、その他災害対策に関する重要事項を協議・決定
災害対策副本部長 (副町長)	
災害対策本部員 (各課長)	
(中山支所長)	
(教育長)	
(教育次長)	
(議会事務局長)	
(消防団長)	

(3) 各部の所掌事項

各部の所掌事項は、おおむね次のとおりである。

部 (部長)	班 (班長)	班 員	所 掌 事 項
本部事務局 本部事務局長 (防災担当課長)		防災担当課員	1、各部、各班への本部指令、情報の伝達 2、各部、各班との連絡・調整 3、各防災関係機関との連絡・調整 4、自衛隊への応援要請に必要な事務 5、避難勧告、人命救助等の重大事項を本部会議に上申
	情報通信班 (防災担当課課長補佐)	防災担当課員	1、被害状況の情報収集及び報告 2、現地情報の受理 3、災害警報等の発信 4、避難指示の伝達 5、住民への災害時の広報 6、防災関係各機関との通信手段の確保 7、町内各地区、防災拠点等との通信手段の確保
総務部 総務部長 (防災担当課長) 総務副部長 (地域創生課長)	総務班 (防災担当課課長補佐及び地域創生課長補佐)	防災担当課員 地域創生課員	1、災害対策に必要な労務供給の確保に関すること 2、協力関係機関からの受け入れに関すること 3、緊急物資の購入に関すること 4、輸送車両の調達に関すること 5、災害時の交通規制に関すること 6、義援金品の受付
	救助対策班 (防災担当課課長補佐)	防災担当課員 町民生活課員	1、被災者の救出、避難誘導に関すること 2、行方不明者の捜索に関すること 3、避難場所、避難所の開設及び運営に関すること 4、生活必需品、義援金品の配布に関すること
	出納班 (出納室職員)	室職員	1、災害関係経費の出納に関すること
中山支部 支部長 (中山支所長)		支所職員	1、安田町災害対策本部との連絡・調整 2、山間部地区の被害情報の収集及び報告 3、山間部地区への避難の勧告又は指示の伝達
町民生活部 町民生活部長 (町民生活課長)	救護班 (町民生活課課長補佐)	町民生活課員	1、福祉避難所、医療救護所の設置及び運営に関すること 2、被災者の応急医療、看護等に関すること 3、乳幼児、妊産婦の救護に関すること 4、高齢者、障がい者の救護に関すること 5、日本赤十字社高知県支部、安芸福祉保健所との連絡に関すること 6、ボランティアの受け入れに関すること 7、検病検査等の保健衛生に関すること 8、家屋の被害状況の調査に関すること
	食料調達班 (町民生活課課長補佐)	町民生活課員	1、被災者、作業隊、職員への炊き出しに関すること 2、米穀食材、燃料の確保、供給計画に関すること

部（部長）	班（班長）	班 員	所 掌 事 項
	環境衛生班 （町民生活課 課長補佐）	町民生活 課員	1、廃棄物の処理に関する事 2、公衆衛生等防疫に関する事
経済建設部 経済建設部長 （経済建設課長）	住宅班 （経済建設課 長補佐）	経 済 建 設 課員	1、公営住宅等の応急修理に関する事 2、応急住宅の建設及び応急住宅修理に関する事
	水道班 （経済建設課 長補佐）	経 済 建 設 課員	1、水道施設の点検、整備、復旧に関する事 2、応急給水に関する事
	土木建設班 （経済建設課 長補佐）	経 済 建 設 課員	1、道路、橋梁、建築物等の保全及び復旧対策 2、仮設道路の建設、障害物除去対策に関する事 3、山崩れ、崖崩れ等の予防対策・応急対策 4、応急災害対策の技術工法の技術指導 5、災害対策用資材の購入に関する事 6、災害対策に伴う建設業者との連絡調整に関する事
	産業班 （経済建設課 長補佐及び地 域創生課長補 佐）	経 済 建 設 課員 地 域 創 生 課員	1、農作物、農業用施設の被害状況把握及び災害 対策に関する事 2、造林及び林業施設、林道等の被害状況把握及 び災害対策に関する事 3、漁業施設の被害状況把握及び災害対策に関する 事 4、被災商工業者に対する応急対策に関する事 5、災害対策用船舶、船艇等の調達
教育部 教育部長 （教育長）	教育次長	教 育 委 員 会 事 務 局 員	1、児童生徒の避難に関する事 2、被災児童、生徒の救護に関する事 3、園児の避難に関する事 4、教育関係施設、設備に関する応急対策 5、災害時の教育教材等の調達、指導に関する事 6、災害時の学校給食に関する事 7、教育関係義援金品に関する事 8、文化財に関する事
作業部 作業部長 （消防団長）	副団長	分団長 以下 消防関係	1、消防、防災活動に関する事 2、人命救助活動に関する事 3、警報連絡、避難誘導に関する事 4、救急、救出に関する事 5、行方不明者の捜索に関する事 6、水防倉庫の管理及び倉庫資材輸送に関する事 7、障害物除去等への応援

※防災担当課長は、本部事務局長と総務部長を兼務し、地域創生課長は、総務部長を補佐するものとする。

※地域創生課長補佐は、総務班長及び産業班長を兼務し産業班では主に、商工業者に関する事項を担う。

- ①各部、各班は、状況の進展に応じて随時繁忙な担当部、担当班を応援し、円滑な応急対策事務を推進する。
- ②災害時の治安維持に関しては、安田駐在員と連絡を密にして、相互に協力する。
- ③本表に定めない事項で重要な事項については、災害対策本部で決定を行い、軽易なものについては各部で協議し、その都度定めるものとする。

2. 動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある時、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、必要な人員を確保する必要がある。

災害対策本部の開設前にあつては町長、開設後にあつては災害対策本部長が災害の種類、規模等を勘案し、次の区分により所属する各部について必要な職員を配備する。

2-1 動員体制

(1) 配備体制及び体制配備基準

町は、次表に掲げる配備体制の区分と、各体制配備の基準により職員の配備・動員を行う体制とする。なお、安田町水防計画による「安田町水防本部」は、災害対策本部が設置された場合は統合されるものとする。

体制区分	配備体制の基準				取るべき体制
	共通	風水害	地震・津波	林野火災	
第1 配備体制 【準備体制】	○気象情報等により災害の発生が予想される場合	○暴風、大雨、洪水、のいずれかの警報が発表された時	○高知県に緊急地震速報が発令された時 ○高知県に津波注意報の発表、又は予測される時	○焼損面積がおおむね10ha以上になるおそれがある時	○情報連絡活動及び危険個所の警戒に当たり、状況に応じて支障なく第2 配備体制に移行できる体制
第2 配備体制 【警戒体制】 (災害対策本部設置)	○相当規模の災害発生が予想される場合 ○又は局地的若しくは比較的軽微な規模の災害が発生した場合	○避難情報等を発令する必要がある場合	○町内又は近隣市町村で震度4以上の地震が発生した時 ○高知県に津波警報の発表が予想される時	○地元消防力で対応できないと予想される時 ○自衛隊の派遣を要請した時	○災害対策本部を設置（水防本部統合）する。防災担当課職員及び各課等の管理職員並びに各部において必要な人員を確保する。 ○状況に応じて支障なく第3 配備体制に移行できる体制
第3 配備体制 【非常体制】 (災害対策本部設置)	○大規模な災害の発生が免れないと予想される場合 ○町内全域にわたる災害、又は一部であっても甚大な災害が発生した場合 ○町長が、各種の情報を総合的に判断し、必要と認めた時	○全域にわたって風水害の発生するおそれがある、又は被害が甚大と予想される時 ○あるいはこれらの災害が発生した場合	○町内又は近隣市町村で震度5弱以上の地震が発生した時 ○高知県に津波警報、大津波警報が発令された時	○鎮火の見込みがたたず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当な規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがある時	○災害対策本部を設置（水防本部統合）する。本部及び要員全員とし、各部が全活動に取り組める体制

※臨時情報が発令された際、地震及び津波被害対策編第2編第5章中2.2-2に該当すると認められる時は、第二配備体制をとる。

(2) 各配備体制の人員編成

各配備体制の人員編成は、以下を基本とする。初動期は、情報の収集・伝達、被害箇所の応急復旧、被災者支援等が主要な業務であり、機動的な体制をとり、業務にあたる。

体制区分	動員体制（共通）
第1配備	・総務課職員
第2配備	・総務課職員 ・町民生活課、経済建設課、地域創生課、教育委員会事務局、各管理職 ・中山支所長 ・消防団長
第3配備	・全職員 ・全消防団員

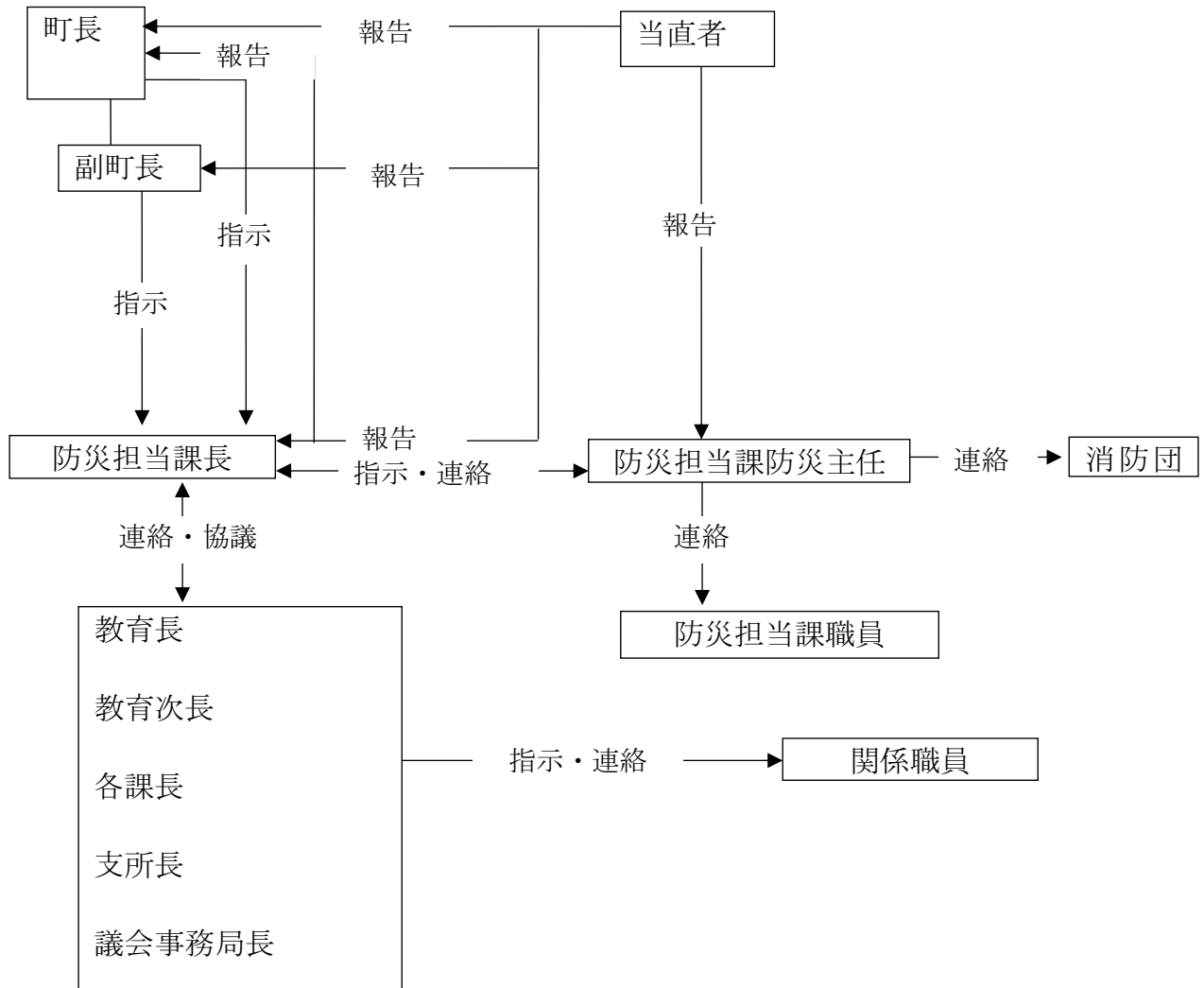
2-2 休日又は退庁後の動員

(1) 当直者による非常伝達及び召集

当直者は、次に掲げる情報又は事態を察知した時は、町長、副町長、総務課長及び防災主任に連絡を行う。

当直者は、町長、副町長、総務課長又は防災主任の指示により、各課長、支所長又は関係各課職員に連絡を行う。

- ①災害の発生に関する情報が関係機関から通報され、又は自らが察知し避難指示等の緊急措置を実施する必要がある時。
- ②災害が現に発生し、応急対策を講じる必要がある時。
- ③災害発生のおそれがある異常現象について、通報があった時。



3. 県及び町の業務継続性の確保

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の重要な役割を担うこととなることから、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めた業務継続計画（「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」を含む）を策定する等、業務継続性の確保を図る。また、町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。

第2章 迅速かつ的確な情報体制の確立

災害の発生が予想される時、又は災害が発生した際に、警報等や被害状況に関する情報は、被害を最小限に抑える上で極めて重要である。

町は、県や防災関係各機関と緊密な通信連絡により、迅速かつ的確な情報収集と伝達を行わなければならない。

本章では応急対策を実施するに当たり、必要な災害時の通信連絡系統、通信体制等について定める。

1. 情報収集・伝達

1-1 異常な現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官、海上保安官に通報する。

◇水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水等

◇土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下等

◇異常気象現象

異常潮位、異常波浪、竜巻等異常な気象現象等

(2) 通報経路

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

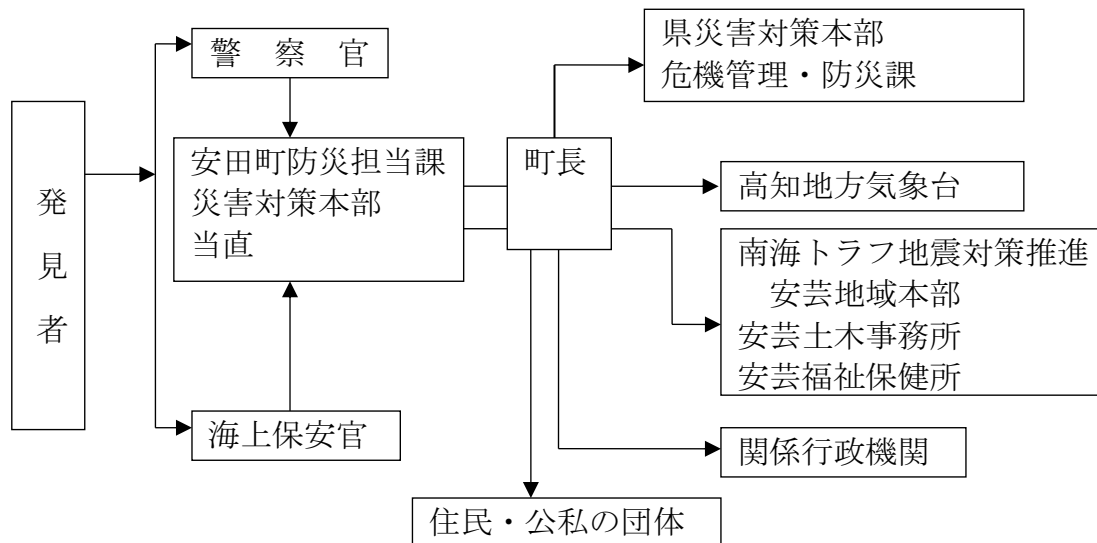
異常な現象について通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報するものとする。

①高知地方気象台

②高知県知事(県危機管理・防災課)。県災害対策本部が設置されている場合は、同本部

③安芸警察署、安芸土木事務所、南海トラフ地震対策推進 安芸地域本部、その他予想される災害に関係があると認められる国、県の出先機関

④住民及び関係する公私の団体



1-2 災害警報等の受領伝達

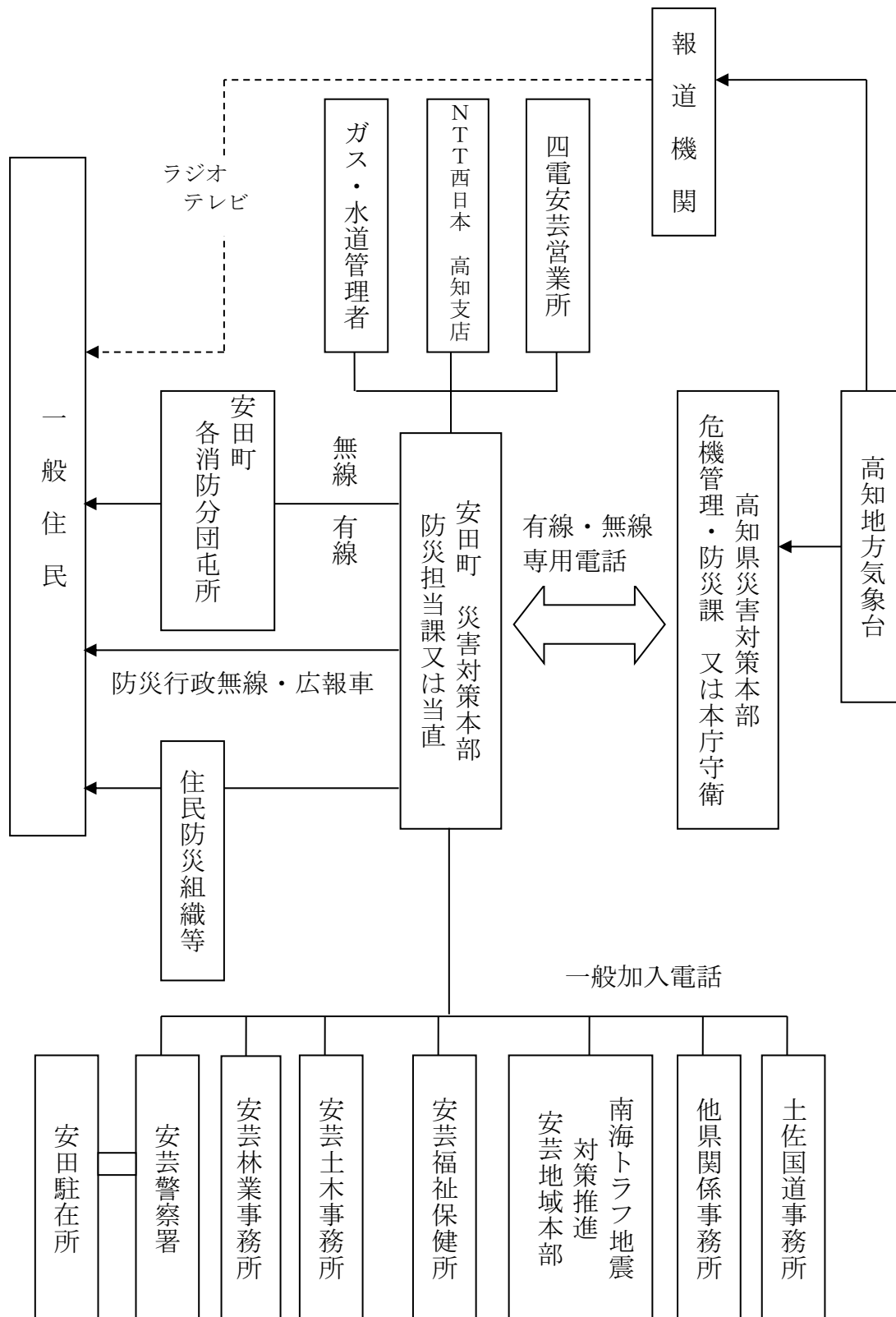
(1) 災害警報等の受領伝達要項

高知県から通報される各種災害に関する警報、注意報、情報は、災害対策本部設置前については防災担当課が受領する。

災害対策本部開設後は、事務局情報通信班が受領する。

防災担当課長は必要と認める場合、速やかに町長、副町長に報告するとともに、関係各課、消防団長に伝達する。

(2) 伝達経路



1-3 通信連絡体制

(1) 通信連絡責任者の設置

災害時、又は災害の警報等が発令された時、防災関係各機関の通信連絡は迅速かつ的確に行われるよう万全の態勢が必要である。

情報の混乱を防ぐため町、県及び防災関係各機関は、災害情報受発信用の災害電話を指定し、窓口を統一する。

受発信の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を置く。

通信連絡は、災害が発生し災害対策本部が設置されるまでの間は、勤務時は防災担当課が行う。

夜間休日等時間外については、当直が担当する。

①安田町通信連絡窓口	指定電話	0887 (38) 6711
②安田町中山支所	一般加入電話	0887 (39) 2008
③中芸広域連合消防本部	一般加入電話	0887 (38) 2643
④県庁通信連絡窓口	危機管理部危機管理・防災課	指定電話 088 (823) 9320
⑤安芸土木事務所通信連絡窓口	一般加入電話	0887 (34) 3135
⑥安芸警察署	一般加入電話	0887 (34) 0110
⑦安芸郡医師会	一般加入電話	0887 (35) 4722
⑧高知県安芸室戸歯科医師会	一般加入電話	0887 (34) 1486
⑨高知県薬剤師会安芸支部	一般加入電話	0887 (35) 7770

※地上無線、衛星電話については別紙参照

1-4 通信連絡方法

(1) 県及び防災関係各機関との通信連絡

災害時において、有線通信が可能な時は、電話のアクセス集中を避けるため次の通信手段による。

- 高知県防災行政無線回線（地上系・衛星系・移動系）を優先使用する。
- 災害時優先電話を使用する。
- 携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定を行う。

また、自機関の電話が利用できない時は、他機関の専用電話を利用することも検討する。

さらに、有線通信が途絶し利用できない時は、次の方策を検討する。

- 他機関の有する無線通信施設を利用する。
- 非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得る。）

(2) 災害時優先電話の指定

有線電話による災害の予防及び応急対策に必要な市外通話は、「非常又は緊急通話」として取扱い、他の通話に優先して接続される。

本庁において優先利用ができる施設と電話番号は、次のとおりである。

施 設	電話番号
安田町代表電話（総務課）	0887（38）6711
安田町町民生活課	0887（38）6712
安田町経済建設課	0887（38）6715
安田町地域創生課	0887（38）6713
安田町中山支所	0887（39）2008
教育委員会事務局	0887（38）6714

（3）町内各機関との通信連絡

災害時の県庁と町内各機関との通信連絡は、防災行政無線、一般加入電話を使用する。

区 分	連絡方法
	指定電話
県庁通信連絡窓口危機管理部危機管理・防災課	088（823）9320
安田町社会福祉協議会	0887（38）5500
安田町福祉館	0887（38）6503
安田町文化センター	0887（38）5711
安田町保健センター	0887（38）6678
安田町高齢者福祉センター	0887（38）5546
小川集会所	0887（39）2275
集落活動センターなかやま	0887（30）1750

1-5 住民との通信連絡

（1）防災行政無線による通信連絡

住民への警報等や災害に関する情報の伝達方法は、各地区及び集会所に配備した防災行政無線を用いる。

（2）山間部地域との非常通信連絡

災害時に道路や電気通信網が寸断された場合、山間部の各集落は事実上、孤立状態に陥る。そのため、停電時に備えた自家発電による防災行政無線の運用を図り、又、通信系統の多重化により対応する。いずれによっても対応不可能な場合には、使走により対応する。

（3）多様な伝達手段の活用

「高知県総合防災情報システム」のホームページ等により、住民をはじめ、防災関係機関に情報の提供を行う。特に、住民の自主的な避難行動を促すため、ツイッターやフェイスブック、スマートフォン向けアプリケーション等多様な伝達手段を活用する。

1-6 特別警報等の重要な警報に関する住民への伝達

町は、伝達手段の多重化、多様化を図り、防災行政無線、広報車、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話（緊急速報メール）等に加え、IP 告知システムや緊急速報メールといった伝達手段の整備拡充を図り、住民に対して特別警報等の重要な警報を伝達する。また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮する。

2. 被害状況調査報告計画

町内に被害が発生した場合、町長は知事又は高知県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）に対し、迅速かつ的確に被害状況の報告を行う。

情報の収集が円滑に行われるよう、その調査要項と報告系統を定める。

2-1 緊急報告

人身、家屋等に被害が発生した時、又は発生するおそれがある時、及び避難等緊急応急対策を実施した場合は、直ちに知事又は県災害対策本部に対し、次の事項について報告を行う。

この緊急報告は、被害等の一次情報として、概要的な情報を含め把握できた範囲から連絡を行う。

(1) 災害の概況

- ①発生場所、②発生日時、③災害種別

(2) 被害の状況

- ①人的被害・住居被害、②ライフラインの被害状況

(3) 応急対策の状況

- ①応援の必要性、②災害対策本部の設置及び解散
- ③消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況
- ④避難指示の状況
- ⑤避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）
- ⑥実施した応急対策、及び今後取ろうとする措置

(4) その他必要な事項

上記の緊急報告は、高知県防災情報マルチネットワークシステムを優先利用し、それ以外の場合には、資料編 資料 10-①「緊急報告用紙」を用いて行う。

なお、高知県地域防災計画では、市町村が県へ被害状況を報告する際に次の区分で報告を行うこととされている。

(5) 報告区分

即報は、報告すべき災害等を覚知した時災害発生後 30 分以内に第一報を報告し、以後判明したものの中から逐次報告する。

確定報告は、応急対策を終了した後 20 日以内に消防庁へ報告する。

上記の緊急報告は、報告区分として高知県地域防災計画で定めるもののうち「即報（第一報）」と位置付けるものとする。

2-2 中間報告及び確定報告

中間報告は、災害の拡大に伴い被害の状況を調査した都度に行う。

確定報告は、応急対策が終了し被害が確定できる時点で遅滞なく行う。

これらの報告に際しては、高知県防災情報マルチネットワークシステムを優先利用し、それ以外の場合には、資料編 資料 10-②「中間報告・確定報告用紙」に示されている様式を用い、報告に必要な項目ごとの被害集計については、所掌する各部が実施する。

なお、中間報告は、高知県地域防災計画で定める報告区分のうち「即報（第二報以降、確定報告に至るまでに報告するもの）」と位置付けるものとする。

また確定報告は、高知県地域防災計画で定める報告区分のうち「確定報告」に位置付けるものとする。

(1) 人、人家等の被害調査

災害対策本部より各地区に調査員を派遣し、あらかじめ定めた地区調査連絡員の協力を得て行う。人的な被害については、警察と連絡を取り合った上で行う。

(2) 農林水産関係被害調査、商工業関係被害調査

経済建設部、産業班が担当する。

(3) 土木関係被害調査

経済建設部、土木建設班が担当する。

(4) 教育関係被害調査

教育部が担当する。

2-3 報告の取りまとめと報告の取扱及び経路

報告の取りまとめは、高知県防災情報マルチネットワークシステムを利用し速やかに行う。

それ以外の場合には、資料編 資料 10-①「緊急報告用紙」、資料 10-②「中間報告・確定報告用紙」を用いるものとする。

また通信途絶等により、県に報告できない場合には、下記の総務省消防庁に直接報告を行うものとし、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告するものとする。

総務省消防庁の連絡先

平日(9:30~17:45)

消防庁窓口：消防庁防災情報室

NTT 回線：03-5253-7526(電話)

NTT 回線：03-5253-7536(FAX)

消防防災無線：7526(電話)

消防防災無線：7536(FAX)

地域衛星通信ネットワーク：TN-048-500-7526(電話)

地域衛星通信ネットワーク：TN-048-500-7536(FAX)

夜間(以外)

消防庁窓口：宿直室

NTT 回線：03-5253-7777(電話)

NTT 回線：03-5253-7553(FAX)

消防防災無線：7782(電話)

消防防災無線：7789(FAX)

地域衛星通信ネットワーク：TN-048-500-7782(電話)

地域衛星通信ネットワーク：TN-048-500-7789(FAX)

3. 災害広報対策

3-1 災害情報の広報

(1) 広報責任者

災害に関する広報は、本部事務局が実施する。

本部事務局は、各部と綿密な連携を取り災害状況及び応急措置の状況を把握しながら、必要な広報を作成する。

(2) 優先すべき広報の内容

- ①被災状況及び被災住民の取るべき措置
- ②被災が予想される住民の取るべき措置
- ③避難の指示
- ④救助・救護活動及び応急対策の実施状況
- ⑤医療救護所及び避難所の開設状況
- ⑥その他住民の安全、社会秩序維持に必要な事項

3-2 支援情報の広報

災害発生後、人身の安全が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となる。

町は、関係機関と密接な連絡を図り、次の事項を中心に広報活動を実施する。

要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を行う。

避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努める。

(1) 被害状況

- ・人的、物的被害
- ・公共施設被害等

(2) 余震関連情報・気象庁の発表する余震に関する情報

- ・余震による二次災害の危険性の注意喚起

(3) 安否情報

- ・死亡者の情報

(4) 応急対策情報

- ・応急対策の実施状況

(5) 生活情報

- ・電気、電話、ガス、水道等の復旧状況
- ・避難所情報

(6) 住宅情報

- ・仮設住宅
- ・住宅復興制度

(7) 医療情報

- ・診療可能施設
- ・心のケア相談
- (8) 福祉情報
 - ・救援物資
 - ・義援金
 - ・貸付制度
- (9) 交通関連情報
 - ・道路規制
 - ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況
- (10) 環境情報
 - ・災害ごみの処理等に関する情報
- (11) ボランティア情報
 - ・ボランティア活動情報
- (12) その他
 - ・融資制度
 - ・各種支援制度
 - ・各種相談窓口

3-3 ライフライン施設の復旧情報等の広報

町は、各防災関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報について広報活動を実施する。

3-4 広報の手段

住民に対する広報手段は、次にあげる方法により、状況に応じて行うものとする。

なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問合せの受付及び応答については、原則として、本部事務局情報通信班を通じて行う。

- (1) ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- (2) 有線放送による広報
- (3) 消防無線放送による広報
- (4) 広報車による巡回広報
- (5) 広報紙、チラシ、ポスター等による広報
- (6) ホームページによる広報

3-5 報道機関への発表及び依頼事項

被害に関する概括的情報、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。なお、発表に当たっては、次の項目を整理するとともに、個人情報の保護に十分配慮する。

住民への周知、徹底すべき必要な指示、注意事項については、即報を依頼する。

- (1) 災害発生場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 住民に対する避難指示等の状況
- (5) 住民に対する協力及び注意事項
- (6) 支援対策に関すること

4. 災害広聴対策

4-1 相談窓口の設置

町は、住民からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて相談窓口を開設する。

- (1) 巡回相談（各避難所等）
- (2) 電話相談
- (3) 専門相談（法律、医療等）
- (4) 他機関（国、県、その他関係機関）との共同相談
- (5) 要配慮者に対する相談

4-2 実施体制

各部から対応職員を派遣し、電話及び住民対応業務全般について実施する。相談窓口の開設時には、広報紙、防災行政無線放送等で住民へ周知する。

4-3 要望の処理

住民相談窓口で扱う情報は、町の応急対策の実施状況、被害状況、援護・救援に関する事項等とし、被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。

住民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し早期解決を図る。

必要に応じ関係機関の協力を求める。

5. 情報収集に基づく警戒活動

5-1 気象等の観測及び通報

町は、県及び関係機関と連携し、以下の気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制をとる。

(1) 河川・ため池水位

町長は、気象等の状況から洪水のおそれを察知した時、観測した河川の水位等の状況を県及び関係する他の市町村長へ通報する。

ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、県及び町長に水位状況を通報する。

(2) 潮位

町長は、気象等の状況から高潮のおそれを察知した時、又は異常な越波を認められた時は、その状況を県に通報する。

5-2 水防活動

(1) 水防活動

町長は水防団(消防団)に準備又は出動の命令を出し次の水防活動を行う。

- 水防に必要な資機材の点検整備
- 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- 重要箇所を中心にした巡回
- 異常を発見した時の水防作業と県への通報
- 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

(2) 在港船舶の対策指導

町は高知海上保安部と連携して、港内の在港船舶の対策指導を行う。

(3) 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団(消防団)員自身の安全に留意して水防活動を実施する。

5-3 土砂災害警戒活動

町及び県は、危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。また、町は必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行う。

5-4 高潮・高波警戒活動

町は、高知地方気象台が発表した高潮警報、波浪警報、高波に関する高知県気象情報を受け取った時は、水害リスク等必要な情報を住民に周知し、警戒活動を行う。

6. 二次災害の防止

6-1 水害・土砂災害対策

県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。(土砂災害緊急情報)

町は県からの情報を住民に周知するとともに、必要に応じ避難指示等を発令する。町は、土砂災害に対する避難指示を解除しようとする場合において、必要に応じて国又は県に対して解除に関する事項について助言を求めることができる。

6-2 高潮・波浪等の対策

県は、管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行い、危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施するとともに、危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。町は、県における最大規模を想定した高潮浸水想定区域等の危険箇所の点検・住民等への周知・避難対策の実施に協力する。

6-3 爆発等及び有害物質による二次災害対策

爆発物や有害物質等危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知するとともに、町は、必要に応じて避難対策を実施する。

第3章 災害時の消防・危険物対策

当町では街区を中心に人家が山脚部に密集しており、一度火災が発生すれば災害直後の混乱もあって、消火に手間取り延焼するおそれが多分にある。

また、当町では危険物取扱施設は少ないが、洪水氾濫により施設園芸用の屋外貯蔵タンクが流出するおそれがある。

ここでは、災害時の消防体制及び危険物等の対策について必要な事項を定める。

1. 災害時消防活動計画

1-1 活動体制の確立

(1) 実施責任者

災害時の消防活動は災害対策本部長が指揮し、安田町消防団（作業隊）が実施する。

(2) 非常招集

大規模な災害が発生した場合、又は地震に関連し消防又は救助等を必要とする事態が発生した場合、災害対策本部長は消防団の非常招集を行う。

各消防団員は、非常招集に基づき各分団に参集する。

各団員は、できるかぎり周辺の被災状況を概略的に把握しながら参集し、分団長に報告を行う。

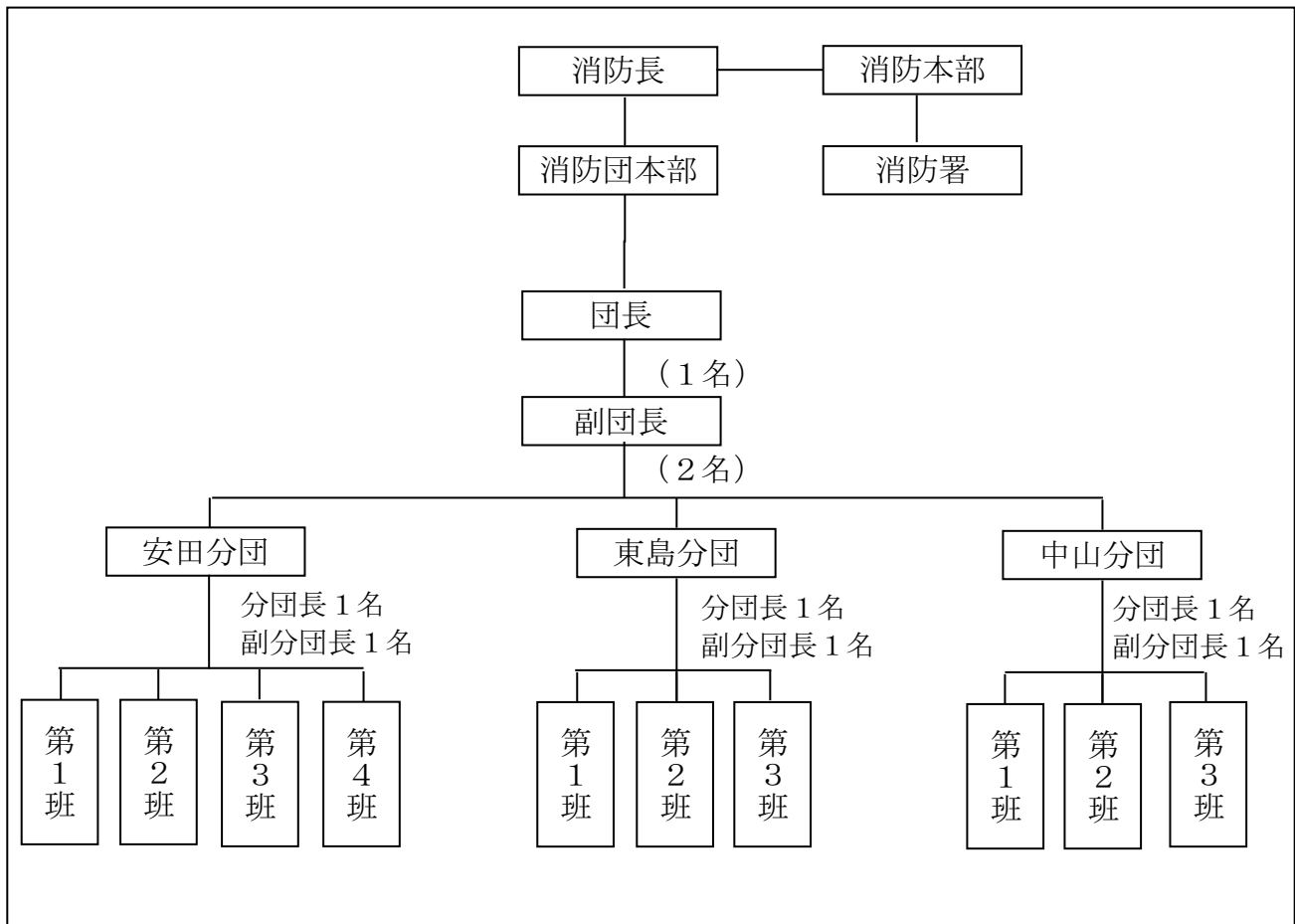
(3) 活動内容

建造物、車両、林野、船舶等に火災が発生した場合、各消防分団は災害対策本部長の指揮により直ちに現場に出動し、消防活動を実施する。

この他、消防分団は状況に応じ救急・救助活動、避難対策活動等を行う。

1-2 組織図

(1) 消防組織図



1-3 消防活動の優先順位

甚大な被害により町内各地区で消防活動、人命救助及び避難誘導活動を要する場合、災害対策本部は、中芸広域連合消防本部と連絡を取り合い指揮系統を一元化した上で、適切な状況判断を行う。

消防団は、この指示に従い効果的な活動により被害を最小限にとどめる。

1-4 広域消防行政（中芸広域連合）

(1) 中芸広域連合消防本部

町は、中芸5町村とともに中芸広域連合消防本部を組織している。

(2) 近隣市町村との相互協力

町の消防能力だけでは火災の鎮火が困難で、中芸広域連合消防本部の活動でも十分ではない場合、近隣市町村に応援を要請する。（応援要請については、本書災害応急対策計画 第11章の3「応援要請」参照）

①要請時の連絡事項

応援を求める市町村に対し、次のことを示し要請を行う。

- ア. 災害の状況及び応援を求める事由
- イ. 応援を求める活動内容、機関
- ウ. 応援を求める人員及び物資
- エ. 応援を必要とする場所及び期間

(3) 林野火災への応援要請

町内で林野火災が発生し、林野火災対策用資器材等の確保が困難な場合、県及び高知営林局にその確保及び応援を要請する。

2. 危険物対策

2-1 実施責任者

危険物の取扱については管理責任者が定められている。
非常時には各管理責任者が災害対策の規定にのっとり適切な措置を行う。

2-2 応急措置の概要

(1) 情報の伝達

危険物取扱施設管理者は災害対策本部に対して、概況や被災時の復旧の見通し等の必要な情報の伝達を行うとともに、周辺住民にも広報を行い不安解消に努める。

(2) 流出・拡散防止措置の実施

危険物取扱施設管理者は、流出を最小限に抑えるための必要な措置、拡散防止のための必要な措置を迅速かつ的確に行う。
必要に応じ、近隣施設への応援要請を行う。
その他必要な措置の実施を行う。

第4章 避難体制の確立

避難・誘導計画は人命を守るため重要である。

広域的に人命の危険が予測される時や、身体を災害から保護することが必要と認められる時、住民を安全な場所に避難誘導することが必要である。

しかしながら当町の山間部においては、土砂災害のおそれがある場合、安全な避難場所や避難経路を確保することが困難な地区集落が多い。

このため、雨量の観測等人的被害を未然に防ぐ方策と併用し、万全の避難態勢を確立する必要がある。

1. 避難・誘導

1-1 住民の自主的な避難

住民は、災害発生時には、あらかじめ町や自主防災組織等で決めた避難の目安を使い、自主的に避難を行う。

1-2 自主避難を促進するための広報

町は、あらかじめ定めた広報の計画により、住民等の自主避難の参考とするため気象警報等の発表や雨量等の観測情報を広報する。また、伝達手段の多重化、多様化を図り、市町村防災行政無線、広報車、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール)、スマートフォン向けアプリケーション等のあらゆる通信手段を複合的に利用し、住民に対して警報等を伝達する。

1-3 緊急的な避難誘導

集中豪雨等急な災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っている時、消防団はあらかじめ定めた避難誘導計画により住民を避難誘導する。

1-4 避難指示等

(1) 災害対策基本法第60条に基づく「避難指示」

避難指示は、次の内容を明示して行う。

- ◇避難を必要とする理由
- ◇避難指示の対象となる地域
- ◇避難する場所
- ◇注意事項(避難経路の危険性、避難方法等)

町は、住民の積極的な避難行動に繋がるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知に努める。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報				相当する警戒レベル	
5	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨 特別警報	キキクル (危険度分布)	氾濫 発生情報	5 相当		
<警戒レベル4までに必ず避難!>								
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒 情報	高潮 警報	高潮 特別 警報	極めて 危険 非常に 危険	氾濫 危険情報	4 相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報洪水 警報	高潮警報に 切り替える 可能性が高い 注意報	警戒 (警報級)	氾濫 警戒情報	3 相当	
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に 切り替える 可能性が高い 注意報	大雨注意報 洪水注意報	高潮 注意報	注意 (注意報級)	氾濫 注意情報	2 相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報 (警報級の 可能性)	「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成				

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。
 ※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の虞がある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

(2) 高齢者等避難情報

町は、要配慮者、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で高齢者等避難情報を発表する。

(3) 実施責任者

避難指示等を行う者は次のとおりとする。

(高知県地域防災計画 一般対策編 令和3年3月修正 等より作成)

区分	実施責任者	指示等の内容(根拠法)	その他
災害が発生し 又はそのおそれがある場合。	町長又は その権限の 委任を受けた者	管轄区域内において危険が切迫した場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に、避難のための立ち退きの指示をするとともに、立ち退き先(指定緊急避難場所その他の避難場所)を指示することができる。 (災害対策基本法第60条) 避難のための立ち退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。 (災害対策基本法第60条) 消防職員は、町長の委任を受けて居住者等に対し、避難のための立ち退きの指示をするとともに、立ち退き先を指示することができる。 (地方自治法第153条、第1項)	速やかにその旨を県知事に報告しなければならない。 避難の必要がなくなった時、直ちにその旨を公示することとする。
町長が避難の指示ができないと認める時、又は町長が要求をした場合。	警察官又は 海上保安官	町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に避難のための立ち退きを指示することができる。 また、必要があると認めるときは、立ち退き先を指示することができる。 (災害対策基本法第61条)	通知を受けた町長は、その旨を知事に報告しなければならない。 また、避難の必要がなくなった場合、避難住民に公示し、知事に報告することとする。
洪水又は高潮による危険の場合。	知事又は その命を受けた 県職員 又は 水防管理者	洪水又は高潮の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められる時、必要と認められる区域内の居住者等に立ち退くべきことを指示することができる。 (水防法第29条)	水防管理者が指示をする場合、安芸警察署にその旨を通知しなければならない。
地すべりによる危険の場合。	知事又は その命を受けた 吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる時、必要と認められる区域内の居住者等に立ち退くべきこ	安芸警察署にその旨を通知しなければならない。

区 分	実施責任者	指示等の内容（根拠法）	そ の 他
		とを指示することができる。 （地すべり防止法第 25 条）	い。
避難を要する 場合に、警察 官等がない 場合。	災害派遣された 自衛官	災害の危険により避難を要する時、警 察官等がその場にいない場合に限り、 居住者に対し避難のための立ち退きを 指示する。 （自衛隊法第 94 条）	通知を受けた町 長は、その旨を 知事に報告しな ければならな い。
各種災害が発 生した場合。	警察官	災害の発生現場に居合わせた者、その 事物の管理者その他関係者に対し、危 害防止のため通常必要と認められる措 置をとることを命じ、又は自らその措 置をとることができる。 （警察官職務執行法第 4 条）	所属の公安委員 会にこれを報告 しなければならない。

（４）避難指示等の発令基準

	避難準備情報	避難指示
土砂災害	大雨警報が発表さ れ、安田川の水位が 2.6m（氾濫注意水 位）を越えた場合	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル 4 相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>3：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例 1～2 又は 5 に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令する。</p>

水害（氾濫）	大雨等の警報が発表され、安田川水位が2.6m（氾濫注意水位）を越えた場合	<p>1：特別警報の発表又は安田川水位が4.3m（氾濫危険水位）に近づき、決壊又は氾濫のおそれがある場合</p> <p>2：高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要とされるような強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合等）</p> <p>4：堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴う接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
津波災害	臨時情報が発表され発令の必要が生じた場合	<p>1：大津波警報が発表された場合 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。 （本編第4章1－4図参照）</p> <p>2：津波警報が発表された場合 海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される場合</p> <p>3：津波注意報が発表された場合 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象</p> <p>4：：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p> <p>※遠地地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切ではない状態となることがある。このような状態が想定される場合は通常の発令基準に満たない場合であっても、避難指示等を発令することがある。</p>

(5) 避難指示等の伝達

危険地域の住民に対して、避難指示等を伝達する方法は防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車による伝達、戸別伝達、その他適切な伝達方法等のあらゆる伝達手段の活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

1-5 避難誘導方法

(1) 誘導方法

避難指示等が出された場合、町長又は県知事の命を受けた者が、あらかじめ集落単位で定めた方法により避難を実施する。

避難に際しては、避難路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行の安全を確保する。

避難指示等に従わない者については、極力説得し任意に避難するよう指導する。

なお、要配慮者に対する避難支援や避難誘導等を行う際には、避難支援等を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切に対応する。

(2) 避難順位

①第一避難者

病人、要配慮者、幼児等を第一避難者とする。

②第二避難者

第一避難者、第三避難者以外の一般住民を第二避難者とする。

③第三避難者

対策活動従事者、警戒活動に従事している者全員を第三避難者とする。

1-6 避難場所と避難路

各地区の避難場所は、資料編 資料5-①「避難所等の現況」のとおり、詳細は安田町南海トラフ地震応急期機能配置計画（平成29年3月）を参照。施設状況に関しては同計画施設状況カルテを参照。

避難路については最小限の指定とし、その都度設定を行う。避難路については資料編 資料5-④「避難路等の現況（1）～（5）」のとおりとする。

1-7 避難・誘導措置の報告

避難指示等をした時は、町長は速やかに知事及び安芸警察署に通知を行う。

2. 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しうる時、人命又は身体の危険を防止するために特に必要がある場合は、警戒区域を設け応急対策活動従事者以外の立入を制限、禁止又はその区域からの退去を命じることができる。（災害対策基本法第63条第1項、警戒区域設定権）

この警戒区域設定権に基づく命令については、履行を担保するため、その違反

について罰金又は拘留の罰則が課せられる。

2-1 警戒区域の設定区分

設定権者	災害の種類	内容（要件）	法的根拠
町長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しうる場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認める時	災害対策基本法 第 63 条
警察官	災害全般	同上の場合においても、町長もしくはその委任を受けた町の吏員が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時	災害対策基本法 第 63 条
海上保安官	災害全般	同上	災害対策基本法 第 63 条
自衛官	災害全般	同上	自衛隊法令 第 94 条
消防吏員 又は消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的として設定する	消防法第 28 条 第 36 条
水防管理者	洪水・高潮	水防上、緊急の必要がある場所について設定する	水防法第 14 条

2-2 警戒区域設定の時期と範囲

警戒区域の設定は、災害がより緊迫しており、人命や身体に大きく被害を招くことが予測される場合に取りられる措置で、時期を失することのないよう迅速に実施しなければならない。

警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮し的確に実施する。

この設定は住民の行動範囲を制限するものであり、不必要な範囲まで及ばないよう留意する。

2-3 警戒区域設定の伝達方法と報告

避難指示等の伝達方法及び報告通知に準じる。

3. 避難所の開設

住居を喪失する等して救助を要する者については、応急的に避難所を開設し対応を図る。

この避難所は災害に対して安全で、集団的に収容できる公共建築物とし、給水施設、給食施設を持つ施設、又は急造できる施設、他の給食施設から搬入しやすい施設とする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応として、感染症対策に配慮した避難所の開設に努める。

当町では、一人当たりの有効面積をおおむね 2.5 m²とする。

地区集会所を想定しており、避難収容人員の下限設定は行わない。

3-1 避難所の開設

避難所の設置を必要とする場合、町長はあらかじめ定めた施設に避難所を開設する。

この運営は救助対策班が担当する。

避難所が不足する場合は、一時的に被災者を収容するため、野外に収容施設を設置する。

3-2 避難所の管理運営

(1) 管理責任者の設置

施設開設に当たっては、あらかじめ施設管理者にその由を告げ協力を要請する。避難所の運営は救助対策班が行い、原則として各避難所には管理責任者を置く。

(2) 避難所の設置期間

避難所の設置期間は、災害救助法の定める日数以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

(3) 避難所の運営

避難所の運営・管理は次のように行う。

①避難者名簿の作成

避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料である。

避難所を開設し、住民の受け入れを行った際は、まず避難者名簿の作成を行う。避難者名簿は、できるだけ早い時期に作成し、避難所運営の事務を行う室内に保管するとともに災害対策本部へ報告する。

②食料、生活必需品の配給

避難者に対し、食料・物資等を配給する。

③避難者の健康管理とプライバシー保護の配慮

避難者の健康管理及びプライバシーについて配慮する。また、要配慮者の特性や男女のニーズの違い等多様な視点に配慮した避難所の運営に努める。

④要配慮者への対応

集団的な避難生活が困難な要配慮者のために、指定避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整する。

⑤支援要請

指定避難所等が確保できない場合は、県内の他市町村及び県に支援を要請する。なお、県は、県内で指定避難所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請する。

⑥多様な避難所の確保

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等への移動を避難者に促す。

⑦要配慮者、病人等の移送措置

避難が長期となった場合の高齢者、障がい者、傷病者の収容については、

町民生活部に連絡し、可能な限り老人ホーム、病院等の施設へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、その状況に十分注意を払う。

⑧避難施設の運営記録の作成

救助対策班員は、避難施設の運営状況について1日1回災害対策本部に報告する。また、特別の事情がある時は、その都度必要に応じて対応する。なお、避難施設の運営記録として運営記録簿を作成する。

⑨総合相談窓口の設置

避難が長期となった場合は、避難者の相談窓口を設置することとする。

⑩避難生活の長期化対策

避難生活が長期化することに備え、避難者の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、心のケアを含め対策を行う。

⑪在宅被災者対策

指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。

⑫避難所におけるペット対策

必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のゲージ等の確保に努める。

⑬避難所のトイレ対策

トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

⑭感染症対策

感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

⑮自治的組織の立ち上げ支援

避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

3-3 避難所の一覧

当町では避難所は、地区集会所を活用する。

避難所は、資料編 資料5-①「避難所等の現況」のとおり、詳細は安田町南海トラフ地震応急期機能配置計画（平成29年3月）を参照。施設状況に関しては同計画施設状況カルテを参照。

4. 要配慮者への対応

4-1 要配慮者の被災状況の把握

民生委員、児童委員、住民、安田町社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

4-2 在宅福祉サービスの継続的提供

町民生活部は、被災した要配慮者に対して、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣や利用可能な施設及び福祉サービスに関する情報の提供に努める。

デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、町は、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討する。

4-3 要配慮者等の施設への緊急入所

居宅、避難所等では生活できない要配慮者等については、本人の意思を尊重した上で、社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ円滑に実施する。

4-4 福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開

福祉施設は、要配慮者にとって不可欠な施設であるため、これらの施設は被災後の早期復旧と平常業務の再開に努める。

要配慮者に対しては、周辺住民を中心としたきめ細かな支援体制の確立を図るとともに早期相談窓口を開設する。

4-5 情報伝達方法

要配慮者に対し迅速かつ正確な情報を伝達するため、関係団体やボランティア等の協力を得て連携体制の強化を図る。

また、町から避難行動要支援者名簿の提供を受けた者は、当該名簿を活用し、避難のための情報伝達、避難行動要支援者の避難支援・安否確認、避難場所等の責任者への引継ぎ等を行う。

第5章 救助・救急活動体制の確立

大規模災害時には、家屋の倒壊・流失や、火災、転石等が同時多発し、救助・救急活動を必要とする者が多く発生する。

一方、傷病者を収容するべき医療機関も建築物の損壊、医療機器の破損、水道、電力施設の機能停止等により診療機能を低下することが予測される。

こうした状況にあってもできるかぎりの確かつ迅速な救助・救急活動を遂行することが必要であり、この態勢について必要な事項を定める。

1. 救助・救出

1-1 救助体制の確立

(1) 実施責任者

救助活動は町長を責任者として、救助対策班、作業部（各地区消防分団）が消防機関、県、県警察、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。住民、自主防災組織等は、地域の救助活動に努める。

(2) 救助隊の設置

救助を必要とする者が多数生じ、作業部だけで救助が困難な場合は救助対策班の救助隊を組織し救助にあたる。

この救助隊の人員は、災害の規模や種類により町長が定める。

1-2 関係協力機関との連携

(1) 医療機関との連携

災害による負傷者が医療機関に円滑に受け入れられるよう、高知県医療対策安芸支部との連絡及び連携を密にする。（詳細は「安田町医療救護計画」参照）

(2) 自衛隊派遣要請に伴う連携

救助・救出活動を要する被災者が多く、作業部、救助隊による救助活動が困難と認められる場合、自衛隊の派遣を要請する。（本書 災害応急対策計画 第17章「災害時の自衛隊派遣要請」参照）

1-3 救助資機材の確保・確認

様々な災害に対して、万全の救助態勢が求められる。

このため、町内防災関係組織が所有する救助資機材を定期的に点検することと並行し、必要と認められる資機材は、順次整備増強を図る。

1-4 地域救護能力の向上

大規模災害時は、救助・救出活動態勢を確立するまでに一定の時間を要する場合がある。この場合、現場では住民自ら適切な応急措置を行うことが必要となっ

てくる。

このため消防団員、行政関係者をはじめ住民が、救助・救出に関する知識、救護技術を身につけることにより、地域の救護能力を向上させる。

1-5 消火活動

(1) 初動体制

①消防職員の参集

消防職員は、勤務場所等に連絡し、非常招集の発令の有無その他必要事項を確かめるとともに、発令の可能性があると判断した時は自主参集する。

②消防団員の自主参集

消防団員は、災害発生状況を積極的に把握するとともに、非常招集の発令の可能性があると判断した時は、自主参集するものとする。

(2) 応急活動

①消火活動

活動体制を確立し、災害の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し消火活動を実施する。

2. 医療救護計画(詳細は「安田町医療救護計画 平成30年3月」を参照)

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生する時医療の途を失った者に、町は医療機関と連携して医療等を提供する。被災状況や交通網の寸断等により、必ずしも指定されている医療救護所等で主体的な医療活動が行えるかは未確定であるため、従前からの医療救護活動に加え、地域の医療施設(LMF: local medical facilities)や地域住民による応急手当・患者搬送の協力体制を構築し準医療救護所(SMS: semi medical station)を整備することで、各地域で速やかに患者搬送や初期治療(応急手当)の実施を目指す。

2-1 医療救護体制の確立

(1) 実施責任者

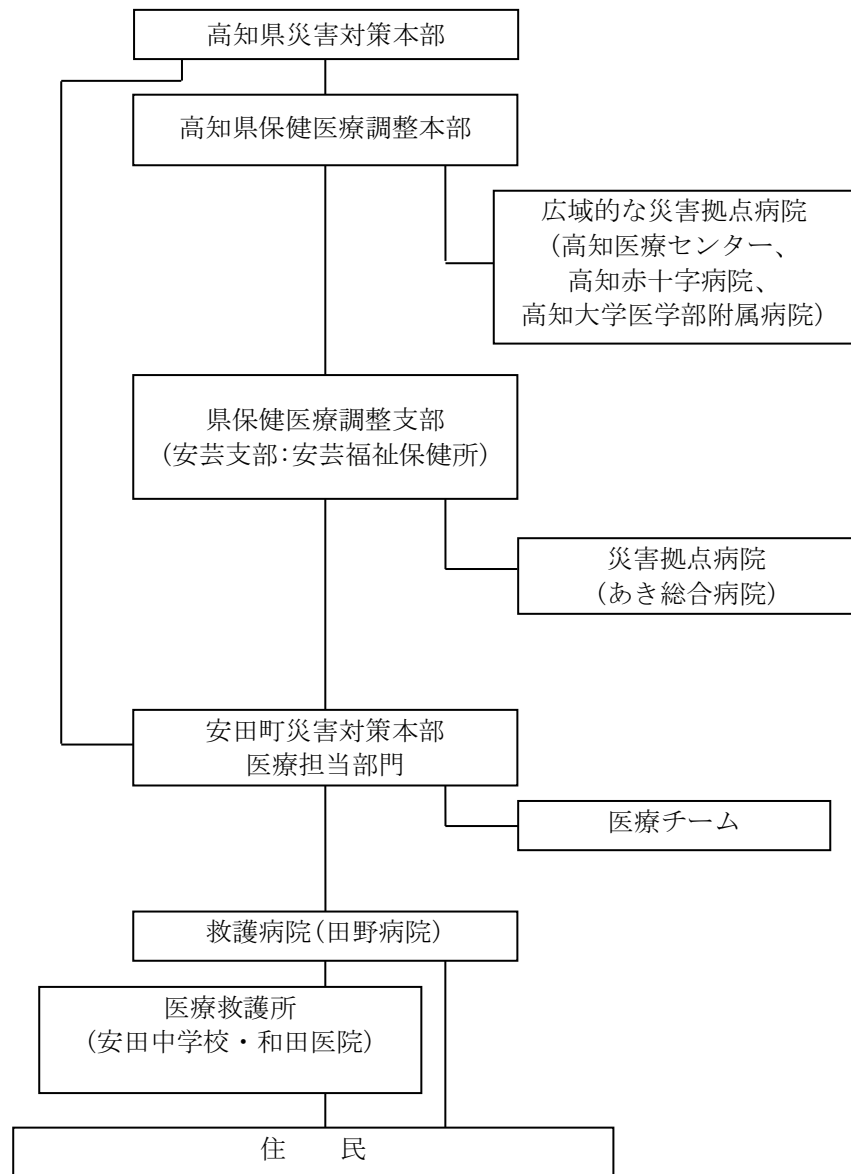
被災者への医療救護及び助産救護は町長を責任者として、救護班が町内医療機関、安芸福祉保健所等の協力を得て行う。

町内だけで実施が困難な場合、速やかに近隣市町村、関係機関に応援を求める。

(2) 高知県災害医療対策安芸支部との連携

大規模災害が発生した場合、高知県では「高知県災害救急医療活動マニュアル」に基づき、高知県災害医療対策本部(以下「県災害医療対策本部」という。)が設置される。

この組織体制は次のとおりである。



安芸支部における各機関の連絡先は以下のとおりである。

支 部	安芸福祉保健所	安芸市矢ノ丸 1-4-36	0887-34-3175
災害拠点病院	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町 1-32	0887-34-3111
救護病院	田野病院	安芸郡田野町 1414-1	0887-38-7111
医療救護所	安田町安田中学校	安芸郡安田町安田 2003番地	0887-38-6201
医療救護所 (LMF)	和田医院	安田町安田 1750 番地	0887-38-6908

医療救護所 (中山 SMS)	集落活動センター なかやま	安田町大字正弘 1538 番地	0887-30-1750
医療救護所 (小川 SMS)	せせらぎの郷小川	安田町大字小川 52 番地 1	0887-38-6714

中芸地区においては中芸救護班が設置され、医療救護チーム及び各町村職員による医療救護所班員により運営される。

医療救護班は、中芸救護所及び災害医療対策安芸支部と連携を密にした町内医療救護体制を確立する。

2-2 医療救護施設の設置

町は、傷病者を救護するための医療救護施設として、医療救護所及び救護病院、を設置する。医療救護所等においては、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行うとともに、救護病院においては、医療救護所で対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

2-3 医療救護の活動内容

医療救護活動は、災害対策本部長の指示により開始する。

医療救護施設における医療救護活動は、原則として各医療救護施設の管理者の指示により行い、特別の指示及び医療救護活動の終了は、災害対策本部長の指示により行うものとする。また、災害対策本部長は、開設した医療救護施設との間の情報共有に努めることとする。

医療救護施設において、緊急に歯科治療が必要な医療救護対象者が生じた時は、災害対策本部にその措置を要請することとする。

津波による浸水被害が想定される地域の医療救護施設の職員及び同地域にいる医療救護活動の要員は、避難を最優先し、安全を確認してから医療救護活動に着手することとする。

医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるよう、警察と協議して、遺体の安置場所を定めることとする。

また、遺体の安置場所において、検案が効率的に実施できるよう、あらかじめ歯科医師の配置について歯科医師会等と協議しておくこととする。

(1) トリアージタグの活用

救急活動を効果的に実施するため、傷病者の傷病程度を選別し救急措置の必要な者を優先的に搬送治療する必要がある。

このためトリアージタグを活用した救護活動を実施する。

(2) 医療救護の費用

医療救護班による場合、材料を消耗した医療器具の実費とする。

(3) 医療救護の実施期間

医療救護の実施期間は災害救助法の定める日数以内とする。
ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

2-4 救護体制の状況報告

災害対策本部長は、大規模な災害が発生した場合、高知県災害医療救護計画に定める様式により、医療救護施設（災害支援病院及び広域災害支援病院を除く。）の救護体制の状況を県災害医療対策支部を経由して県災害医療対策本部に報告する。

2-5 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じ医療救護活動に参加できるように、あらかじめ地域の医師会、病院・診療所の管理者等と十分に連携をとる等の事前措置を講ずることとする。

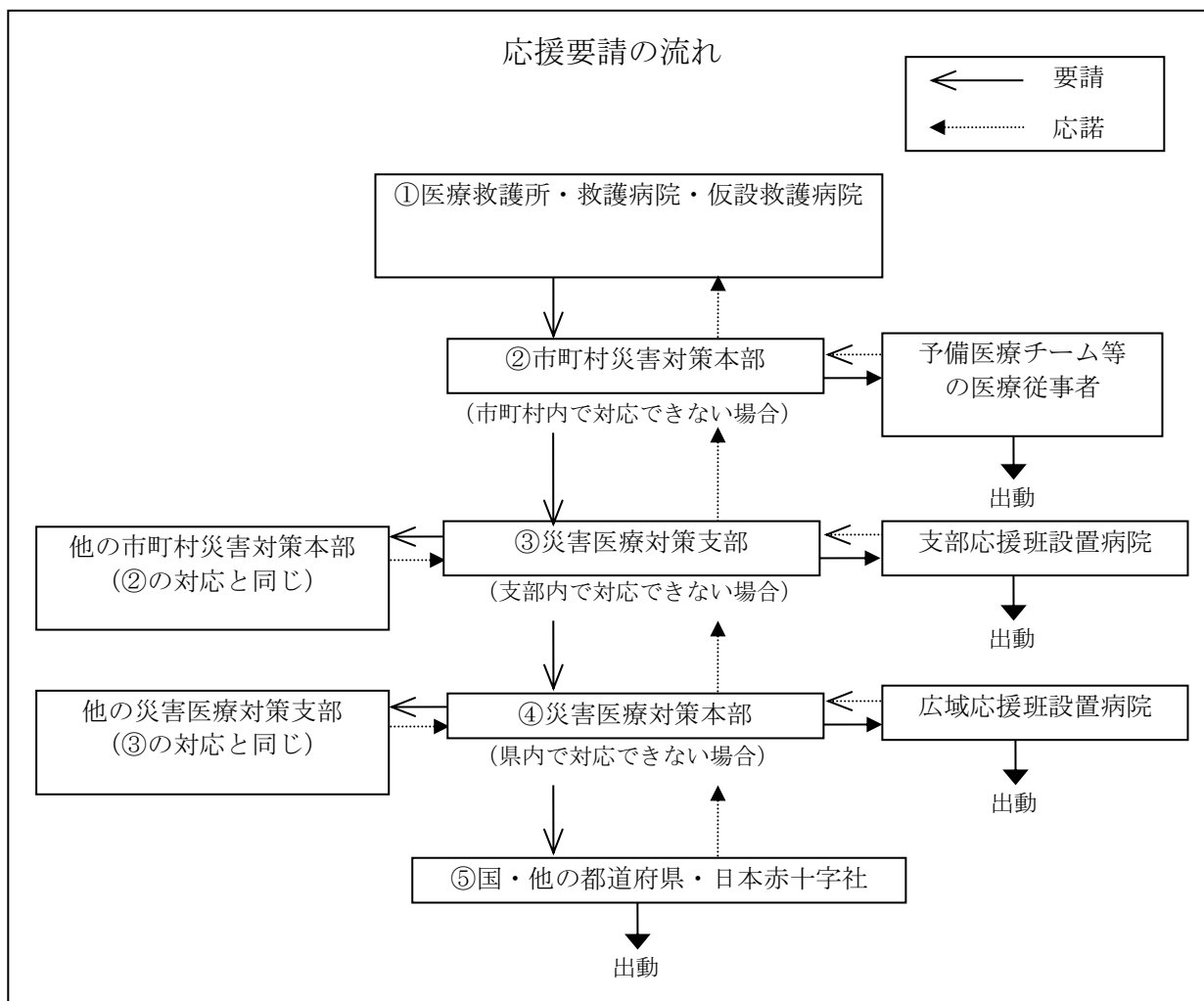
2-6 搬送体制

町長は地域の实情に合わせて搬送区分に応じた搬送体制を整備する。（詳細は安田町医療救護計画 平成30年3月」を参照）

2-7 応援要請

町長が指定する医療救護施設の管理者は、高知県災害医療救護計画に定める様式により災害対策本部に対し応援の要請を行う。また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心掛けることとする。応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行う。

災害対策本部長は、予備医療チームで対応できない場合、高知県災害医療救護計画に定める様式により応援班の要請を災害医療対策支部に対し行う。



2-8 助産救護

(1) 助産救護の対象者

災害の発生の日以前、又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(2) 助産救護の内容

- ①分娩の介助
- ②分娩前、分娩後の処置
- ③その他、必要な衛生材料の支給

(3) 助産の費用

慣行料金の2割引以内とする。

(4) 助産救護の期間

助産救護の実施期間は災害救助法の定める日数以内とする。

3. 災害救助法の適用

3-1 救助の実施機関

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事が当たることとなっているが、知事がその職権の一部を委任した救助の実施について町長が行う。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができない時は、町長が自ら救助に着手するものとする。

3-2 救助の種類

(1) 町長が委任されている事項

災害救助法による救助のうち町長が委任されているものは、次のとおりである。

- ①避難所の開設
- ②応急仮設住宅の設置
- ③炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ④被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤医療及び助産
- ⑥災害にかかったものの救出
- ⑦災害にかかった住宅の応急処理
- ⑧学用品の給与
- ⑨埋葬
- ⑩遺体の捜索及び処理
- ⑪災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

3-3 災害救助法の適用基準

(1) 適用基準

災害救助法による救助は、知事が市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一災害による町域の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にある時に行うものとする。

- ①町域において全壊、全焼、流出により住家の減失した世帯（以下「被害世帯」という。）数が30世帯以上に達した時。
- ②被害が相当広範囲な地域にわたり、県下の減失世帯が1,000世帯以上の場合で、かつ、町域の被害世帯数が15世帯以上に達した時。
- ③被害が相当広範囲な地域に渡り、県下の減失世帯が5,000帯に達した場合で、かつ町域の被害状況が特に救助を必要とする状態にある時。
- ④上記①、②、③の基準に該当しないが、次の各号のいずれかに該当し、知事が特に救助を必要とする状態にあると認めた時。
ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救

護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した時。

イ 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた時。

※被害世帯の算定に当たっては、住家が半壊又は半焼等著しく損傷した世帯の2世帯をもって、又、住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯の3世帯をもって、それぞれ被害世帯1世帯とみなす。

(2) 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施工細則の定めるところによるが、災害の種別、地域条件、その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施する。

(災害救助法による救助の種類)

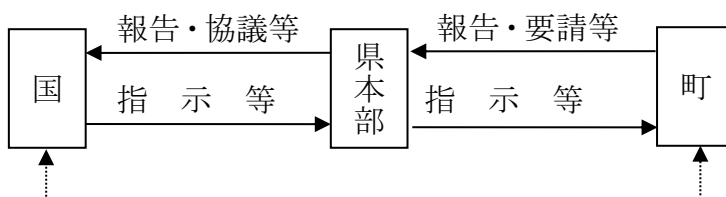
- ①避難所の設置
- ②応急仮設住宅の設置
- ③炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ④被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤医療及び助産
- ⑥災害にかかったものの救出
- ⑦災害にかかった住宅の応急処理
- ⑧援護資金の貸付等
- ⑨学用品の給与
- ⑩埋葬
- ⑪遺体の捜索
- ⑫遺体の処理
- ⑬障害物の除去
- ⑭応急救助のための輸送費
- ⑮応急救助のための賃金職員等雇上費

3-4 災害救助法の適用手続き

町長は、当町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると予測される場合は、次の報告系統により災害救助法の適用を主管する県地域福祉政策課を通じて被害状況等を知事に報告しなければならない。

県への被害状況等の報告が不可能な場合には、厚生労働省(社会・援護局保護課)に対して緊急報告を行う。

報告系統図



(注1) ◀-----▶ は、緊急の場合のルートとする。

(注2) 県・国への災害救助法関連の連絡先

[県への連絡先]：県地域福祉政策課

TEL 088-823-9664

FAX 088-823-9207

県防災行政無線電話 72-9090

県防災行政無線 FAX 72-823-9207

[国への連絡先]：厚生労働省社会・援護局保護課

TEL (直通) 03-3595-2613 (内線)2824

FAX 03-3592-5934

第6章 給水及び食料・生活必需品の供給

大規模災害が発生した時、被災者が心身の安定を取り戻すため、迅速な救援活動が重要である。

被災者への重要な施策として水、食料、生活必需品の供給があり、ここではこれらの確保及び供給に関して必要な事項を定める。

1. 給水計画

1-1 応急給水体制

(1) 実施責任者

飲料水の供給は町長が行い、水道班が担当する。

(2) 給水方法

水道班は、被災に伴う水道施設の破損があった時、復旧方法や応急的に給水が可能な方法について必要な情報を把握する。

具体的な給水方法、給水量及び給水場所は、情報を元に町長が指示を行う。

町だけでは対応が困難な場合は、必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請を行う。

(3) 給水施設の応急復旧

水道班は、直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表する。町だけでは対応が困難な場合は、必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請する。

1-2 応急給水器材の確保

町内の水道施設が被災した場合、給水器材により給水することが不可欠である。水道班は、次の機器を確保し給水を行う。

(1) 給水タンク、角型容器等の運搬容器

(2) 浄水器

(3) 運搬車両

(4) その他給水に必要な機器

1-3 検水の実施

断水時には、井戸水の飲用も予想される。

日常に利用していない井戸水の飲用は、福祉保健所の協力を得て早期に検水を実施し、必要な消毒を行った上で供給する。

2. 食料供給計画

2-1 食料供給体制

(1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事する者の食料の供給は町長が行い、食料調達班が担当する。

(2) 供給方法

①炊き出しによる食料供給

食料供給は、町の給食施設、業者又は開設する避難所において炊き出しを行う。

食料調達班や業者だけでは供給量が不足する場合、住民、自主防災組織、ボランティア、自衛隊の協力を得て実施する。必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとする。

②炊き出しに必要な精米、器具、燃料等の確保

必要な精米、器具、燃料等は、町内の取扱事業者から確保する。

③配布方法

町は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。配布に当たっては、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。特に、要配慮者への配布には食料の内容に配慮する。

(3) 炊き出し予定施設

安田小中学校共同調理場、小川集会所、安田町地域ふれあいセンター及び各地区集会所等とする。

主な施設の設備概要

施設名	給食能力	主な設備	業務人員
安田小中学校 共同調理場	276食	・流し 3層 ・ガス炊飯器 5升用 4個 ・ガス回転釜 100リットル 1個 ・ガス回転釜 80リットル 3個 ・ガスオーブン 145リットル 1個 ・冷蔵庫 634リットル 1個 ・冷凍庫 634リットル 1個 ・冷凍庫 381リットル 1個 ・フライヤー (テンプラ) 1個 ・保冷库 (牛乳 24入-24ケース)	職員 2
集落活動センター なかやま調理室		・流し 4層 ・ガスコンロ (3個組み) 3個	

施設名	給食能力	主な設備	業務人員
		<ul style="list-style-type: none"> ・食器類 50人分 ・冷凍冷蔵庫 508ℓ 1個 ・オーブンレンジ 26ℓ 1個 	
安田町保健センター調理室		<ul style="list-style-type: none"> ・流し 6層 ・ナベ 10個 ・食器類 30人分 ・ガスオーブン 6個 ・ガスコンロ（3個組み） 6個 ・冷凍冷蔵庫 452ℓ 1個 ・ガス炊飯器 2升用 2個 ・ガス炊飯器 3升用 2個 	
小川集会所		<ul style="list-style-type: none"> ・流し 2層 ・食器類 40人分 ・炊飯器 2升用 1個 ・ナベ 2個 ・冷凍庫 241リットル 1個 ・冷凍冷蔵庫 276リットル 1個 	
安田町地域ふれあいセンター		<ul style="list-style-type: none"> ・流し 3層 ・ガスオーブン 1個 ・ガスコンロ（2個組み） 3個 ・ガス炊飯器 4升用 3個 ・冷蔵庫 325リットル 1個 ・電気ポット 2.2リットル 2個 	

（４）給食量

被災者に炊き出しを行う場合、1食当たり200精米グラムを目安とする。

現地で救助活動、災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に炊き出しを行う場合、1食当たり300精米グラムを目安とする。

（５）給食期間

給食期間は災害救助法の定める日数以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

2-2 食料の調達

（１）米穀の確保

災害が甚だしく当町への交通が途絶し、長期間孤立した場合、町長は応急米穀の供給を県に要請する。県が県内で調達を図った上で不足する場合は、農林水産省に必要量の確保を要請する。

（２）備蓄乾パンの調達

米穀の方法に準ずる。

(3) 調整粉乳の確保

被災した乳幼児に必要な調整粉乳は、町が確保調達を行う。

(4) 副食及び調味料の確保

町内は惣菜、鮮魚等の生産地であり、常時調達ができる。副食については、調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに配慮する。不足する分は、県に要請を行う。

2-3 必要供給量

被災者数を家屋被害率から算出し、これに係る炊き出し用必要精米量の予測は、次のとおりである。

町内の平均世帯人員は令和3年10月現在2.01人である。世帯数は1,248世帯で世帯数と同じと見た時、被災者数は次の様に予測される。

1 食当たり被災者の必要精米量の目安

家屋被害率	被災者数予測	必要精米量予測 (1食当たり)
10% (130戸)	286人	57.2kg
20% (259戸)	570人	114.0kg
30% (389戸)	856人	171.2kg
40% (519戸)	1,142人	228.4kg

3. 生活必需品の供給

3-1 供給体制

(1) 実施責任者

生活必需品の給与又は貸与は町長が行い、救助対策班が担当する。

(2) 配給方法

救助対策班だけでは物資の配給が困難な場合、日本赤十字奉仕団、地域団体等の協力を得て物資供給を行う。

(3) 配給の基準

原則として、資料編 資料13「災害救助法施行細則」に定めるところによる。

(4) 給与期間

給与又は貸与は原則として世帯単位で行う。給与又は貸与の実施期間は災害救助法の定める日数以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て、延長することができる。

3-2 給与又は貸与できる品目

被害の実情に応じ次のような生活必需品目について、現物を以て給与又は貸与を行う。

- (1) 被服、寝具等の身の回り品
- (2) 石けん、ちり紙、歯ブラシ等の日用品
- (3) 鍋、こんろ等の炊事用具、食器類
- (4) マッチ、ローソク等の光熱材料

3-3 生活必需品等の調達、供給活動

被災者の生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。その際には、要配慮者の特性や男女のニーズ等様々な視点に配慮する。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供与されるよう努める。

町内で調達できない場合は、不足分を県に要請する。

町は、必要に応じて日本赤十字社高知県支部に毛布等の配布を要請する。

3-4 調達方法

(1) 町内での調達

町内で調達できるものについては、中芸地区商工会の協力を得て調達する。

(2) 町外からの調達

交通が途絶し町外から陸上輸送できない場合、民間船舶を調達し海上輸送を行う。

緊急を要する場合の輸送については、自衛隊及び海上保安部に協力を求める。

(3) 集積場所

調達・救援物資の集積場所は、町長が状況に基づきその都度指定する。

第7章 災害時の防疫及び保健・衛生活動

災害時には混乱の中、衛生条件が極端に悪化し伝染病や疾病、食中毒の発生が多分に予測される。また、被災に伴う大量の廃棄物、ごみの発生が起こる。

このような事態に対応する災害時の防疫・保健活動、衛生環境の確保に向けて、必要な事項を定める。

1. 防疫活動

1-1 実施体制

(1) 実施責任者

被災時の防疫活動は町長が実施し、救護班、環境衛生班が担当する。(災害救助法が適用された場合、知事及びその職権を委任された町長が行う。)

町だけでは実施が困難な場合、安芸福祉保健所、県、近隣市町村、その他の関係機関(安芸郡医師会、健康づくり婦人会)等の応援を求めて行う。

(2) 防疫活動の内容

① 検病疫学調査

保健師を中心として、聞き込みにより在宅患者の調査を実施し、発見した場合は感染源等の調査を行う。

② 患者の隔離収容

被災地に伝染病患者が発生又は保菌者が発見された時、安芸福祉保健所の協力を得て速やかに公立施設に隔離収容の措置をとる。

③ 健康診断

消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある者について検便を実施する。
なお避難所開設後については、速やかに収容者の健康診断及び検病調査を行う。

④ 消毒活動

汚染家屋内外、便所、給水、給食施設の清掃及び薬品による消毒を実施する。避難所では、マスク等の着用や手指消毒の実施、十分な距離の確保等による感染症対策を講じる。

緊急を要する場合、薬剤を地区の代表者を通じて配布し、消毒活動を実施する。

⑤ そ族昆虫駆除

汚染地域の蚊又は蠅等の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因を除去する。また、必要に応じて、ねずみ等の駆除を行う。

緊急を要する場合、薬剤を地区の代表者を通じて配布し、消毒活動を実施する。

⑥ 予防接種

定期接種、臨時接種とも町長が実施する。
臨時の場合には、県と共同して実施する。

⑦ 記録及び報告

医療救護班は災害防疫日報を記録し、災害対策本部及び県に報告する。

1-2 防疫活動資機材

(1) 必要な資機材

防疫活動に必要な資機材は、おおむね次のとおりである。

① 噴霧器

② 消毒薬剤

- ア クレゾール
- イ その他消毒薬剤
- ウ 石灰
- エ カルキ

③ 昆虫駆除薬剤

- ア クロルピリホスメチル
- イ その他昆虫駆除薬剤
- ウ ダイアジノン、ジクロルボス混合油剤
- エ オルソ剤

(2) 防疫用薬剤等の調達

初期防疫活動は町内病院、薬局の資機材を利用するが、大規模災害時においては不足することが予測され、早期に県に支援調達を要請する。

1-3 食品衛生監視

安芸福祉保健所の監視による。

2. 清掃活動（詳細は「安田町災害廃棄物処理計画 平成30年3月」参照）

2-1 廃棄物・ごみの収集処理体制の確立

(1) 実施責任者

被災時の廃棄物・ごみ収集は町長が実施し、環境衛生班が担当する。

(2) 収集処理計画による実施

災害発生時は、短期間に多量の廃棄物が発生し、通常の処理が困難となる一方、腐敗・悪臭防止、公衆衛生の確保の観点から被災地域の環境衛生の確保は緊急を要する。町においても、発災後、速やかに被災現場からがれき等を撤去し、適切かつ迅速な方法で処理していくとともに、避難所からのごみ・し尿処理問題等に

対して、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

2-2 ごみの収集処理方法

(1) 収集方法

従来のごみ収集体制の他、人員、車両等が不足する場合、必要に応じ次のような方策を講じ、環境衛生班の指導により実施する。

- ①ごみ収集のための収集、特殊車両の借り上げ使用。
- ②町内建設業者による請負や、賃金職員等の臨時雇用。
- ③外部応援要員の協力。

(2) 処理方法

生活ごみ等焼却できるものについては、焼却処理を行う。

町の処理能力は、次のとおりである。処理能力を上回る量については、近隣市町村の協力を仰ぐこととする。

その他の廃棄物等については、埋め立てその他適切な処理を行う。

生活ごみ、がれき等処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。生活ごみ、がれき等を仮置きすることを想定し、分別した仮置き場を確保しておく。生活ごみ、がれき等には、危険物等を含むことが想定され、関係者の安全確保を行う。

2-3 ごみ処理施設

名称	所在地	処理能力	処理方法	電話番号	期間
安芸広域メル トセンター	安芸市伊尾木 黒瀬谷山奥 4034-1 他	80 t / 24 h	高温ガス化 溶融方式	0887-32- 0322	H18.4~

3. 災害時のし尿処理

3-1 し尿処理体制の確立

(1) 実施責任者

町長が実施し、環境衛生班が担当する。

(2) 当町のし尿処理

当町では、下水道施設は未整備であり、ライフラインの破壊に伴う一般家庭のし尿処理が著しく困難になるものではない。

一方で、避難場所や避難所に指定されている場所や施設については水洗施設が多く、水道施設が寸断されることにより使用不能の事態に陥る。

災害時には、被災者の避難所への集中が予測されることから、避難所での十分な応急対策が必要である。

(3) 避難所のし尿処理方法

水道が寸断された施設にて避難所が開設された場合、避難人口に見合うし尿処理態勢を速やかに確保する必要がある。

この場合、便槽付き仮設トイレもしくは、適切な場所に素掘り式の仮設トイレを用意する等して、避難施設の衛生環境を確保する。

具体的には、し尿処理施設の被害状況及び指定避難所の避難者数を把握し、汲み取りを要する地域の優先度を設定する。さらに、処理に必要な人員、物資を調達する。

必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請する。また、し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

(4) 処理方法

仮設トイレ、素掘り式等のし尿収集は、原則として一般家庭の収集活動よりも優先して行う。

3-2 し尿処理施設

名 称	所 在 地	処 理 能 力	処 理 方 法	電 話 連 絡
中芸広域連合衛生センター	田野町 207-4	25kl／日	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理	0887-38-2514

※町のし尿処理資機材については、資料編 資料2-⑥「し尿処理・仮設トイレ設備等」を参照。

4. 保健活動

町は、関係機関の協力を得て、被災地域の住民の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、心のケアを含め対策を行う。保健活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達し、関係機関の協力を得て、保健活動を実施し、要配慮者については、その特性に配慮する。

住民の健康状態をもとに、必要に応じて医療機関や福祉保健所、介護福祉の関係機関へのつなぎを行う。

5. 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町は、県、住民、ボランティア等による協力体制を確立し、避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援する。また、地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行う。

県が設置する動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は、建物又は用地の確保等に協力する。

第8章 災害時の遺体の処理及び埋葬

災害により行方不明者や死亡者が発生したと思われる時に、遺体の判明を行わず放置することは、災害直後の住民の心の安定を著しく阻害し、人道上からも許されることではない。

応急対策活動の一環として遺体の搜索、収容埋葬は早急に実施する必要がある。

ここでは遺体の搜索、収容、埋葬を実施するため必要な事項を定める。

1. 遺体の搜索（詳細は「安田町遺体対応マニュアル 平成31年3月」参照）

1-1 遺体搜索方法

町は、警察、海上保安部等の協力のもと遺体を搜索する。警察等は、遺体を発見した場合又は遺体発見の届出を受けた場合は、関係法令の定めるところにより必要な措置を行う。

搜索対象が町の搜索能力の限度を超えている場合、近隣市町村、自衛隊等の協力を得て速やかに実施する。また、山崩れ、崖崩れ等の災害により、土砂、流木類の障害物を重機械等により除去し搜索を行う場合、搜索が行われている者の親族に同意を求めて実施する。

1-2 費用の限度額

遺体搜索に係る費用は、災害救助法の基準により次の項目を支払い対象とする。

(1) 借上費

遺体搜索のために必要な機械器具の借上費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費とする。

(2) 修繕費

搜索のために使用した機械器具の修繕費とする。

(3) 燃料費

機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の油代等とする。

(4) その他

遺体の搜索のために要した「賃金職員雇上費」及び「輸送費」も国庫負担の対象とし、費用額は当該地域における通常の実費とする。

1-3 遺体搜索の期間

遺体搜索の期間は災害救助法の定める日数以内とする。ただし必要がある場合、知事に申請し、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

2. 遺体の処理

2-1 遺体処理方法

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体を汚れたままに置くことは、腐乱を早め、伝染病発生の要因ともなりかねない。

洗浄、縫合、消毒等必要な処置を行う。

(2) 遺体の一時保存

災害時の遺体は顔貌をとどめていない場合が多い。識別を円滑に行うため、必要な場合一時保存の処置を行う。

(3) 遺体の検案

遺体の検案は関係法令に基づき、原則として警察の検視班の指示により町の設置する検案所で医師が行う。迅速な検案を実施するため、検案所の環境整備を行う。身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得る。

遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は町の設置する安置所に集め一時保存する。検案実施後、検視・検案の完了した遺体は、作業が完了した印がつけられる。身元が判明した遺体は、安置所に移動させ、身元が不明であれば、歯科所見前安置所又は歯科所見場所まで移動させる。

2-2 費用の限度額

遺体処理に係る費用は、災害救助法の基準により次の項目を支払い対象とする。

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

1 遺体当たりの費用は、別に定める額とする。

(2) 遺体の一時保存のための費用

①既存の建物を利用する場合、借上費は通常の実費とする。

②既存の建物を利用できない場合、1遺体当たり別に定める額とする。

2-3 処理の期間

処理の期間は災害救助法の定める日数以内とする。ただし必要がある場合、知事に申請し、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

3. 遺体の埋葬

3-1 遺体の埋葬方法

埋葬は遺族からの申請による火葬を進める。また、被災状況に応じて高知県広域火葬計画に基づく広域火葬の手続きを実施する。

身元不明遺体については、墓地、埋葬等に関する法律第9条により、これを実施する。身元不明遺体の焼骨については、安置所等に移送し、遺体調査票、遺留品とともに保管する。災害発生後、遺体の火葬が困難な場合に限り、遺体の仮埋葬を行う。

3-2 埋葬の内容

埋葬は次の範囲内で、できる限り現物をもって実際に埋葬する者に支給する。

- (1) 棺（付属品を含む）
- (2) 火葬、土葬又は納骨等の役務の提供
- (3) 骨壺及び骨箱

3-3 費用の限度額

大人一人当たり災害救助法に定める額
子ども一人当たり災害救助法に定める額

3-4 埋葬の期間

埋葬の期間は災害救助法に定める日数以内とする。

ただし必要がある場合、知事に申請し、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第9章 災害時の障害物除却

当町には急傾斜地に面した人家が多く、南北を抜ける県道 12 号線は幹線路であるにもかかわらず転石、土砂崩れが起こる可能性がある。

今後、順次防止のための措置を講じるとともに、災害の発生時には、住民の生命や財産又は生活に大きな支障を来す障害物や、交通の妨げになる障害物を早急に除却し対応を図る必要がある。

ここでは緊急時の障害物の除却について、必要な事項を定める。

1. 道路、河川関係障害物の除却

1-1 実施体制

(1) 実施責任者

道路、河川等に置かれた障害物の除却は、これを所管する維持管理者が行う。施設の障害物の除却についても、その施設の所有者又は管理者が行う。

町が維持管理するものについては、町長が実施し、土木建設班及び作業部が担当する。

(2) 障害物等の報告

道路、河川等の障害物は、二次災害につながる危険もあり、災害対策本部は速やかに障害物等の状況を調査し、これを所管する維持管理者に伝達する。

1-2 緊急道路の優先的除却

資料編 資料 4-①「緊急輸送道路」では、町の優先的に啓開すべき道路が指定されている。

これらは応急対策の根幹をなす道であり、優先的に障害物を除却し啓開に努める。

2. 住居関係障害物の除却

2-1 実施体制

(1) 実施責任者

傾斜地の崩壊等の災害で、住居あるいはその周辺に運ばれた土砂等により、日常生活を営むことに支障を来している者に対し、町長は障害物の除却を実施する。

住居への障害物の除却は、町長が行い、土木建設班が作業部とともに担当する。(災害救助法が適用された場合は、知事及び職権を委任された町長が行う)

(2) 障害物除却の対象世帯

①当該災害によって、住家が直接被害を受けた者であること。

②住家が半壊又は床上浸水以上の被害を受けた者であること。

③居室、炊事場等生活に欠くことができない部分に障害となるものが運び込

まれているか、又は敷地等に運び込まれているため、家の出入りが困難な状態にある場合であること。

④当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

(本宅に障害物が置かれても、別宅がある場合は対象を除外する)

⑤自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者であること。

(災害救助法の基準「入居資格者の例示」に該当する者とする)

(3) 除却の費用

ロープ、スコップ、その他除却のため必要な機械器具等の借上費、運送費、及び賃金職員等雇上費とし、災害救助法に定める額以内とする。

ただし、町内で除却に要した費用の合計額を、当該除却を実施した世帯数で除した額が法で定める額以内であるなら、世帯によりその費用が限度額を超えることがあっても差しつかえない。(プール計算による算定)

(4) 除却の実施期間

除却の実施期間は災害救助法の定める日数以内とする。

2-2 災害救助法の適用がない場合

災害救助法の適用がない場合、災害対策基本法第 62 条に基づき、町長が除却の必要を認めた者を対象として障害物の除却を実施する。

第 10 章 災害時の緊急輸送対策及び交通対策

輸送は災害時の応急対策の中で、情報の収集・伝達とともにあらゆる災害応急対策活動の根幹をなす。

輸送手段が確保され、交通路の確保が行われてはじめて効率的な緊急輸送が可能である。

ここでは緊急輸送対策及び交通対策について必要な事項を定める。

1. 緊急輸送

1-1 緊急輸送体制

(1) 実施責任者

被災者の避難輸送や、災害対策資材、救援物資や災害対策要員等の緊急輸送は、各担当班が行う。

輸送の確保が困難な場合、県及びその他の関係協力機関の応援を求めて実施する。

(2) 輸送体制

①輸送力の確保

輸送車両の確保及び配車は、総務班が行う。

町有自動車だけの対応では難しい場合、総務班又は担当班が関係機関等の協力を得て車両の調達を行う。

②国道 55 号途絶時の輸送

災害が甚大で国道 55 号が途絶した場合、資料編 資料 3-①「緊急用ヘリポート」で指定のヘリポートを利用し、ヘリコプターにより負傷者や災害対策用資材、救援物資や災害対策要員等の緊急輸送を行う。

海路を利用する場合、高知海上保安本部の所属船舶又は四国運輸局高知運輸支局を通じ業者所有船舶、組合員所有漁船を利用する。

また、町内の漁港等が被災した場合、奈半利港田野地区、耐震バースのある奈半利港奈半利地区等を活用する。

③孤立地への輸送

大規模な災害に襲われた場合、迂回路が十分でない当町の山間部の地区は道路の寸断により孤立するおそれがある。

孤立した地域への物資の輸送については、早期に県の消防・防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプターの出動を要請し、輸送の確保を行う。

(3) 輸送対象

災害時の輸送活動の対象は、原則として次のとおりとする。
また、次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先する。

ア) 第1段階

- (1) 救助・救急活動
- (2) 消防・水防活動
- (3) 国及び地方公共団体の応急対策活動
- (4) ライフライン事業者の応急復旧活動
- (5) 緊急輸送施設等の応急復旧、交通規制活動

イ) 第2段階

- (1) 第1段階の継続
- (2) 給食・給水活動
- (3) 負傷者等の被災地外への輸送活動
- (4) 輸送施設の応急復旧活動

ウ) 第3段階

- (1) 第2段階の継続
- (2) 復旧活動
- (3) 生活救援物資輸送活動

(4) 輸送・保管基地の確保

被害が甚大で外部から緊急物資、要員等の支援を必要とする場合、混乱を避けるため、町内受け入れ及び輸送の拠点となる輸送・備蓄基地を設ける。
場所については、状況に応じて町長が決定する。

1-2 緊急輸送車両

(1) 緊急輸送車両の調達・配分

① 車両の調達先

町長は、輸送に際し各班が必要とする車両を町内から調達する。
この他、不足する車両や特殊車両については、町外又は関係防災機関等から調達する。

② 車両の配分

町有車両は、原則として日常の行政機構で管理する課に対応した班に配属する。
さらに必要とする場合、町長に各班の必要台数、必要車種を報告し、臨時に調達した上で町長が配分する。

③ 車両燃料の確保

あらかじめ定めている指定業者との間に、災害時における車両及び燃料の優先供給に関する協定を結び必要量を確保する。

(2) 緊急輸送車両の確認

災害時には、災害応急対策の実施に必要な緊急輸送を確保するため、災害対策基本法第76条に基づく交通規制により、一般車両の通行が禁止・制限される。

この規制措置のもとで、災害対策緊急輸送に従事する車については、知事又は
 県公安委員会が確認の上、証明書及び標章を交付する。

交付者	発行機関	対象車両
知事	災害対策本部 (危機管理・防災課長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 県及び市町村災害対策本部の使用する車両 ● 県・市町村又は他の県の使用する車両 ● 防災会議関係機関の使用する車 ● 報道機関の使用する車
公安委員会	警察本部長 警察署長	● すべての車両

①緊急輸送車両確認証明書

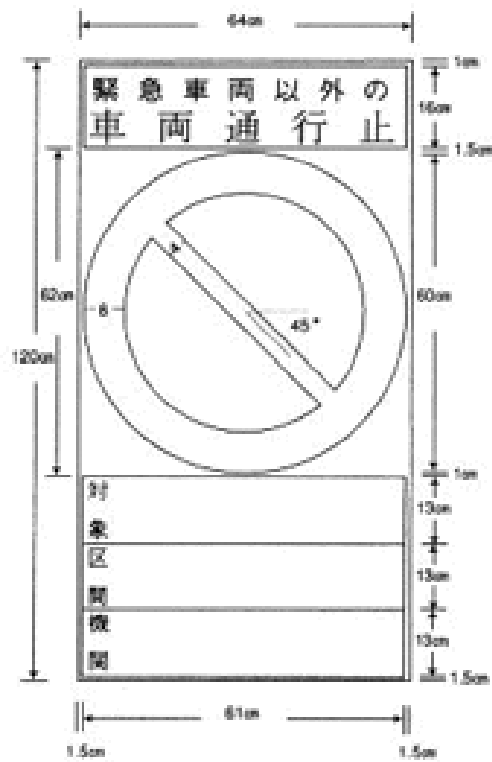
第 号		年 月 日
<p>緊急輸送車両確認証明書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">高知県知事 印 高知県公安委員会 印</p>		
電話標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
輸 送 日 時		
輸 送 経 路	出 発 地	経 由 地
		目 的 地
備 考	この証明書は、運転中携行し警察官から要求があったときは提示しなければならない	

【注】用紙は日本工業規格B 6とする。

②標章



③車両通行止



【注】 文字及び円の記号の色彩は赤色、地の色は白色とする。

2. 交通対策計画

2-1 緊急啓開道路

大規模な災害に襲われた場合、町内の人家の密集地帯では家屋の倒壊・流失等により道路上に障害物が散乱し、被災者の避難や救助・救護活動、消火活動に大きな支障が出るのが予測される。

このためあらかじめ緊急道路を選定し、壊滅的な被災に際して優先的に障害物の除却や応急補修等を行うこととする。

2-2 啓開作業体制

(1) 実施責任者

緊急道路の啓開は、原則としてこれを管理する者が行う。

県道及び国道において早急に啓開が必要な場合、町長がこれに代わり実施し、土木建設班が担当する。

啓開作業は、町内建設業者から工事用車両の調達や賃金職員等の雇い入れを行い、土木建設班が指示し実施する。

(2) 作業の要件

緊急道路の啓開作業は、必ずしも本格復旧でなく住民避難や緊急車両等の通行に支障を来さないよう、倒壊物、落下物等により生じた障害物除却、道路の陥没、亀裂等の応急的補修を優先する。

(3) 災害時における車両の移動

町は、災害時に道路における車両の通行停止、停滞、その他の物件による通行の妨害等により災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認める時は、町が管理する道路について区間を指定し、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して道路外の場所への移動等、必要な措置を行う。

2-3 道路、橋梁等の応急措置体制

(1) 道路管理者による応急措置

災害により道路の決壊、流出、埋没、又は橋梁の損傷等の被害が生じた場合、これを管理する者は、被害状況に応じて早急に必要な措置を講じ交通の確保を図る。

(2) 道路施設の応急対策方法

①軽微な被害への応急対策

道路、橋梁への被害が比較的軽微で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合、道路部の補強盛土、又は埋土除却、橋梁部の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。

②長期間にわたり交通が途絶した際の応急対策

応急対策が比較的長期の時間を要する場合、被害個所への必要な応急対策と同時に、適切な場所に一時的な代替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

③一路線の交通が相当に途絶した際の応急対策

一路線の交通が相当な程度途絶する場合、道路管理者は適当な代替道路を選定し、交通表示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図る。

④被災地域一帯の交通が途絶した際の応急対策

道路施設への被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶状態に陥った場合、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選定し、自衛隊派遣要請、障害物除却等必要な措置とあいまって集中的応急対策を実施し、必要最小限の緊急交通の確保を図る。

第 1 1 章 災害時の労務供給体制

災害応急対策を、迅速かつ的確に実施するため、必要な労働者の確保に努めなければならない。

ここでは、労働者の確保について必要な事項について定める。

1. 労務供給

1-1 労務供給体制

(1) 実施責任

応急対策に必要な労働者の確保は、町長が実施し、土木建設班、総務班等が状況に応じて担当する。

(2) 労働者の雇用方法

災害時に必要な労働者は、各班が建設業者等に連絡調整し雇用確保する。

労働者が不足し又は雇用ができない場合、県を通じて公共職業安定所の斡旋を受ける。

(3) 労働者の配属

必要な労働者の配属は、各班の業務の実施時期、業務の繁閑に応じ、総務班が各班と連絡調整し行う。

1-2 雇用要領

(1) 労働者の雇用範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策並びに救助の実施に必要な労働者とする。

①被災者の避難誘導労務

②医療及び助産における患者の移送労務

③被災者救出のための労務、当該救出に要する機械器具、資材の操作、運搬等の労務

④飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務

⑤救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務

⑥遺体の捜索に必要な労務

⑦遺体の処理に必要な労務

(2) 労働者の雇用期間

労働者雇用の期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とする。

災害救助法に基づく雇用の期間が定められているが、必要に応じ知事に報告し、厚生労働大臣の承認を得て、自動的に延長することができる。

(3) 賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されている者を除き、県内の通

常の賃金を目安とする。

2. 従事協力命令

町を含む各防災関係機関において、災害応急対策の実施のため人員が不足し、又は緊急に人員確保の必要が生じた場合には、次の根拠法令に基づき、住民等に労務の提供を求めることとする。

対 策 事 業	区 分	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	市町村長	災害対策基本法第 65 条第 1 項
		警 察 官 海上保安官 自 衛 官	災害対策基本法第 65 条第 2 項、第 3 項
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	知 事	災害救助法第 7、8 条
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令 保管命令	知 事 (市町村長)	災害対策基本法第 71 条第 1 項、第 2 項
災害応急対策事業 (避難等の措置)	避難等の 措置命令	警察官	警察官職務執行法第 4 条
水防作業	従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第 24 条
消防作業	従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第 29 条第 5 項

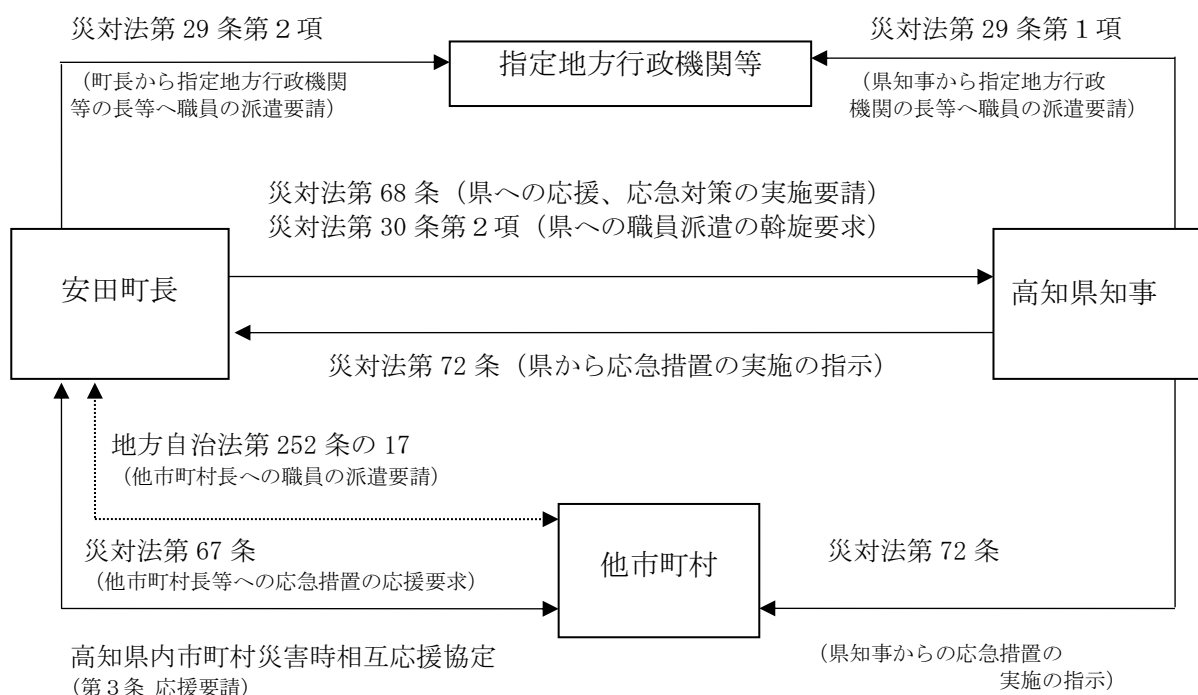
3. 応援要請

3-1 応援要請の系統

町は、自らの対応能力で対応できない場合は、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。また、他の地域の被災に際しては、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心掛ける。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証に努める。

- 他の市町村への応援要請（災害対策基本法第 67 条、高知県内市町村災害時相互応援協定等）
- 県への応援要請（災害対策基本法第 68 条、68 条の 2）
- 指定地方行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条第 2 項）
- 他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱）



上記の他の応援要請にかかわるものとして次のものがある。

[他の消防機関への応援要請]

- ①高知県内広域消防相互応援協定
- ②大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

3-2 応援要請の要領

(1) 他の市町村への応援要請の要領

- ①高知県内市町村災害時相互応援協定に基づく応援要請
- ②災害対策基本法第 67 条に基づく応援要請
- ③地方自治法第 252 条の 17 第 1 項に基づく応援要請(職員派遣)

応援要請に当たっては、①の協定に基づく県内市町村への応援要請を原則とし、①に拠れない場合に、最も全般的な応援要請が可能であり、要請先について県内外を問わない②の災害対策基本法第 67 条に基づく応援要請によるものとする。なお、③の地方自治法第 252 条の 17 に基づく応援要請は、職員の派遣に限定された応援要請である。

また応援要請に当たっては、可能な限り県との十分な協議の上行うものとする。

上記①～③については、それぞれ資料編 資料 11-①「高知県内市町村災害時相互応援協定」、「災害対策基本法」を参照の上、応援要請に当たっては、それぞれ資料編 資料 11-⑤「他の市町村への応援要請用紙」、資料 11-⑥「他の市町村への応援要請用紙(応援要請関係)」を用いることとする。

(2) 県への応援要請の要領

- ①災害対策基本法第 68 条に基づく応援要請(応援、応急対策実施)
- ②災害対策基本法第 30 条第 2 項に基づく応援要請(職員派遣の斡旋)

上記①～②については、それぞれ「災害対策基本法」を参照の上、応援要請に当たっては、それぞれ資料編 資料 11-⑦、⑧「県への応援要請用紙(応援・応急措置関係)」、「県への応援要請用紙(職員派遣・あっせん関係)」を用いることとする。

(3) 指定地方行政機関等への応援要請の要領

- ①災害対策基本法第 29 条第 2 項に基づく応援要請(職員派遣)

上記①については、指定地方行政機関、指定地方公共機関への職員派遣について応援要請を求めるものだが、応援要請に当たっては、「災害対策基本法」を参照の上、資料編 資料 11-⑨「指定地方行政機関等への応援要請用紙」を用いるものとする。

また応援要請に当たっては、可能な限り県との十分な協議の上行うものとする。

(4) 他の消防機関への応援要請の要領

他の消防機関への応援要請の要領については、資料編 資料 11-②「高知県内広域消防相互応援協定」を参照し、所定の要領・様式を用いて応援要請を行うものとする。

4. 日本赤十字奉仕団への協力要請

被害の状況により、被災者の救護活動に従事する者が不足することが予測される。こうした場合、高知県は日本赤十字社高知県支部に協力要請を行う。

その場合、町は、高知県及び日本赤十字社高知県支部と協力して、専門的な技術・知識を有する日本赤十字奉仕団に協力要請を行い、救護活動の停滞を防ぐ。

第 1 2 章 災害時の応急住宅対策

災害発生に際し、住居をなくした世帯又は破損した世帯に対して、応急仮設住宅を提供するとともに、被災した住宅の応急修理を行うことが必要である。

ここでは災害時の住宅対策について、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、資材等の確保、町営住宅の応急修理等の必要な事項を定める。

1. 応急仮設住宅の供与

1-1 実施体制

(1) 実施責任者

応急仮設住宅の建設は町長が実施し、住宅班が担当する。(災害救助法が適用された場合は、知事及びその職権を委任された町長が行う)

(2) 供与の要件

住宅が全壊、全焼又は流失して居住する住宅がなく、自らの資力で再建不可能な者に対して、応急仮設住宅を建設し供与する。

設置戸数は、原則として町内の滅失した戸数の 30%以内とする。ただし、県の指導により災害救助法の適用市町村相互間において、供与戸数の融通を行うことができる。

1-2 建設方法

(1) 建設地

必要な応急仮設住宅の建設地は、安田町防災会議において決定する。

(2) 構造、規模及び費用

構造はプレハブ、木造又はユニットにより、1戸建て、長屋建て、アパート式の建築で状況に応じて決定する。

1戸当たりの床面積は、29.7㎡程度とする。

設置費用は災害救助法の基準による。

(3) 着工

着工は、災害救助法の定める日数以内とし、速やかに完了することとする。

1-3 入居者の選定

(1) 入居資格

次の各号にすべて該当する者とする。

①住居が全壊、全焼又は流失した者。

②居住する住居がない者。

③自らの資力では住居を確保できない者。

(2) 入居者の選定

入居者の選定は被災者の資力、その他の生活条件を調査した上で、町長が決定する。

災害救助法が適用された場合、知事が決定する。

1-4 応急仮設住宅の管理運営

応急仮設住宅は、原則として町営住宅の管理に準じて行う。

ただし目的達成後は撤去されるべきものであることから、入居に際してはその趣旨を十分に徹底し、早い機会に他の住居に転居させることとする。

応急仮設住宅を供与できる期間は、災害救助法の定める日数以内とする。

1-5 応急仮設住宅の運営管理における留意事項

応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもり等の防止及び住民のための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

1-6 建設資材等の確保

応急仮設住宅の建設、及び住宅の応急修理は、建設業者等への請負により実施する。

なお、災害時の混乱等で資材・労務等の確保が困難な場合、県又は町が斡旋する。

2. 被災住宅の応急修理

2-1 実施体制

(1) 実施責任者

被災住宅の最低限の必要な応急修理は町長が行い、住宅班が担当する。(災害救助法が適用された場合、知事及びその職権を委任された町長が行う)

(2) 実施の要件

災害救助法が適用された時、住宅が半壊又は半焼して居住する住宅がなく、かつ自らの資力で応急修理が不可能な者に対して、居住に必要な最小限の応急修理を行う。

応急修理の戸数は、原則として町内の半壊又は半焼した戸数の 30%以内とする。

2-2 応急修理の方法

(1) 修理箇所

居室、炊事場、便所等、生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
修理は材料提供でなく、建設業者により工事を行う。

(2) 経費

修理に要する費用は、災害救助法の基準による。

(3) 着工

着工は災害救助法の定める日数以内とし、速やかに完了するものとする。

2-3 対象者

自らの資力では応急修理できない者を対象とし、災害救助法が適用された場合、その基準を基に知事又は町長が決定する。

3. その他の応急住宅対策

3-1 町営住宅の応急修理

町営住宅の応急修理は、住宅建設班が被害状況を掌握し、緊急に修理の必要な箇所について、優先順位を設け迅速に修理を行う。

3-2 被災建築物に対する応急危険度判定

災害発生後については、被災建築物の二次災害を防止するため、被災状況及び被災建築物の耐力の把握を行うことが必要となる。

このため県や建築専門技術者の協力を得て、以下の実施内容による被災建築物の応急危険度判定調査を迅速に行う。

○県は、応急危険度判定活動体制を確立する。

○県は、全県的な活動計画を町と調整しながら作成の上、必要に応じて、県へ派遣要請等の支援要請をする。

○県は、必要に応じて他県及び国への派遣要請等、連絡調整体制を確立する。

○町は、活動計画に基づき応急危険度判定を実施する。

3-3 被災宅地の応急危険度判定

災害発生後については、被災宅地の二次災害を防止するため、被災状況及び被災宅地の危険度把握を行うことが必要となる。

このため県や専門技術者の協力を得て、以下の実施内容による被災宅地危険度判定調査を迅速に行う。

○町は、県の協力を得て、被災宅地危険度判定実施体制を確立する。

○県は、町を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請等、連絡調整体制を

確立する。

○町は、実施本部を設置し、判定実施計画を作成の上、必要に応じて県へ派遣要請等支援要請をする。

○町は、判定実施計画に基づき判定を実施する。

3-4 広域的な避難

町は、管内で避難場所等が確保できない場合は、県に支援を要請することとする。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。県は、県内で避難場所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請する。

第 13 章 災害時の文教対策

災害時における幼児、児童、生徒（以下「児童生徒」という）の生命及び身体の安全と教育活動の確保を図るため、町内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校における災害予防、災害応急対策等については万全を期する必要がある。

ここでは、これら災害時の文教対策について必要な事項を定める。

1. 文教施設対策計画

1-1 実施体制

(1) 実施責任者

町立の文教施設への応急対策は、町教育委員会が実施する。

(2) 文教施設の応急復旧

応急復旧に際しては施設設備の被害状況を速やかに把握し、おおむね次のような要領により措置を行う。

① 文教施設の全壊・全焼時

施設に重大な被害を受け、児童生徒の安全が確保できない場合は、校舎再建、仮校舎建設の計画を立て具体化を図る。

② 文教施設の半壊・半焼時

復旧を要する場合は、被害の程度を十分に把握した上で、補修等の措置を行う。

1-2 応急的文教施設の確保

被害の程度を把握し、学校長その他関係者（PTA、東部教育事務所、県教育委員会学校安全対策課）と協議した上で、実情に応じ次のように措置を行う。

(1) 校舎の使用不能時、一部使用不能時

校舎が使用できない場合は、その再建及び仮校舎建設まで他の町立学校の余剰教室、及び使用可能な公共施設を臨時に利用する。

(2) 他施設の利用困難時

他の公的な施設の利用ができない場合、実情に応じ2部授業又は振替授業を行う。

2. 応急教育

2-1 実施体制

(1) 実施責任者

町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施する。

(2) 応急教育の実施

文教施設の状況を把握した上で、次のような措置を行う。

- ①状況に応じ臨時休校の措置をとり、夏休み、冬休みの振替授業により授業時間を確保する。
- ②他の教室、公共施設を利用することにより、教育環境が異なり通常の教育の実施が難しいと考えられるので、教育効果が低下することのないよう、実情に沿う授業を行うように努める。

2-2 教材、学用品等の調達支給

(1) 実施責任者

町立学校における教材・学用品の調達・支給は町教育委員会が実施する。

(2) 支給の対象

災害により住家に被害を受け、又は就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、しかも販売機構等の一時的混乱により、資力の有無に関わらずこれらの学用品を直ちに入手することができない町立学校の児童生徒に対して、最低限度の学用品を支給し就学の便を図る。

(3) 調達の方法

①必要数量の掌握

被災学校の学年別、使用教科書別に学校長を通じて必要数量を調査する。
町教育委員会、又は町長は、速やかに必要数量を県に報告する。

②教科書・教材の調達

町教育委員会は、県の指示に基づき供給を受ける。

③学用品の調達

県より送付されたものの他、県の指示により調達する。

(4) 支給の方法

町教育委員会は、学校長と連絡を密にして、支給対象となる児童生徒を調査し、教科書教材の支給対象名簿、学用品の配分計画表を作成し必要数量の確保を図る。
これに基づき、各学校長を通じて対象者に支給する。
配布に当たっては、各児童生徒の親権者から受領証を徴する。

児童・生徒 氏名	品 目	受領者 氏名 (親権者)	受領 年月日	受領印
	品名・数			
計				

この受領証は配布済後、町教育委員会（教育部）へ渡すものとし、町教育委員会は災害救助事務が終了するまで保管する。

(5) 支給の品目

- ①教科書・教材
- ②文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画用紙、下敷等）
- ③通学用品（運動靴、雨傘、カバン、通学用靴等）

(6) 費用

災害救助法の基準による。

(7) 期間

- ①教科書・教材については、災害救助法の定める日数以内とする。
- ②文房具、通学用品については、災害救助法の定める日数以内とする。

2-3 その他の文教対策

(1) 授業料

①授業料について

高校生の被災状況を調査し、災害のため授業料の納入が困難となった者については、授業料の納入について関係機関が適切な措置を行えるように努める。

②育英資金の貸付

被災により就学が著しく困難となり、育英資金の貸付が必要と認められる者については、貸付の措置が行えるように努める。

(2) 学校給食

学校給食施設、設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努める。

当町の場合、学校の給食施設は被災住民の炊き出しに使用することを予定しており、この調整を早期に図る。

避難場所として使用される場合は、非常給食と学校給食の調整に留意する。

(3) 教育実施者の確保

教職員の被災に伴い、教育の実施が困難になる場合も予測されることから、県の指導に基づき、学校教職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保する。

(4) 通学時の安全確保

被災後は、応急復旧のため通学路での工事が行われることも予測される。児童生徒に対し、登下校途上の指導・誘導を行い通学時の安全を確保する。

(5) 学校安全等

児童生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握し、メンタルケアを必要とする児童・生徒、教職員に対し、相談事業を実施する。

3. 文化財施設対策

3-1 文化財被害調査

教育部長は、震度6弱以上の地震もしくはその他大規模な災害が町域に発生した場合、直ちに、町内の文化財の被害の有無・程度に関する情報の収集・取りまとめ、県教育委員会、文化庁、文化財保護振興財団等関係機関・団体との連絡・調整業務、文化財救出・保護のための他自治体派遣応援職員、専門ボランティアの受入等を行う。

3-2 文化財施設の保護

文化財施設の保護について、町長は、管理者及び関係機関・支援団体・ボランティア等との連携・協力により、次のような災害応急措置を講ずる。

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに被災の防止又は被害の拡大防止に努める。
- (2) 消防署等関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講ずる。
- (3) 収納する建築物に被害が発生した場合で、所有者又は管理者が収納スペースを用意できない時は、仮保管や寄贈先の斡旋等を行う。
- (4) 文化財に被害が発生した場合は、所有者又は管理者は県指定の文化財にあつては、県教育委員会、国指定の文化財にあつては、県教育委員会を通じて文化庁へ報告する。また、被害調査、応急修理、修復のための専門家の派遣協力を要請する。

3-3 埋蔵文化財に関する応急措置の目安

埋蔵文化財に関する応急措置については、以下を目安として行う。

- (1) 県・国（文化庁）等を通じて、他都道府県等の発掘調査担当技師による調査支援体制を確立する。
- (2) 発掘に要する費用は、原則として、地権者の負担とする。その他文化財保護法に基づく周知遺跡に関するガイドラインに準ずる取扱いを行う。
- (3) 特に、震災復興事業として認定された事業である案件等、その都度定める要件を備える案件については、公費負担で行うこととするよう県・国等に要請する。

第14章 災害時の警備対策

大規模災害時には、様々な社会的混乱が誘発されることが予想される。住民の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防・取締及び交通秩序の維持等、町として災害時における治安には万全を期することが必要である。ここでは、こうした警備について必要な事項を定める。

1. 警備対策

災害時において警察は、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の治安を維持するため、災害の状況に応じて迅速かつ的確な警察活動を実施するものとする。

1-1 任務

- (1) 気象情報、その他災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災住民の避難誘導
- (4) 緊急交通路確保等の交通規制
- (5) 負傷者の救出・救護及び行方不明者の捜索
- (6) 交通混乱の防止、避難道路、緊急交通路確保等の交通規制措置
- (7) 遺体の検視、身元の確認
- (8) 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸対策
- (9) 被災地・避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- (10) 不穏動向の把握と鎮圧及び各種犯罪の予防検挙
- (11) 県、市町村等関係機関の行う災害救助及び復旧活動に対する支援・協力
- (12) その他必要な警察活動

1-2 警備体制

警察本部に、警察本部長を長とする「高知県警察災害警備本部」等、被災地を管轄する署ごとに、署長を長とする「署災害警備本部」を設置する。

1-3 社会秩序の維持活動

被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や、救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。また、被災地において発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団等による民事介入暴力等の取締を重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

第15章 ライフラインの応急・復旧対策

当町のライフラインは、主に水道施設、電気施設及び通信施設である。
下水道施設は未整備であるが、応急対策の拠点となる公共施設の下水処理は、浄化槽による処理であり、水道施設が被災した場合は利用できない状況に陥る。
ここでは、当町のライフラインの応急対策、復旧対策について必要な事項を定める。

1. 水道施設対策

1-1 水道施設の応急・復旧活動体制

(1) 実施責任者

水道施設の応急・復旧対策は、町長が実施し水道班が担当する。

(2) 活動内容

応急・復旧活動は、町内水道施設の点検を行うとともに、指定水道工事店に協力要請を行い、必要な態勢をもって取り組む。

1-2 応急対策

(1) 施設の点検

災害発生後は速やかに取水施設及び主要送配管路を点検する。
同時に、火災の発生に備え給水できる消火栓を確認する。

(2) 応急措置

①取水施設

取水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

②送・配管路

管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、速やかに配水調整を行う。
火災発生に備えるため、消火栓への給水を優先し配水調整を行う。

③一般給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切り弁により閉栓する。

1-3 復旧対策

復旧に当たっては、あらかじめ被害個所の重要度により復旧の優先順位を定め、地区別の被害状況、復旧の難易度等を考慮し、最も必要と思われる管路から行う。

2. 電力施設対策

2-1 実施責任者

四国電力株式会社

2-2 四国電力株式会社の応急・復旧体制

四国電力は、電気供給の責任を完遂するため、自らの防災業務計画（令和2年4月）に基づき災害対策に万全を期す。

(1) 広報の実施

被害の概況、復旧見込みについて公表する。被災地区については、被害概況等に加え、注意事項等きめ細かい情報を提供する。

(2) 要員・資材の確保

被害の重要度・状況等に応じ、要員を効果的に投入し早期復旧を図り、不足する場合は、必要に応じ関係事業者や県内外の他機関の応援を要請する。

災害対策用備蓄資機材・一般保守用予備資材を優先使用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入する。また、状況に応じ関係事業者や県内外の他機関に緊急転用措置を要請する。

(3) 保安対策

送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施する。予防停電は、被害の状況及び住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施する。送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置をとった後実施する。

(4) 供給設備の復旧

被害状況・優先順位を見極めながら、公共保安の確保に必要な災害応急活動の拠点等について、関係機関と協力し、可能な限り優先して電気供給施設の復旧を実施する。仮復旧工事に引き続き本工事を実施する。

3. 通信施設対策

3-1 実施責任者

NTT 西日本

3-2 NTT 西日本の応急・復旧体制

災害により電気通信設備に被害を受けた場合は、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備を迅速に復旧するため、防災業務計画（令和2年8月）に基づき次の事項を実施する。

(1) 災害対策本部の設

総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置する。

(2) 通信の疎通に対する応急措置

通信の途絶の解消、インターネット回線や電話回線へのアクセスの集中の緩和及び重要通信の確保を図る。

(3) 設備の復旧

被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として NTT 西日本の標準的復旧方法により行う。

(4) 復旧に関する広報

復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行う。

第16章 災害時の支援受け入れ

大規模災害時には、被害拡大を最小限にとどめ迅速な救護活動を推し進める要員が数多く求められる。

地元の行政や消防分団ばかりでなく、外部からのボランティア、被災しなかった住民の自主的な対応が必要である。

こうした支援活動が円滑に行えるよう、条件や環境づくりを状況に応じ行う必要がある。また、各方面からは多くの義援金品が寄せられることが予想される。

ここでは、こうした外部からの支援受け入れと活用について必要な事項を定める。

1. ボランティア受け入れ

1-1 実施責任者

ボランティアの受け入れ調整は町と安田町社会福祉協議会が連携して行い、救護班が担当する。町、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。

1-2 受け入れ態勢の整備

大規模災害等の発生によりボランティアの応援が必要と認めた場合には、以下のとおりボランティアの受け入れ態勢を確立する

(1) 活動拠点の開設

ボランティアの活動拠点として、災害対策本部と連絡の取れる施設等に必要な資機材を確保して、速やかに「(仮称)安田町災害ボランティアセンター」(以下ボランティアセンターという)を設置する。開設は、安田町社会福祉協議会やボランティア団体等の協力を得て行うものとする。町は、ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

ボランティアセンターの運営は、ボランティアの自主性を尊重し、業務が円滑に実施できる状態になったあとは、活動方針等、すべてボランティアに委ねるものとする。救護班は、災害対策本部との情報提供等の調整と支援を行う。

(2) ボランティアの活動対象

災害時のボランティアは、避難場所等での炊き出しや清掃活動等、特に資格や経験を必要としない活動と、通信無線、看護、建築物の被災度判定等一定の知識、経験、資格を必要とするものがある。

ボランティアセンターが受け入れる活動対象としては、おおむね次の業務とする。

- ①アマチュア通信無線、パソコン通信等、必要な通信活動業務

- ②避難場所等での炊き出し、給食活動及び給水活動業務
- ③傷病人の応急手当等、看護業務
- ④救援物資等の配布補助業務
- ⑤被災した要配慮者の生活支援活動
- ⑥交通規制、交通整理に関する活動
- ⑦一般清掃活動
- ⑧その他危険のない業務、及び特に資格を必要としない業務

この外、国、県、もしくは公的な機関を通じて、次の活動対象のボランティアを積極的に受け入れる。

- ①建築物の危険度判定技能者
- ②医療活動に携わる専門職
- ③防疫の知識を有する者
- ④船舶、特殊車両等の操縦・運転者
- ⑤その他危険のない業務で資格、経験を必要とする業務

(3) 登録と管理

ボランティアの受け入れは、原則としてボランティアセンターでの登録をもって行うものとする。ただし、状況に応じて指定避難所等活動場所において行う場合もある。

ボランティアセンター以外で登録を行った場合は、随時ボランティアセンターに報告するものとする。町としても、ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター等自発的な支援を担う人材の育成に努める。

2. 義援金品の受付・配布

2-1 実施責任者

町に送られる義援金品の受付・配布は町長が行い、総務班が担当する。

2-2 義援金品の受付

(1) 義援金の受付・配分

義援金は、総務班において迅速に受付窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知し、受入後は寄託者に領収書を交付するとともに、所定の預金口座に預け入れるものとする。

町長は義援金募集团体と配分委員会を組織し、配分率、配分方法を決定し、被災者に対する適正かつ円滑な配分を行う。

(2) 義援物資の受付・配布

総務班が受付となり寄託者に受領書を交付し、一時保管する。

被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知する。

寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布する。また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とすよう努める。

第 17 章 災害時の自衛隊派遣要請及び広域応援要請

災害により人命又は財産の保護のため必要な応急対策、又は災害復旧を実施するため緊急を要する場合で、町では実施不可能、又は非常に困難である場合、知事に対し自衛隊の派遣要請や関係機関への広域的な応援要請を行い、被害を最小限にとどめる必要がある。

ここでは自衛隊の派遣要請や広域応援要請に関連し、必要な事項を定める。

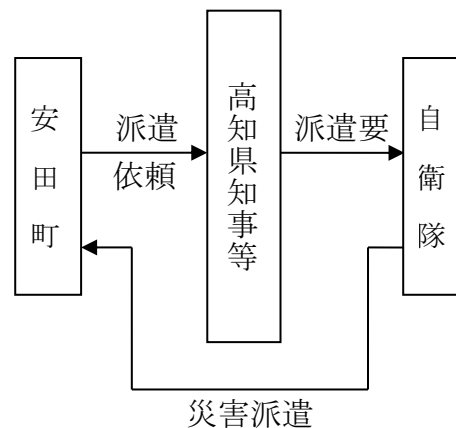
1. 自衛隊の災害派遣

1-1 災害派遣要請者

派遣要請者は高知県知事、高知海上保安部長、高知空港事務所長とする。

自衛隊の災害派遣要請は、自衛隊法第 83 条に基づき知事が行うものとする。

【連絡系統図】



当町への派遣を必要とする場合、町長が、知事に対し派遣要請の依頼を行う。

ただし町長は、大規模な災害に際し、特に緊急を要し知事に自衛隊の派遣要請を行うことができない時は、速やかに最寄りの自衛隊に通知するものとする。また自衛隊は、大規模な災害による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められる時は、自主的に部隊を派遣する。

当町からの派遣要請は、町長又は本部事務局長が担当する。

1-2 自主派遣

自衛隊は、震度 5 弱以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達する。状況から特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣するものとする。この場合においても、できる限り早急に知事と連絡を取ることとする。

自主派遣の基準は次のとおりとする。

- ア) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められる時
- イ) 直ちに救援の措置を取る必要が認められる時
- ウ) 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められる時
- エ) その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる時

1 - 3 災害派遣命令者

陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長（高知県香南市）
海上自衛隊第24航空隊司令（徳島県小松島市和田島）
海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島県板野郡松茂町）

2. 派遣要請

2 - 1 災害派遣要請の範囲

災害派遣要請者が、自衛隊に災害派遣を要請しうる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ「事態上、やむを得ないと認める場合」でおおむね次の範囲とする。

- ア) 被害状況の把握
車両、船舶、航空機等による偵察
- イ) 避難の援助
誘導、輸送
- ウ) 遭難者の捜索・救助
行方不明者、負傷者の捜索
- エ) 水防活動
堤防護岸等への土のう積み等
- オ) 消防活動
消防機関と協力した消火活動
- カ) 道路等交通上の障害物の排除
放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去
- キ) 応急医療、救護及び防疫の支援
応急医療活動等への支援
- ク) 通信支援
被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- ケ) 人員・物資の緊急輸送
緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援
- コ) 炊飯及び給水等の支援
被災者に対する炊飯、給食・給水及び入浴の支援
- サ) 宿泊支援
被災者に対する宿泊支援
- シ) 危険物等の保安、除去
自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
- ス) その他
その他知事が必要と認める事項

2-2 自衛隊の派遣要請等手続

(1) 要請の依頼手順

町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の依頼をしようとする時は、次の事項を明記した文書により行うものとする。

- ①災害の状況及び派遣を必要とする事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④その他参考となる事項

ただし、緊急を要する場合、電信・電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達することができる。

また、緊急避難・人命救助の場合、事態が緊迫し知事に要請するいとまがない時、直接陸上自衛隊高知駐屯地に通報し、事後所定の手続きを速やかに行うことができる。

(2) 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的が達成された時、又はその必要がなくなった時は、速やかに知事に対して撤収要請を行う。

知事は、撤収の要請を受けた時、又は派遣の要請がなくなった時は、次の事項を明記した文書をもって撤収の要請を行うものとする。

ただし、手続き上で日時を要する時は、口頭又は電話によって依頼し、その後において速やかに文書を提出するものとする。

- ①災害の終末又は推移の状況
- ②撤収を要する部隊、人員、船舶、航空機の概数
- ③撤収日時
- ④その他必要事項

3. 受け入れ体制

3-1 災害派遣部隊の業務

災害派遣部隊等は、知事及び町長及び当該所轄の警察・消防機関その他関係機関等と緊密に連絡し、応急措置の実施に努めるものとする。

3-2 受け入れ体制の整備

(1) 知事及び町長による受け入れ

知事及び町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

知事及び町長は、自衛隊に対し作業を要請するに当たって、次の事項に留意するとともに、あらかじめ計画を立て活動の円滑化を図るものとする。

- ①派遣部隊の宿泊施設・野営施設その他必要な諸施設等の準備
- ②派遣部隊の活動に対する協力
- ③派遣部隊と県及び町の連絡調整

(2) 災害対策用ヘリポートの指定

町長は、災害対策用ヘリコプターの降着場を指定し、自衛隊によるヘリコプター輸送はこれを利用する。

3-3 派遣に伴う費用

自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担する。

県及び町は、活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を負担する。

4. その他の確認事項

4-1 自衛隊による無償貸付及び譲与

(1) 災害救助のための自衛隊による無償貸付

災害の応急復旧のため緊急に必要な場合、自衛隊は災害救助法による救助を受けられるまでの期間、又は災害救助のために必要な期間（3か月以内）に限り、応急復旧のため特に必要な物品を貸し付けることができる。

(2) 災害救助のための自衛隊による譲渡

自衛隊は、緊急を要する時は食料品、飲料水、医薬品等救援物資を譲渡することができる。

4-2 災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官職務執行法第4条及び第6条の規定を準用し、区域内住民の避難、立ち退き、土地収用等を実施することができる。

ただしこの場合は、知事及び町長が処理するいとまがなく、現地に警察官が不在の場合に限る。

第18章 突発的な事故対策

突発的な重大事故等により、死傷者が多数発生した場合における対策は次のとおりとする。

1. 事故の対象

この計画の対象とするものは、突発的に発生する航空機事故、船舶事故、爆発物事故等であって、死傷者が多数発生した場合とする。

2. 措置体制

この種の事故は、突発的で予測する事が困難なので、平常時から十分な体制がとれるように努めるとともに、関係各機関相互の連絡及び協力等についても万全を期す。

2-1 高知県

- (1) 消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動
- (2) 救急医療についての総合調整
- (3) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての現地災害対策本部の設置
- (4) 医療及び遺体の処理に要する資器材の調達
- (5) 公立医療機関に対する出動要請
- (6) 日本赤十字社高知県支部に対する出動要請
- (7) 医師会及び歯科医師会に対する協力要請
- (8) 薬剤師会に対する医療品の供給及び薬剤師の派遣要請

2-2 安田町

- (1) 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置及び管理
- (2) 死傷者の捜索、救出、搬送及び災害現場の警戒並びに関係各機関の実施する搬送等の調整
- (3) 災害現場の警戒
- (4) 関係機関の実施する搬送等の調整
- (5) 日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請
- (6) 死体の処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処理）
- (7) 身元不明遺体の処理

2-3 消防機関

- (1) 災害現場での人命検索活動
- (2) 災害現場での救出活動
- (3) 負傷者等への応急措置活動
- (4) 医療機関等への負傷者等の搬送活動

- (5) その他住民の生命・身体の保護に関する活動
- (6) 近隣消防機関への応援要請
- (7) DMAT への応援要請

2-4 警察

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 救出・救護
- (3) 警戒区域の警戒
- (4) 避難誘導
- (5) 被害拡大防止
- (6) 交通規制
- (7) 死傷者の住所、氏名の確認
- (8) 捜索・検死
- (9) 広報活動
- (10) 遺体の引き渡し
- (11) その他必要な警察活動

2-5 海上保安部

- (1) 海上災害に関する警報等の伝達・警戒
- (2) 海上における死傷者の救出、搬送
- (3) 死傷者等の住所、氏名の確認
- (4) 海上における流出油事故に関する防除措置
- (5) 海運局及び漁業協同組合等に対する連絡及び出動要請
- (6) 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導
- (7) 海上治安の維持

2-6 自衛隊

- (1) 死傷者の救出及び搬送等の支援
- (2) 救護班、救助物資等の輸送支援

2-7 医療機関

- (1) 医療の実施（遺体の洗浄、縫合、消毒の処理を含む）
- (2) 傷病者に対する看護

2-8 日本赤十字社高知県支部

- (1) 現地医療の実施
- (2) 傷病者に対する看護
- (3) 輸血用血液の確保

2-9 医師会及び歯科医師会

- (1) 医療施設の確保
- (2) 所属医師の派遣

2-10 薬剤師会

- (1) 医療品の供給及び薬剤師の派遣

2-11 事故発生原因機関

- (1) 現地における応急的医療施設の設置並びに管理
- (2) 死傷者等の住所、氏名等の確認
- (3) 死傷者の家族に対する通知
- (4) 遺族の処遇

2-12 NTT西日本高知支店

- (1) 緊急臨時電話の架設

2-13 四国電力株式会社

- (1) 照明灯等の設置